

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

新旧対照条文目次

一	確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）抄（第二条関係）	1
二	確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）抄（第三条関係）	54
三	厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）抄（第四条関係）	64
四	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）抄（第五条関係）	68
五	国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）抄（第六条関係）	91
六	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号）抄（第七条関係）	92
七	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）抄（第八条関係）	104
八	平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第八十号）抄（第九条関係）	109
九	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）抄（第十条関係）	112
十	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）抄（第十一条関係）	119
十一	相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）抄（第十二条関係）	121
十二	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）抄（第十三条関係）	125
十三	国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）抄（第十四条関係）	127
十四	所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）抄（第十五条関係）	131
十五	法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）抄（第十六条関係）	188
十六	消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）抄（第十七条関係）	237
十七	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）抄（第十八条関係）	243
十八	社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第九十号）抄（第十九条関係）	256

十九	国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）	抄	（第二十条関係）	．．．．．	259
二十	国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）	抄	（第二十一条関係）	．．．．．	260
二十一	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）	抄	（第二十二条関係）	．．．．．	263
二十二	国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）	抄	（第二十三条関係）	．．．．．	265
二十三	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）	抄	（第二十四条関係）	．．．．．	266
二十四	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）	抄	（第二十五条関係）	．．．．．	268
二十五	行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）	抄	（第二十六条関係）	．．．．．	270
二十六	保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）	抄	（第二十七条関係）	．．．．．	272
二十七	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）	抄	（第二十八条関係）	．．．．．	277
二十八	特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）	抄	（第二十九条関係）	．．．．．	282
二十九	郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）	抄	（第三十条関係）	．．．．．	285
三十	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）	抄	（第三十一条関係）	．．．．．	286
三十一	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）	抄	（第三十二条関係）	．．．．．	287
三十二	資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）	抄	（第三十三条関係）	．．．．．	289
三十三	厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）	抄	（第三十四条関係）	．．．．．	293

◎ 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）抄
 （第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等（第五十四条の二―第五十四条の七）</p> <p>第八章 確定給付企業年金の終了及び精算（第五十五条―第六十五条）</p> <p>第九章 企業年金連合会（第六十五条の二―第六十五条の二十二）</p> <p>第十章 雑則（第六十六条―第七十二条）</p> <p>（削る）</p> <p>附則</p> <p>（複数の確定給付企業年金を実施できる場合）</p> <p>第一条 確定給付企業年金法（以下「法」という。）第三条第二項ただし書の政令で定める場合は、一の厚生年金適用事業所（法第二条第二項に規定する厚生年金適用事業所をいう。以下同じ。）について二の確定給付企業年金を実施する場合であつて当該二の確定給付企業年金のうちい</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 確定給付企業年金の終了及び精算（第五十五条―第六十五条）</p> <p>第七章の二 企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置（第六十五条の二―第六十五条の八）</p> <p>第八章 雑則（第六十六条―第七十二条）</p> <p>第九章 他の年金制度との間の移行等（第七十三条―第九十四条）</p> <p>附則</p> <p>（複数の確定給付企業年金を実施できる場合）</p> <p>第一条 確定給付企業年金法（以下「法」という。）第三条第二項ただし書の政令で定める場合は、一の厚生年金適用事業所（法第二条第二項に規定する厚生年金適用事業所をいう。以下同じ。）について二の確定給付企業年金を実施する場合であつて当該二の確定給付企業年金のうちい</p>

ずれか一方の確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主（第五十三条並びに附則第三条及び第八条を除き、以下「事業主」という。）の全部が同時に他方の確定給付企業年金の事業主の全部とならなるときその他厚生労働省令で定める場合とする。

（削る）

（規約型企業年金の規約で定めるその他の事項）

第二条 法第四条第九号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 （略）

二 法第七十九条第一項の規定に基づき実施事業所の一部に使用される加入者（法第二条第四項に規定する加入者という。以下同じ。）及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）に係る給付の支給に関する権利義務を移転する場合（第四十九条第二号に規定する場合に限る。）にあつては、当該権利義務の移転に関する事項

三 法第七十九条第二項の規定に基づき実施事業所の一部に使用される加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合（第四十

ずれか一方の確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主（第五十三条（第七十三条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条及び第八条を除き、以下「事業主」という。）の全部が同時に他方の確定給付企業年金の事業主の全部とならなるときその他厚生労働省令で定める場合とする。

2 厚生年金基金の設立事業所（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第一百七条第三項に規定する設立事業所をいう。以下同じ。）に使用される被用者年金被保険者等（法第二条第三項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。）は、当該設立事業所で実施される確定給付企業年金のうち一の確定給付企業年金に限りその加入者（以下「加入者」という。）となることができる。

（規約型企業年金の規約で定めるその他の事項）

第二条 法第四条第九号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 （略）

二 法第七十九条第一項又は法第一百七条第一項の規定に基づき実施事業所の一部に使用される加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）に係る給付の支給に関する権利義務を移転する場合（第四十九条第二号（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）に規定する場合に限る。）にあつては、当該権利義務の移転に関する事項

三 法第七十九条第二項の規定に基づき実施事業所の一部に使用される加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合（第四十

九条第二号に掲げる場合に限る。)にあつては、当該権利義務の承継に関する事項

四 法第八十一条の二第二項又は第九十一条の二十六第二項の規定に基づき、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等(法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。)が脱退一時金相当額(法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)又は積立金(法第五十九条に規定する積立金をいう。以下同じ。)の移換を受ける場合にあつては、当該脱退一時金相当額又は積立金の移換に関する事項

五・六 (略)

(企業年金制度)

第三条 法第五条第一項第二号(法第六条第四項において準用する場合を

九条第二号に掲げる場合に限る。)又は法第一百十条の二第三項の規定に基づき厚生年金基金の設立事業所の一部に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合(第七十三条第二項において準用する第四十九条第二号に掲げる場合に限る。)にあつては、当該権利義務の承継に関する事項

四 法第八十一条の二第二項、第一百五十五条の三第二項若しくは第一百五十五条の四第二項又は厚生年金保険法第六十五条の二第二項の規定に基づき、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等(法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。)が脱退一時金相当額等(脱退一時金相当額(法第八十一条の二第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。以下同じ。)、厚生年金基金脱退一時金相当額(厚生年金保険法第四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。第七十三条第六項、第八十八条の三第二項並びに第九十条第二項及び第三項において同じ。)、積立金(法第五十九条に規定する積立金をいう。以下同じ。))又は年金給付等積立金(厚生年金保険法第六十五条第五項に規定する年金給付等積立金をいう。))を総称する。以下この号において同じ。)の移換を受ける場合にあつては、当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項

五・六 (略)

(企業年金制度等)

第三条 法第五条第一項第二号(法第六条第四項において準用する場合を

含む。)の政令で定める年金制度は、確定給付企業年金とする。

(規約型企業年金の規約の承認の基準に関するその他の要件)

第四条 法第五条第一項第五号(法第六条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等(法第二条第三項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。)が加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格は、加入者その資格を喪失することを任意に選択できるものでないこと。

二 (略)

(再加入者の加入者期間の合算に関する基準)

第二十一条 法第二十八条第二項の政令で定める基準は、加入者の資格を喪失した後、再びもとの確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者(以下「再加入者」という。)のうち、次に掲げるものについては、当該確定給付企業年金における前後の加入者である期間(以下「加入者期間」という。)を合算しないものとする。

一 三 (略)

四 加入者の資格を喪失した後に法第八十一条の二第二項、第八十二条の三第二項又は第九十一条の十九第二項の規定により脱退一時金相当

含む。)の政令で定める年金制度は、次のとおりとする。

一 確定給付企業年金

二 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第二項に規定する企業型年金(以下「企業型年金」という。)

(規約型企業年金の規約の承認の基準に関するその他の要件)

第四条 法第五条第一項第五号(法第六条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格は、加入者その資格を喪失することを任意に選択できるものでないこと。

二 (略)

(再加入者の加入者期間の合算に関する基準)

第二十一条 法第二十八条第二項の政令で定める基準は、加入者の資格を喪失した後、再びもとの確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者(以下「再加入者」という。)のうち、次に掲げるものについては、当該確定給付企業年金における前後の加入者である期間(以下「加入者期間」という。)を合算しないものとする。

一 三 (略)

四 加入者の資格を喪失した後に法第八十一条の二第二項、第九十一条の二第二項、第一百五十五条の二第二項又は第一百七十七条の二第二項の規定

額が移換された者

(障害等級)

第三十一条 法第四十三条第二項の政令で定める障害等級は、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十七条第二項に規定する一級、二級及び三級の障害等級とする。

(脱退一時金相当額の移換の申出)

第五十条の二 法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する中途脱退者(規約で定める老齢給付金を受けるための要件のうち法第三十六条第二項に規定する老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者を除く。以下「中途脱退者」という。)が移換元確定給付企業年金(法第八十一条の二第一項に規定する移換元確定給付企業年金をいう。)の加入者の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日又は移換先確定給付企業年金(同項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。)の加入者の資格を取得した日から起算して三月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 (略)

第七章 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等

により脱退一時金相当額が移換された者

(障害等級)

第三十一条 法第四十三条第二項の政令で定める障害等級は、厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する二級、一級及び三級の障害等級とする。

(脱退一時金相当額の移換の申出)

第五十条の二 法第八十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する中途脱退者(規約で定める老齢給付金を受けるための要件のうち法第三十六条第二項に規定する老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者を除く。第八十八条の三第二項を除き、以下「中途脱退者」という。)が移換元確定給付企業年金(法第八十一条の二第一項に規定する移換元確定給付企業年金をいう。)の加入者の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日又は移換先確定給付企業年金(同項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。)の加入者の資格を取得した日から起算して三月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他その日までの間に申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 (略)

(新設)

(確定拠出年金を実施する場合の積立金の移換)

第五十四条の二 法第八十二条の二第一項の規定による積立金の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

一 加入者の給付の額を減額することにより当該加入者の個人別管理資産(確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。)に充てるものであること。

二 移換加入者(法第八十二条の二第二項に規定する移換加入者をいう。以下同じ。)となるべき者の範囲が同条第一項の規約において定められていること。

三 前号の移換加入者となるべき者の範囲は、特定の者について不当に差別的なものでなく、かつ、加入者が任意に選択できるものでないこと。

四 当該移換加入者の個人別管理資産に充てることができる金額は、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額に相当する額(以下「移換相当額」という。)であること。

イ 給付の額の減額に係る規約の変更が効力を有することとなる日(以下「規約変更日」という。)を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなし、かつ、当該規約の変更による給付の額の減額がないものとして同項の規定の例により計算した額

ロ 規約変更日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定の例により計算した額

(新設)

五 移換加入者となるべき者のうち実施事業所の事業主が実施する企業型年金（確定拠出年金法第二条第二項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。）の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。第五十四条の六において同じ。）への移換相当額の移換に代えて移換相当額の支払を受けることを希望する者（法第八十二条の二第一項の規約を定めることに同意しない者に限る。）に対して、移換相当額の支払を行う旨を同項の規約で定める場合にあつては、当該移換相当額を一時に支払うものであること。

（確定拠出年金を実施する場合の残余財産の移換）

第五十四条の三 法第八十二条の二第四項の規定による残余財産の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

一 残余財産のうち、法第八十九条第六項の規定により、終了制度加入者等（同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下同じ。）に分配されるべき額を当該終了制度加入者等の個人別管理資産に充てるものであること。

二 残余財産の移換に係る終了制度加入者等の範囲及び個人別管理資産に充てる額の算定方法が法第八十二条の二第四項の規約において定められていること。

三 終了した日における積立金の額は、当該終了した日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定の例により計算した額を下回らない額であること。

2| 前項第二号の規約において残余財産の移換に係る終了制度加入者等の

（新設）

範囲を定める場合において、当該範囲に属しない加入者があるときは、当該範囲に属する加入者の二分の一以上の同意及び当該範囲に属しない加入者の二分の一以上の同意を得なければならない。

3 前項の場合において、企業型年金が実施される実施事業所が二以上であるときは、同項の当該範囲に属する加入者の同意は、各実施事業所について得なければならない。

(資産の移換をする場合の掛金の一括拠出)

第五十四条の四 事業主等が法第八十二条の二第一項の規定に基づき積立金を移換する場合において、規約変更日の前日における積立金のうち当該移換に係る分として厚生労働省令で定める方法により算定した額が移換加入者に係る移換相当額の合計額を下回るときは、法第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該移換に係る事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

(確定拠出年金への移行に伴う閉鎖型確定給付企業年金)

第五十四条の五 基金の実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合には、規約で定めるところにより、加入者の全部又は一部について、加入者期間のうち同時に当該企業型年金の企業型年金加入者期間（確定拠出年金法第十四条第一項に規定する企業型年金加入者期間をいう。）であった期間を給付の額の算定の基礎としないこととすることができる。

2 前項の規定を適用する場合には、当該基金の加入者期間を額の

(新設)

(新設)

算定の基礎とする給付が支給されることとなる加入者の数が、第六条に規定する数以上であるか、又は当該数以上となることが見込まれなければならぬ。

(企業型年金の資産管理機関等への脱退一時金相当額の移換の申出)

第五十四条の六 第五十条の二の規定は、法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の企業型年金の資産管理機関又は確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会への移換の申出について準用する。この場合において、第五十条の二第一項中「第八十一条の二第一項の」とあるのは「第八十二条の三第一項の」と、「同項」とあるのは「法第八十一条の二第一項」と、「移換元確定給付企業年金(法第八十一条の二第一項に規定する移換元確定給付企業年金をいう。)」とあるのは「当該確定給付企業年金」と、「移換先確定給付企業年金(同項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。)」の加入者」とあるのは「企業型年金加入者(確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。)」又は個人型年金加入者(確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。)」と読み替えるものとする。

(中途脱退者等への事業主等の説明義務)

第五十四条の七 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限

(新設)

(新設)

その他脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者に説明しなければならない。

第八章 確定給付企業年金の終了及び精算

(残余財産のうち分配を要しないもの)

第五十六条 法第八十九条第六項の政令で定めるものは、終了した確定給付企業年金の事業主等が、当該確定給付企業年金に係る資産管理運用契約又は基金資産運用契約として締結していた生命保険又は生命共済の契約に係る積立金とする。ただし、当該生命保険又は生命共済の契約は、生命保険会社又は農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）が、当該確定給付企業年金が終了した場合において、終了制度加入者等に対し、当該確定給付企業年金が終了しなかった場合に事業主等が支給することとなる給付を当該事業主等に代わって支給することを内容とするものに限る。

第九章 企業年金連合会

(創立総会の議長の選任)

第六十五条の二 創立総会の議長は、創立総会において選任する。

第七章 確定給付企業年金の終了及び精算

(残余財産のうち分配を要しないもの)

第五十六条 法第八十九条第六項の政令で定めるものは、終了した確定給付企業年金の事業主等が、当該確定給付企業年金に係る資産管理運用契約又は基金資産運用契約として締結していた生命保険又は生命共済の契約に係る積立金とする。ただし、当該生命保険又は生命共済の契約は、生命保険会社又は農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）が、当該確定給付企業年金が終了した場合において、終了制度加入者等（法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等をいう。以下同じ。）に対し、当該確定給付企業年金が終了しなかった場合に事業主等が支給することとなる給付を当該事業主等に代わって支給することを内容とするものに限る。

第七章の二 企業年金連合会による中途脱退者等に係る措置

(新設)

(設立同意者の代理)

第六十五条の三 法第九十一条の六第五項に規定する設立の同意を申し出た者(以下「設立同意者」という。)は、設立委員又は発起人が作成した規約の承認その他企業年金連合会(以下「連合会」という。)の設立に必要な事項の決定につき、書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。ただし、その設立同意者の親族又は他の設立同意者でなければ、代理人となることができない。

2 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。

3 代理人は、五人以上の設立同意者を代理することはできない。

4 代理人は、代理権を証する書面を設立総会に提出しなければならない。

(創立総会の延期又は続行)

第六十五条の四 創立総会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、法第九十一条の六第一項の規定による公告は、行うことを要しない。

(創立総会の会議録)

第六十五条の五 創立総会の会議については、会議録を作成し、出席した設立同意者の氏名並びに議事の経過の要領及びその結果を記載しなければならない。

2 前項の会議録には、議長及び創立総会において定めた二人以上の設立

(新設)

(新設)

(新設)

同意者が署名しなければならない。

3 連合会は、第一項の会議録を連合会の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。

4 連合会が年金又は一時金の支給をするものとされている中途脱退者及び終了制度加入者等は、連合会に対し、第一項の会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、連合会は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(規約の変更)

第六十五条の六 法第九十一条の八第二項において読み替えて準用する法第十六条第一項の政令で定める事項の変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 法第九十一条の八第一項第二号から第四号まで、第十二号又は第十三号に掲げる事項

二 その他厚生労働大臣の定める事項

(会員の資格)

第六十五条の七 法第九十一条の十七第二号の政令で定める年金制度は、企業型年金とする。

(連合会の附帯事業)

第六十五条の八 法第九十一条の十八第四項第二号の規定により連合会が行うことができる事業は、次に掲げるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 会員の行う事業についての助言及び連絡
- 二 会員に関する教育、情報の提供及び相談
- 三 会員の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究
- 四 前三号に掲げるもののほか、会員の健全な発展を図るために必要な事業

(連合会が業務を委託する場合の要件)

第六十五条の九 連合会が法第九十一条の十八第七項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社等、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託する場合には、連合会の事業の実施に支障を及ぼすことがないよう、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。

(新設)

(連合会が業務の一部を委託することができる法人)

第六十五条の十 連合会が法第九十一条の十八第七項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社等、生命保険会社及び農業協同組合連合会以外の法人に委託する場合には、第六十七条第一項に規定する指定法人に委託しなければならない。

(新設)

(連合会の事業年度)

第六十五条の十一 連合会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。ただし、事業開始の初年度にあつては、事業開始の日に始まり、翌年(事業開始の日が一月一日以降三月三十

(新設)

一日以前であるときは、その年）の三月三十一日に終わるものとする。

（予算）

第六十五条の十二 連合会は、毎事業年度、予算を作成し、事業年度開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（新設）

2 連合会の事業開始の初年度の予算については、前項の規定にかかわらず、連合会の設立の認可の申請をしようとする発起人が作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（決算）

第六十五条の十三 連合会は、毎事業年度、当該事業年度終了後六月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書（次項において「財務諸表」という。）並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見を付けて、評議員会に提出し、その議決を得た後、法第百条の二第一項の業務についての報告書として厚生労働大臣に提出してその承認を受けなければならない。

（新設）

2 連合会は、前項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の業務報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

3 第一項の業務報告書及び前項の附属明細書に記載すべき事項は、厚生

労働省令で定める。

(老齢給付金等の額の基準)

第六十五条の十四 法第九十一条の十九第三項及び第九十一条の二十第三項の規定により連合会が支給する老齢給付金及び遺族給付金、法第九十一条の二十一第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の二十二第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金の額は、法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十二第三項の移換金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。

(連合会が支給する遺族給付金等に関する読替え)

第六十五条の十五 法第九十一条の二十四第四項の規定により法第五十四条の規定を準用する場合には、同条中「加入者又は加入者であった者」とあるのは、「第九十一条の二十二第一項に規定する終了制度加入者等」と読み替えるものとする。

2 法第九十一条の二十四の規定により法第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第四十七条、第五十四条、第五十九条、第六十条第一項及び第二項、第六十一条、第六十六条並びに第七十二条の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字

(老齢給付金等の額の基準)

第六十五条の二 法第九十一条の二第三項及び第九十一条の三第三項の規定により企業年金連合会(厚生年金保険法第四十九条第一項の企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。)が支給する老齢給付金及び遺族給付金、法第九十一条の四第三項の規定により連合会が支給する障害給付金及び遺族給付金並びに法第九十一条の五第三項の規定により連合会が支給する遺族給付金の額は、法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項の移換金並びにその運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。

(連合会が支給する遺族給付金等に関する読替え)

第六十五条の三 法第九十一条の五第四項の規定により法第五十四条の規定を準用する場合には、同条中「加入者又は加入者であった者」とあるのは、「第九十一条の五第一項に規定する終了制度加入者等」と読み替えるものとする。

2 法第九十一条の七の規定により法第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第四十七条、第五十四条、第五十九条、第六十条第一項及び第二項、第六十一条、第六十六条並びに七十二の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十六条第一項	加入者又は加入者であつた者	中途脱退者（第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者をいう。以下同じ。）又は第九十一条の二十第一項に規定する終了制度加入者等
第三十七条第一項	事業主等	第九十一条の二の企業年金連合会（以下「連合会」という。）
第三十四条第一項ただし書	老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金	第九十一条の十九第三項及び第九十一条の二十第三項の老齢給付金並びに第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十二第三項の遺族給付金

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十六条第一項	加入者又は加入者であつた者	中途脱退者（第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者をいう。以下同じ。）又は第九十一条の三第一項に規定する終了制度加入者等
第三十七条第一項	事業主等	厚生年金保険法第四十九条第一項の企業年金連合会（以下「連合会」という。）
第三十四条第一項	老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金	第九十一条の二第三項及び第九十一条の三第三項の老齢給付金並びに第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項の遺族給付金

第三十七条第二項	前条第一項	第九十一条の二十四 において準用する前 条第一項	第四十七条	遺族給付金は	第九十一条の十九第 三項、第九十一条の 二十第三項及び第九 十一条の二十一第三 項の遺族給付金は	加入者又は当該確定 給付企業年金の老齡 給付金の支給を受け ている者	第五十四条	加入者又は加入者で あった者	(略)	第六十条第一項	加入者及び加入者で あった者（以下「加 入者」とする。）	中途脱退者並びに第 九十一条の二十第一 項の遺族給付金は	(略)	加入者又は加入者で あった者	(略)	第六十条第一項	加入者及び加入者で あった者（以下「加 入者」とする。）	中途脱退者並びに第 九十一条の二十第一 項の遺族給付金は	(略)
----------	-------	--------------------------------	-------	--------	--	---	-------	-------------------	-----	---------	------------------------------------	------------------------------------	-----	-------------------	-----	---------	------------------------------------	------------------------------------	-----

第三十七条第二項	前条第一項	第九十一条の七にお いて準用する前条第 一項	第四十七条	遺族給付金は	第九十一条の二第三 項、第九十一条の三 第三項及び第九十一 条の四第三項の遺族 給付金は	加入者又は当該確定 給付企業年金の老齡 給付金の支給を受け ている者	第五十四条	加入者又は加入者で あった者	(略)	第六十条第一項	加入者及び加入者で あった者（以下「加 入者」とする。）	中途脱退者並びに第 九十一条の三第一項 の遺族給付金は	(略)	加入者又は加入者で あった者	(略)	第六十条第一項	加入者及び加入者で あった者（以下「加 入者」とする。）	中途脱退者並びに第 九十一条の三第一項 の遺族給付金は	(略)
----------	-------	------------------------------	-------	--------	--	---	-------	-------------------	-----	---------	------------------------------------	-----------------------------------	-----	-------------------	-----	---------	------------------------------------	-----------------------------------	-----

第七十二条	(略)	基金資産運用契約の	(略)	(略)	前条第二項	(略)	(略)	(略)	入者等」という。	項、第九十一条の二
										(略)
第七十二条	(略)	基金資産運用契約の	(略)	(略)	前条第二項	(略)	(略)	(略)	入者等」という。	項、第九十一条の二
										(略)
第七十二条	(略)	基金資産運用契約の	(略)	(略)	前条第二項	(略)	(略)	(略)	入者等」という。	項、第九十一条の二
										(略)
第七十二条	(略)	基金資産運用契約の	(略)	(略)	前条第二項	(略)	(略)	(略)	入者等」という。	項、第九十一条の二
										(略)

第七十二条	(略)	基金資産運用契約の	(略)	(略)	前条第二項	(略)	(略)	(略)	入者等」という。	項、第九十一条の四第
										(略)
第七十二条	(略)	基金資産運用契約の	(略)	(略)	前条第二項	(略)	(略)	(略)	入者等」という。	項、第九十一条の四第
										(略)
第七十二条	(略)	基金資産運用契約の	(略)	(略)	前条第二項	(略)	(略)	(略)	入者等」という。	項、第九十一条の四第
										(略)
第七十二条	(略)	基金資産運用契約の	(略)	(略)	前条第二項	(略)	(略)	(略)	入者等」という。	項、第九十一条の四第
										(略)

(準用規定)

第六十五条の十六 第八条(第四号を除く。)、第九条、第十条の規定は連合会の公告について、第十二条から第十八条までの規定は評議員会について、第二十条の規定は連合会が給付の支給に関する義務を負っている者に関する原簿について、第二十五条及び第二十六条の規定は連合会が支給する給付について、第二十九条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十三条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定は連合会が支給する法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第三項の遺族給付金について、第三十四条(第一号に係る部分に限る。)の規定は連合会が支給する法第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十二第三項の遺族給付金並びに法第九十一条の二十一第三項の障害給付金について、第四十条から第四十八条までの規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第五十八条(第三号及び第五号を除く。)から第六十一条まで、第六十三条及び第六十四条の規定は連合会の解散及び清算について、第六十八条、第七十条及び第七十一条の規定は連合会の財務及び会計について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第三項	法第十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める	第六十五条の六各号に掲げる
第十八条第四項及び	加入者等	連合会が給付の支給に

(準用規定)

第六十五条の四 第二十五条及び第二十六条の規定は連合会が支給する給付について、第二十九条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第三十三条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定は連合会が支給する法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項及び第九十一条の四第三項の遺族給付金について、第三十四条(第一号に係る部分に限る。)の規定は連合会が支給する法第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項の遺族給付金並びに法第九十一条の四第三項の障害給付金について、第四十条から第四十八条までの規定は法の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十三條第二号	第三十三條第一号	第三十三條	第二十九條第三号	第二十九條	第二十六條第一項	第二十五條	第二十條第二項
第三十七條第一項	第三十六條第二項に規定する老齡給付金支給開始要件（以下「老齡給付金支給開始要件」という。）	第三十三條	第三十條第一項	第三十八條第二項	第四十八條各号	第三十三條	
第九十一條の二十四において準用する法第三	第九十一條の二十四に掲げる要件	第九十一條の二十四において準用する法第三十六條第二項第一号に	第九十一條の二十三第一項	第九十一條の二十四において準用する法第三十八條第二項	第九十一條の二十四において準用する法第四十八條各号	第九十一條の二十四において準用する法第十三條	関する義務を負つてい る者

第三十三條第二号	第三十三條第一号	第三十三條	第二十九條第三号	第二十九條	第二十六條第一項	第二十五條	
第三十七條第一項	第三十六條第二項に規定する老齡給付金支給開始要件（以下「老齡給付金支給開始要件」という。）	第三十三條	第三十條第一項	第三十八條第二項	第四十八條各号	第三十三條	
第九十一條の七において準用する法第三十七	第九十一條の七に掲げる要件	第九十一條の七において準用する法第三十六條第二項第一号に	第九十一條の六第一項	第九十一條の七において準用する法第三十八條第二項	第九十一條の七において準用する法第四十八條各号	第九十一條の七において準用する法第三十三條	

第三十四条	第五十四条	第十七条第一項	第四十条第一項	第六十六条第一項	第九十一条の二十二第 四項及び第九十一条の 二十四において準用す る法第五十四条	第四十条第二項	第六十六条第二項	第九十一条の二十四に おいて準用する法第六 十六条第二項	第四十一条	第六十六条第一項	第九十一条の二十四に おいて準用する法第六 十六条第一項	第四十二条	基金	連合会	第九十一条の二十四に おいて準用する法第六 十六条第四項
-------	-------	---------	---------	----------	---	---------	----------	------------------------------------	-------	----------	------------------------------------	-------	----	-----	------------------------------------

第三十四条	第五十四条	条第一項	第四十条第一項	第六十六条第一項	第九十一条の七におい て準用する法第六十六 条第一項	第四十条第二項	第六十六条第二項	第九十一条の七におい て準用する法第六十六 条第二項	第四十一条	第六十六条第一項	第九十一条の七におい て準用する法第六十六 条第一項	第四十二条	基金	連合会	第九十一条の七におい て準用する法第六十六 条第四項
-------	-------	------	---------	----------	----------------------------------	---------	----------	----------------------------------	-------	----------	----------------------------------	-------	----	-----	----------------------------------

第五十八條第六号	第四十三條及び第四十四條	(略)	第四十五條第三項	(略)	(略)	(略)	第四十七條	資産管理運用契約又は基金資産運用契約	第二十二條第三項	第九十一條の十三第三項
									第六十六條第四項	第九十一條の二十四において準用する法第六十六條第四項
年月日(法第八十一條第									年月日	

第四十三條及び第四十四條	(略)	第四十五條第三項	(略)	(略)	(略)	(略)	第四十七條	資産管理運用契約又は基金資産運用契約	法第二十二條第三項	第二号
									第六十六條第四項	第九十一條の七において準用する法第六十六條第四項

	三項の規定に基づき解散の認可があったものとみなされたときは、当該認可があったものとみなされた年月日)	
第六十四条	第五十八条	第五十八条(第三号及び第五号を除く。)
第六十八条	加入者等の福利及び厚生に関する事業を行う基金	法第九十一条の第十八項に規定する事業を行う場合には

(連合会への脱退一時金相当額の移換の申出等)

第六十五条の十七 法第九十一条の十九第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者が当該確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限って行うことができる。

2 (略)

3 法第九十一条の十九第一項の規定により脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は法第九十一条の二十第一項、第九十一条の二十一第一項若しくは第九十一条の二十二第一項の規定により法第九十一条の二十第一項に規定する残余財産の移換の申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、当該脱退一時金相当額又は残余財産の連合会への移換の申出があった旨を、連合会へ通知しなければならない。

(連合会への脱退一時金相当額の移換の申出等)

第六十五条の五 法第九十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者が当該確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日から起算して一年を経過する日までの間に限って行うことができる。

2 (略)

3 法第九十一条の二第一項の規定により脱退一時金相当額の移換の申出を受けた事業主等又は法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の五第一項の規定により法第九十一条の三第一項に規定する残余財産の移換の申出を受けた終了した確定給付企業年金の清算人は、当該脱退一時金相当額又は残余財産の連合会への移換の申出があった旨を、連合会へ通知しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第六十五条の十八 連合会が支給する給付の額は、連合会が給付の支給に関する義務を負っている者のうち特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。

(中途脱退者への事業主等又は連合会の説明義務)

第六十五条の十九 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第九十一条の十九第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者に説明しなければならない。

2 (略)

(削る)

(差別的取扱いの禁止)

第六十五条の六 連合会が支給する給付の額は、連合会が給付の支給に関する義務を負っている者のうち特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。

(中途脱退者への事業主等又は連合会の説明義務)

第六十五条の七 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第九十一条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者に説明しなければならない。

2 (略)

(法第九十三条の二の規定により連合会の業務が行われる場合における厚生年金保険法等の適用)

第六十五条の八 法第九十三条の二の規定により連合会の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる厚生年金保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第六十五条第一項第六号</p>	<p>一時金たる給付</p>	<p>一時金たる給付(確定給付企業年金法の規定により連合会が支給す</p>
--------------------	----------------	---------------------------------------

<p>第百五十三条第一項第八号</p>	<p>年金給付等積立金</p>	<p>る年金給付及び一時金を含む。）</p>
<p>第百五十三条第一項第十二号</p>	<p>業務</p>	<p>業務（確定給付企業年金法の規定により連合会が行う業務を含む。以下同じ。）</p>
<p>第百六十七条</p>	<p>及び一時金たる給付</p>	<p>（確定給付企業年金法第八十一条の二第一項に規定する中途脱退者並びに同法第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項及び第九十一条の五第一項に規定する終了制度加入者等（以下この条におい</p>

		<p>て「確定給付企業年金の中途脱退者等」という。）に係る年金給付を含む。以下この条において同じ。）及び一時金たる給付（確定給付企業年金の中途脱退者等に係る一時金を含む。以下この条において同じ。）</p>
<p>2 法第九十三条の二の規定により連合会の業務が行われる場合には、厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第五十条及び第五十四条第一項の表第二十八条の二の項中「業務」とあるのは「業務（確定給付企業年金法の規定により連合会が行う業務を含む。）」と、同表第十四条の項中「一時金たる給付」とあるのは「一時金たる給付（確定給付企業年金法の規定により連合会が支給する年金給付及び一時金を含む）」と、同条第二項の表第十三条第四項及び第十四条第二項の項中「</p>	<p>第百六十五条の三第二項</p>	<p>第百六十五条の三第二項若しくは同法第一百五条の四第二項、第百十五条の五第二項若しくは第百十七条の三第二項</p>

(積立金の移換の申出)

第六十五条の二十 法第九十一条の二十六第一項の規定による積立金の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。次条において同じ。）が確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して三月を経過する日までの間に限って行うことができる。

2 前項の規定は、法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出について準用する。この場合において、前項中「第九十一条の二十六第一項」とあるのは「第九十一条の二十七第一項」と、「同項」とあるのは「法第九十一条の二十六第一項」と、「確定給付企業年金の加入者」とあるのは「企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。）」と読み替えるものとする。

3 第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の申出について準用する。

(積立金を移換する場合における加入者期間等の取扱い)

第六十五条の二十一 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、法第九

一時金たる給付」とあるのは「一時金たる給付（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の規定により連合会が支給する年金給付又は一時金を含む。）」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

十一條の二十六第一項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、中途脱退者等に係る法第九十一條の十九第二項の規定により連合会に移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は法第九十一條の二十第一項の終了した確定給付企業年金の加入者期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等に係る加入者期間に算入するものとする。

(中途脱退者等への事業主等の説明義務)

第六十五條の二十二 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者が当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に積立金を移換することができるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者の資格を取得した者に係る当該確定給付企業年金の給付に関する事項その他積立金の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

第十章 雑則

(指定法人)

第六十七條 事業主等が法第九十三條の規定に基づき、受託業務を信託会社等、生命保険会社、農業協同組合連合会及び連合会以外の法人に委託する場合にあつては、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。）に委託しなければならない。

(新設)

第八章 雑則

(指定法人)

第六十七條 事業主等が法第九十三條の規定に基づき、受託業務を信託会社等、生命保険会社、農業協同組合連合会及び連合会以外の法人に委託する場合にあつては、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。）に委託しなければならない。

一 年金数理に関する受託業務を法第九十七条第二項に規定する年金数
理人が実施するものであること。

二・三 (略)

2・3 (略)

(削る)

(削る)

一 年金数理に関する受託業務を厚生年金保険法第七十六条の二第二
項に規定する年金数理人が実施するものであること。

二・三 (略)

2・3 (略)

第九章 他の年金制度との間の移行等

(準用規定)

第七十三条 第四十九条の規定は、法第七十七条第一項の政令で定める場合
について準用する。この場合において、第四十九条各号列記以外の部分
中「第七十九条第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、同条第一号
中「確定給付企業年金の事業主（以下この号において「譲受事業主」と
いう。）」とあるのは「厚生年金基金の設立事業所の事業主」と、「他
の確定給付企業年金の事業主」とあるのは「確定給付企業年金の事業主
」と、「譲受事業主が実施する確定給付企業年金の事業主等」とあるの
は「当該厚生年金基金」と、同条第二号中「法第七十九条第一項に規定
する移転確定給付企業年金（以下この号、次条及び第五十三条において
「移転確定給付企業年金」という。）及び承継確定給付企業年金（以下
この号及び次条において「承継確定給付企業年金」という。）」とある
のは「確定給付企業年金及び厚生年金基金」と、「移転確定給付企業年
金の」とあるのは「当該確定給付企業年金の」と、「承継確定給付企業
年金の事業主等」とあるのは「当該厚生年金基金」と、「承継確定給付
企業年金の実施事業所」とあるのは「当該厚生年金基金の設立事業所」

と読み替えるものとする。

- 2 第四十九条の規定は、法第一百条の二第一項の政令で定める場合について準用する。この場合において、第四十九条各号列記以外の部分中「第七十九条第一項」とあるのは「第一百条の二第一項」と、同条第一号中「他の確定給付企業年金の事業主（以下この号において「譲渡事業主」という。）」とあるのは「厚生年金基金の設立事業所の事業主」と、「譲渡事業主の実施事業所」とあるのは「当該厚生年金基金の設立事業所」と、「譲渡事業主が実施する確定給付企業年金」とあるのは「当該厚生年金基金」と、同条第二号中「法第七十九条第一項に規定する移転確定給付企業年金（以下この号、次条及び第五十三条において「移転確定給付企業年金」という。）及び承継確定給付企業年金（以下この号及び次条において「承継確定給付企業年金」という。）」とあるのは「厚生年金基金及び確定給付企業年金」と、「移転確定給付企業年金の実施事業所」とあるのは「当該厚生年金基金の設立事業所」と、「移転確定給付企業年金の加入者」とあるのは「当該厚生年金基金の加入者」と、「一部移転加入者」とあるのは「一部移転加入員」と、「承継確定給付企業年金の」とあるのは「当該確定給付企業年金の」と読み替えるものとする。

- 3 第五十条の規定は、法第一百七条第一項の規定に基づき、事業主等が、当該確定給付企業年金の実施事業所に使用される当該確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る場合について準用する。この場合において、第五十条第一項中「第七十九条第一項」とあるのは「第一百七条第一項」と、「移転確定給付企業年金」と

あるのは「確定給付企業年金」と、同条第三項及び第四項中「移転確定給付企業年金」とあるのは「当該確定給付企業年金」と、「承継確定給付企業年金の実施事業所」とあるのは「厚生年金基金の設立事業所」と、「又は実施事業所」とあるのは「又は設立事業所」と、同条第六項中「第四十九条第二号」とあるのは「第七十三条第一項において準用する第四十九条第二号」と、同条第七項中「第七十九条第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、「移転確定給付企業年金の実施事業所に使用される移転確定給付企業年金の加入者」とあるのは「当該確定給付企業年金の実施事業所に使用される当該確定給付企業年金の加入者」と、「当該移転確定給付企業年金」とあるのは「当該確定給付企業年金」と、同条第八項中「法第七十九条第一項に規定する承継事業主等が同条第二項」とあるのは「厚生年金基金が法第七十七条第二項」と、「移転確定給付企業年金」とあるのは「確定給付企業年金」と、「承継確定給付企業年金の加入者期間」とあるのは「当該厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間」と読み替えるものとする。

4 | 第五十条（第四項及び第五項を除く。）の規定は、法第一百十条の第二項の規定に基づき、厚生年金基金が、当該厚生年金基金の設立事業所に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る場合について準用する。この場合において、第五十条第一項中「第七十九条第一項」とあるのは「第一百十条の第二項」と、「移転確定給付企業年金の事業主等（以下この条及び第五十三条において「移転事業主等」という。）」とあるのは「厚生年金基金」と、「移転確定給付企業年金の実施事業所」とあるの

は「厚生年金基金の設立事業所」と、「移転確定給付企業年金の加入者等」とあるのは「当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者」と、同項第一号中「移転確定給付企業年金の加入者」とあるのは「厚生年金基金の加入員」と、「移転加入者」とあるのは「移転加入員」と、「実施事業所」とあるのは「設立事業所（以下この条において「脱退事業所」という。）」と、同項第二号中「移転加入者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該移転加入者の過半数で組織する労働組合がないときは当該移転加入者の過半数を代表する者」とあるのは「当該脱退事業所に使用される厚生年金基金の加入員の二分の一以上の者」と、同条第二項中「移転加入者」とあるのは「移転加入員」と、「実施事業所」とあるのは「脱退事業所」と、同条第三項中「移転確定給付企業年金が基金型企業年金であるとき」とあるのは「厚生年金基金」と、「移転加入者以外の加入者が使用される移転確定給付企業年金の実施事業所に係る代議員（移転確定給付企業年金の実施事業所の一部が承継確定給付企業年金の実施事業所となつているとき、又は実施事業所となるときは、移転加入者となる代議員を除く。）」とあるのは「脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「第一項から第三項まで」と、「第四十九条第二号」とあるのは「第七十三条第二項において準用する第四十九条第二号」と、「及び第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第七項中「移転事業主等」とあるのは「厚生年金基金」と、「第七十九条第一項」とあるのは「第一百条の二第一項」と、「移転確定給付企業年金の実施事業所」とあるのは「当該厚生年金基金の設立事業所」と、「移

転確定給付企業年金の加入者」とあるのは「厚生年金基金の加入員」と、同条第八項中「法第七十九条第一項に規定する承継事業主等が同条第二項」とあるのは「確定給付企業年金の事業主等が法第一百十条の第二第三項」と、「移転加入者の移転確定給付企業年金の加入者期間」とあるのは「移転加入員の厚生年金基金の老齢年金給付の額の算定の基礎となる期間」と、「承継確定給付企業年金」とあるのは「確定給付企業年金」と読み替えるものとする。

5 | 第五十条の二の規定は、法第一百五十五条の二第一項の規定による脱退一時金相当額の厚生年金基金への移換の申出について準用する。この場合において、第五十条の二第一項中「第八十一条の二第一項」とあるのは「第一百五十五条の二第一項」と、「同項」とあるのは、「法第八十一条の二第一項」と、「移換元確定給付企業年金（法第八十一条の二第一項に規定する移換元確定給付企業年金をいう。）」とあるのは「当該確定給付企業年金」と、「移換先確定給付企業年金（同項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。）の加入者」とあるのは「当該厚生年金基金の加入員」と読み替えるものとする。

6 | 第五十条の二の規定は、法第一百五十五条の三第一項の規定による厚生年金基金脱退一時金相当額の確定給付企業年金への移換の申出について準用する。この場合において、第五十条の二第一項中「第八十一条の二第二項」とあるのは「第一百五十五条の三第一項」と、「脱退一時金相当額」とあるのは「厚生年金基金脱退一時金相当額（第二条第四号に規定する厚生年金基金脱退一時金相当額をいう。）」と、「同項に規定する中途脱退者（規約で定める老齢給付金を受けるための要件のうち法第三十六

条第二項に規定する老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者を除く。第八十八条の三第二項を除き、以下「中途脱退者」という。）が移換元確定給付企業年金（法第八十一条の二第一項に規定する移換元確定給付企業年金をいう。）の加入者」とあるのは「厚生年金基金の厚生年金保険法第百四十四条の三第一項に規定する中途脱退者が当該厚生年金基金の加入員」と、「移換先確定給付企業年金（同項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。）」とあるのは「当該確定給付企業年金」と読み替えるものとする。

7 | 第五十条の二の規定は、法第百七条の二第二項の規定による脱退一時金相当額の企業型年金の資産管理機関（確定拠出年金法第二条第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。第八十九条第五号において同じ。）又は同法第二条第五項に規定する連合会への移換の申出について準用する。この場合において、第五十条の二第二項中「第八十一条の二第一項」とあるのは「第百七条の二第一項」と、「同項」とあるのは「法第八十一条の二第一項」と、「移換元確定給付企業年金（法第八十一条の二第二項に規定する移換元確定給付企業年金をいう。）」とあるのは「当該確定給付企業年金」と、「移換先確定給付企業年金（同項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。）の加入者」とあるのは「企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。）」と読み替えるものとする。

8 | 第五十三条第一項から第三項までの規定は、法第百七条第一項の規定

に基づき、事業主等が厚生年金基金に、当該確定給付企業年金の実施事業所に使用される当該確定給付企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする場合において、当該厚生年金基金がまだ設立されていないときについて準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第七十九条第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、「移転事業主等」とあるのは「事業主等」と、「基金」とあるのは「厚生年金基金」と、「当該移転確定給付企業年金」とあり、及び「移転確定給付企業年金」とあるのは「当該確定給付企業年金」と、同条第二項中「第七十九条第五項において準用する法第七十六条第二項」とあるのは「第七十七条第三項」と、「代議員会」とあるのは「厚生年金基金の代議員会」と、「法第三条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第百十一条第一項」と、「基金」とあるのは「厚生年金基金」と、同条第三項中「基金」とあるのは「厚生年金基金」と読み替えるものとする。

9] 第五十三条第一項から第三項までの規定は、法第百八条第一項の規定に基づき、規約型企業年金の事業主が厚生年金基金に、当該規約型企業年金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする場合において、当該厚生年金基金がまだ設立されていないときについて準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第七十九条第一項」とあるのは「第百八条第一項」と、「移転事業主等」とあるのは「規約型企業年金の事業主」と、「基金」とあるのは「厚生年金基金」と、「当該移転確定給付企業年金の実施事業所に使用される移転確定給付企業年金」とあるのは「当該規約型企業年金」と、同条第二項中「

第七十九条第五項において準用する法第七十六条第二項」とあるのは「第百八条第五項において準用する法第七十七条第三項」と、「代議員会」とあるのは「厚生年金基金の代議員会」と、「法第三条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第百十一条第一項」と、「基金」とあるのは「厚生年金基金」と、同条第三項中「基金」とあるのは「厚生年金基金」と読み替えるものとする。

- 10) 第五十三条(第七項を除く。)の規定は、法第百十条の二第一項の規定に基づき、厚生年金基金が確定給付企業年金の事業主等に、当該厚生年金基金の設立事業所に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出ようとする場合において、当該確定給付企業年金がまだ実施されていないときについて準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第七十九条第一項」とあるのは「第百十条の二第一項」と、「移転事業主等」とあるのは「厚生年金基金」と、「移転確定給付企業年金の実施事業所」とあるのは「厚生年金基金の設立事業所」と、「移転確定給付企業年金の加入者等」とあるのは「当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者」と、「同条第二項」とあるのは「同条第三項」と、同条第二項中「第七十九条第五項」とあるのは「第百十条の二第五項」と、同条第四項中「第七十九条第二項」とあるのは「第百十条の二第三項」と、「移転確定給付企業年金の加入者等」とあるのは「厚生年金基金の加入員及び加入員であった者」と、同条第五項中「第七十九条第四項」とあるのは「第百十条の二第五項」と読み替えるものとする。

- 11) 第五十三条第四項から第六項までの規定は、法第百十一条第二項の規

定に基づき、規約型企業年金を実施しようとする事業主が厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継しようとする場合について準用する。この場合において、第五十三条第四項中「第七十九条第二項」とあるのは「第百十一条第二項」と、「移転確定給付企業年金の加入者等」とあるのは「厚生年金基金の加入員及び加入員であった者」と、同条第五項中「第七十九条第四項」とあるのは「第百十一条第五項」と読み替えるものとする。

(基金から厚生年金基金への移行の際の公告)

第七十四条 法第百九条第一項の認可を受けて成立した厚生年金基金は、厚生年金基金令第三条の規定による公告に併せて、法第百九条第四項の規定により消滅した基金の名称及び所在地を公告しなければならない。

(現価相当額の計算)

第七十四条の二 法第百十条の二第六項の規定により読み替えて適用する厚生年金保険法第百六十一条第一項の現価相当額は、同項に規定する責任準備金に相当する額に、当該権利義務が移転された厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る過去期間代行給付現価の額(同法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額をいう。以下この条において同じ。)を当該厚生年金基金の過去期間代行給付現価の額の総額で除して得た率を乗じて得た額として厚生労働大臣の定めるところにより計算した額とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(確定給付企業年金への移行時に厚生年金基金が徴収する掛金の額)

第七十五条 法第百十一条第三項の規定により厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定を読み替えて適用する場合における厚生年金基金令第三十三条の三の規定の適用については、同条中「基金が解散する日」とあるのは、「確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた日」とする。

2 法第百十一条第三項の規定により読み替えて適用される厚生年金保険法第百三十八条第六項の当該下回る額のうち政令で定める額は、法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた日(以下この項において「解散認可みなし日」という。)における厚生年金保険法第百三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金の額が、当該解散認可みなし日における同法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額以上当該解散認可みなし日を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額以下で規約(同法第百十一条第一項に規定する規約をいう。)で定める額を下回る額とする。

(解散の認可があつたものとみなされた場合の公告)

第七十六条 厚生年金基金が法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた場合における厚生年金基金令第四十二条の規定の適用については、同条中「解散したときは」とあるのは「確定給付企業年金法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされたときは」と、「解散の理由」とあるのは「解散の理由及び確定

(削る)

給付企業年金法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた旨」と、「解散の認可又は解散の命令の年月日」とあるのは「確定給付企業年金法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた年月日」とする。

(解散の認可があつたものとみなされた場合の供託)

第七十七条 厚生年金基金が法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた場合における厚生年金基金令第四十五条の規定の適用については、同条中「解散した日」とあるのは、「確定給付企業年金法第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた日」とする。

(厚生年金基金から基金への移行の際の公告)

第七十八条 法第百十二条第一項の認可を受けて成立した基金についての第八条の規定の適用については、同条第五号中「設立の認可の年月日」とあるのは、「法第百十二条第一項の認可を受けて基金が成立した年月日」とする。

2 法第百十二条第一項の認可を受けて成立した基金は、第八条の規定による公告に併せて、法第百十二条第四項の規定により消滅した厚生年金基金の名称及び所在地を公告しなければならない。

(消滅した厚生年金基金の財産の目録等の承認)

第七十九条 法第百十二条第一項の認可を受けて成立した基金は、遅滞な

(削る)

(削る)

(削る)

く、同条第四項の規定により消滅した厚生年金基金の財産の状況を調査し、厚生労働省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表その他厚生労働省令で定める書類を作成し、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(消滅した厚生年金基金の決算報告書の承認)

第八十条 法第百二十二条第一項の認可を受けて成立した基金は、法第百十三条第一項の規定に基づき政府が当該基金から同項に規定する責任準備金に相当する額を徴収したときは、遅滞なく、法第百十二条第四項の規定により消滅した厚生年金基金の決算報告書を作成し、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(厚生年金基金から基金への移行時に当該基金が徴収する掛金の額)

第八十一条 法第百二十二条第五項の規定により厚生年金保険法第百三十八条第六項の規定を読み替えて適用する場合における厚生年金基金令第三十三条の三の規定の適用については、同条中「基金が解散する日」とあるのは、「基金が確定給付企業年金法第百十二条第四項の規定により消滅する日」とする。

2 法第百二十二条第五項の規定により読み替えて適用される厚生年金保険法第百三十八条第六項の当該下回る額のうち政令で定める額は、法第百十二条第四項の規定により消滅した日（以下この項において「消滅日」という。）における厚生年金保険法第百三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金の額が、当該消滅日における同法第六十一条第一項に

(削る)

(削る)

(削る)

規定する責任準備金に相当する額以上当該消滅日を厚生年金基金令第三十九条の三第二項第一号に規定する基準日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額以下で規約で定める額を下回る額とする。

(物納の許可の申請等)

第八十二条 法第百十四条第一項の許可を受けようとする厚生年金基金は、次に掲げる事項を記載した申請書及び厚生労働省令で定める添付書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 当該厚生年金基金の名称及び所在地
- 二 当該物納しようとする有価証券の種類、銘柄、数及び価額
- 三 共同物納(複数の解散厚生年金基金等(法第百十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等をいう。以下同じ。))が共同して行う物納(法第百十四条第一項に規定する物納をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))をしようとする有価証券の価額の総額に占める各解散厚生年金基金等が物納しようとする有価証券の価額の割合(次条第一項において「按分率」という。))
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

(共同物納をする場合における責任準備金相当額に充てる有価証券の価額)

第八十三条 共同物納をする場合において各解散厚生年金基金等に係る法第百十三条第一項の規定により徴収する責任準備金に相当する額に充て

(削る)

る有価証券の価額（次項において「按分物納価額」という。）は、第八十七条の規定により算定した当該共同物納に係る有価証券の価額の総額に按分率を乗じて得た額とする。

2 按分物納価額を計算する過程において、五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

（物納に充てることができる有価証券の種類）

第八十四条 法第一百四十四条第一項の政令で定めるものは、金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで及び第九号に掲げる有価証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券（同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するものうち厚生労働省令で定めるものに限る。次条において同じ。）とする。

（物納に充てることができる有価証券の単位）

第八十五条 法第一百四十四条第三項の政令で定める単位は、次のとおりとする。

- 一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券を組み合わせたもの
- 二 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券を組み合わせたもの

（物納に充てる有価証券の移換）

（削る）

（削る）

(削る)

第八十六条 法第一百四十四条第一項の許可を受けた解散厚生年金基金等は、当該許可の日から起算して二十日以内で厚生労働大臣が指定する日に、当該有価証券を年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人と資金の管理及び運用に関する契約を締結する者のうち年金積立金管理運用独立行政法人の理事長が指定するもの(第八十八条において「年金積立金管理運用独立行政法人等」という。)に移換するものとする。

(物納に係る有価証券の価額の算定方法)

(削る)

第八十七条 法第一百四十四条第五項の政令で定めるところにより算定した額は、第七十九条又は厚生年金基金令第四十四条の規定による承認の日から起算して三十日以内で厚生労働大臣の指定する日において当該物納の対象となる有価証券を銘柄の異なるごとに区別し、その銘柄の同じものについて、その日における価額として、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額にその有価証券の数を乗じて計算した金額とする。

一 取引所売買有価証券(その売買が主として金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下この号において同じ。)において行われている有価証券をいう。以下この号において同じ。)(金融商品取引所において公表された当該厚生労働大臣の指定する日におけるその取引所売買有価証券の最終の売買の価格(公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の

価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該厚生労働大臣の指定する日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）

二 店頭売買有価証券（金融商品取引法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。） 同法第六十七条の十九の規定により公表された当該厚生労働大臣の指定する日におけるその店頭売買有価証券の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該厚生労働大臣の指定する日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）

三 その他価格公表有価証券（前二号に掲げる有価証券以外の有価証券のうち、価格公表者（有価証券の売買の価格又は気配相場の価格を継続的に公表し、かつ、その公表する価格がその有価証券の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者をいう。以下この号において同じ。）によって公表された売買の価格又は気配相場の価格があるものをいう。以下この号において同じ。） 価格公表者によって公表された当該厚生労働大臣の指定する日における当該その他価格公表有価証券の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最

終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該厚生労働大臣の指定する日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）

2 | 前項に定めるもののほか、法第百十四条第五項の規定による価額の算定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(物納に係る有価証券の価額として算定した額を寄託したものとみなす日)

第八十八条 前条の規定により算定した額は、解散厚生年金基金等が年金積立金管理運用独立行政法人等に当該有価証券の受渡しを行った日において、厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定により厚生労働大臣が年金積立金管理運用独立行政法人に対し寄託したものとみなす。

(積立金の移換の申出)

第八十八条の二 法第百十五条の四第一項の規定による積立金の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。次条第一項及び第二項において同じ。）が確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して三月を経過する日までの間に限って行うことができる。

2 | 前項の規定は、法第百十五条の五第一項の規定による積立金の移換の申出について準用する。この場合において、前項中「第百十五条の四第

(削る)

(削る)

「一 項」とあるのは「第百十五條の五第一項」と、「同項」とあるのは「法第百十五條の四第一項」と、「確定給付企業年金の加入者」とあるのは「厚生年金基金の加入員」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第百十七條の三第一項の規定による積立金の移換の申出について準用する。この場合において、第一項中「第百十五條の四第一項」とあるのは「第百十七條の三第一項」と、「同項」とあるのは「法第百十五條の四第一項」と、「確定給付企業年金の加入者」とあるのは「企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。）」と読み替えるものとする。

4 第五十條の二第一項ただし書及び第二項の規定は、前三項の申出について準用する。

（他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する場合等における加入者期間等の取扱い）

第百十八條の三 厚生年金基金が、法第百十五條の二第二項の規定により脱退一時金相当額の移換を受けたとき又は法第百十五條の五第二項の規定により積立金の移換を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該中途脱退者又は中途脱退者等に係る当該各号に掲げる期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者又は中途脱退者等に支給する老齢年金給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

一 法第百十五條の二第二項の規定により脱退一時金相当額の移換を受

（削る）

けた場合 当該脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間

二 法第百十五条の五第二項の規定により積立金の移換を受けた場合
法第九十一条の二第二項の規定により連合会に移換された脱退一時金
相当額の算定の基礎となった期間又は法第九十一条の三第一項の終了
した確定給付企業年金の加入者期間

2 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、法第百十五条の三第二項
の規定により厚生年金基金脱退一時金相当額の移換を受けたとき又は法
第百十五条の四第二項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該
確定給付企業年金の事業主等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、
当該厚生年金基金の厚生年金保険法第百四十四条の三第一項に規定する
中途脱退者（以下この項において「厚生年金基金中途脱退者」という。
）又は中途脱退者等に係る当該各号に掲げる期間の全部又は一部を、厚
生労働省令で定めるところにより、当該厚生年金基金中途脱退者又は中
途脱退者等に係る加入者期間に算入するものとする。

一 法第百十五条の三第二項の規定により厚生年金基金脱退一時金相当
額の移換を受けた場合 当該厚生年金基金脱退一時金相当額の算定の
基礎となった期間

二 法第百十五条の四第二項の規定により積立金の移換を受けた場合
前項第二号に掲げる期間

（確定拠出年金を実施する場合の積立金の移換）

第八十九条 法第百十七条第一項の規定による積立金の移換は、次に定め
るところにより行うものとする。

（削る）

- 一 加入者の給付の額を減額することにより当該加入者の個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。）に充てるものであること。
- 二 移換加入者（法第一百七十七条第二項に規定する移換加入者をいう。以下同じ。）となるべき者の範囲が同条第一項の規約において定められていること。
- 三 前号の移換加入者となるべき者の範囲は、特定の者について不当に差別的なものでなく、かつ、加入者が任意に選択できるものでないこと。
- 四 当該移換加入者の個人別管理資産に充てることができる金額は、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額に相当する額（以下「移換相当額」という。）であること。
 - イ 給付の額の減額に係る規約の変更が効力を有することとなる日（以下「規約変更日」という。）を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなし、かつ、当該規約の変更による給付の額の減額がないものとして同項の規定の例により計算した額
 - ロ 規約変更日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定の例により計算した額
- 五 移換加入者となるべき者のうち実施事業所の事業主が実施する企業型年金の資産管理機関への移換相当額の移換に代えて移換相当額の支払を受けることを希望する者（法第一百七十七条第一項の規約を定めることに同意しない者に限る。）に対して、移換相当額の支払を行う旨を同項の規約で定める場合にあつては、当該移換相当額を一時に支払う

ものであること。

(削る)

(確定拠出年金を実施する場合の残余財産の移換)

第九十条 法百十七条第四項の規定による残余財産の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

一 残余財産のうち、法八十九条第六項の規定により、終了制度加入者等に分配されるべき額を当該終了制度加入者等の個人別管理資産に充てるものであること。

二 残余財産の移換に係る終了制度加入者等の範囲及び個人別管理資産に充てる額の算定方法が法百十七条第四項の規定において定められていること。

三 終了した日における積立金の額は、当該終了した日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定の例により計算した額を下回らない額であること。

2| 前項第二号の規約において残余財産の移換に係る終了制度加入者等の範囲を定める場合において、当該範囲に属しない加入者があるときは、当該範囲に属する加入者の二分の一以上の同意及び当該範囲に属しない加入者の二分の一以上の同意を得なければならない。

3| 前項の場合において、企業型年金が実施される実施事業所が二以上あるときは、同項の当該範囲に属する加入者の同意は、各実施事業所について得なければならない。

(資産の移換をする場合の掛金の一括拠出)

(削る)

第九十一条 事業主等が法第一百七十七条第一項の規定に基づき積立金を移換する場合において、規約変更日の前日における積立金のうち当該移換に係る分として厚生労働省令で定める方法により算定した額が移換加入者に係る移換相当額の合計額を下回るときは、法第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該移換に係る事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

(確定拠出年金への移行に伴う閉鎖型確定給付企業年金)

(削る)

第九十二条 基金の実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合には、規約で定めるところにより、加入者の全部又は一部について、加入者期間のうち同時に当該企業型年金の企業型年金加入者期間（確定拠出年金法第十四条第一項に規定する企業型年金加入者期間をいう。）であつた期間を給付の額の算定の基礎としないことができる。

2 前項の規定を適用する場合には、当該基金の加入者期間を額の算定の基礎とする給付が支給されることとなる加入者の数が、第六条に規定する数以上であるか、又は当該数以上となることが見込まれなければならない。

3 第一項の規定により給付の額の算定の基礎としないこととされた加入者に係る第一条第二項の規定の適用については、当該基金を同項の一の確定給付企業年金に含めないものとする。

(中途脱退者等への事業主等又は厚生年金基金の説明義務)

(削る)

第九十三条 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の

資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第百十五條の二第一項及び第百十七條の二第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者に説明しなければならない。

2 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者が当該確定給付企業年金の資産管理運用機關等に厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金を移換することができるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者の資格を取得した者に係る当該確定給付企業年金の給付に關する事項その他厚生年金基金脱退一時金相当額又は積立金の移換に關して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

3 厚生年金基金は、当該厚生年金基金の加入員が当該加入員の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第百十五條の三第一項の規定による厚生年金基金脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他厚生年金基金脱退一時金相当額の移換に關して必要な事項について、当該加入員の資格を喪失した者に説明しなければならない。

4 厚生年金基金は、当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した者が当該厚生年金基金に脱退一時金相当額又は積立金を移換することができるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入員の資格を取得した者に係る当該厚生年金基金の給付に關する事項その他脱退一時金相当額又は積立金の移換に關して必要な事項について、当該加入員の資格を取得した者に説明しなければならない。

(削る)

(連合会に行わせる事務)

第九十四条 法附則第三条第一項の責任準備金に相当する額の徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 政府が法第百十三条第一項の規定に基づき解散した厚生年金基金又は消滅した厚生年金基金の権利義務を承継した基金から徴収する厚生年金保険法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額の算定に関する事務

二 当該解散した厚生年金基金又は消滅した厚生年金基金の加入員であつた者に対する老齢厚生年金の支給に必要な記録の整理に関する事務

2 法附則第三条第一項の規定により連合会の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百五十九条第七項中「その業務」とあるのは、「その業務(確定給付企業年金法附則第三条第一項の規定により連合会が行うものを除く。)」とする。

附 則

(平成十八年三月三十一日以前に厚生年金基金の支給に関する権利義務を承継して行う厚生年金代行給付に相当する部分を含む老齢給付金の額の基準及び算定方法の特例)

第二条の二 法第百十条の二第三項、第百十一条第二項又は第百十二条第四項の規定により平成十八年三月三十一日以前に厚生年金基金の権利義務を承継した事業主等が給付を行う老齢給付金であつて、国民年金法(

(削る)

昭和三十四年法律第四百十一号)の規定による障害基礎年金の受給権者に支給されるものの額については、第二十三条に定める基準及び第二十条に定める算定方法によるほか、当該老齢給付金の額には法第一百条の二第一項に規定する厚生年金代行給付に相当する部分の額(厚生年金保険法第三十八条第一項及び第四十六条第一項並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第五十六条第一項の規定により当該受給権者について老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合においては、支給が停止されている額を除く。)として厚生労働省令で定める額を含まないものとする。

(厚生年金基金から規約型企業年金等への移行のために必要な準備)

第二条の三 法第一百一十一条第一項の規定による認可及び同条第二項の規定による承認、法第一百十二条第一項の規定による認可並びに法第一百四十四条第一項の規定による許可の手續は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

(削る)

◎ 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）抄
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（企業型年金を実施しようとする場合において同意を得るべき者）</p> <p>第一条の二 法第三条第一項の政令で定める者は、当該厚生年金適用事業所において実施されている確定給付企業年金（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。）又は退職手当制度であつて法第五十四条第一項の規定により資産管理機関が当該確定給付企業年金又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることとなるものが適用されている者（六十歳に達した日の前日が属する月以前において当該確定給付企業年金又は退職手当制度が適用されている期間がある者に限る。）とする。</p> <p>第四条 削除</p>	<p>（企業型年金を実施しようとする場合において同意を得るべき者）</p> <p>第一条の二 法第三条第一項の政令で定める者は、当該厚生年金適用事業所において実施されている企業年金制度（法第四条第一項第二号に規定する企業年金制度をいう。以下この条及び第九条の二において同じ。）又は退職手当制度であつて法第五十四条第一項の規定により資産管理機関が当該企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることとなるものが適用されている者（六十歳に達した日の前日が属する月以前において当該企業年金制度又は退職手当制度が適用されている期間がある者に限る。）とする。</p> <p>（企業年金制度）</p> <p>第四条 法第四条第一項第二号（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める年金制度は、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金（以下単に「確定給付企業年金」という。）とする。</p>

(企業型年金加入者となる者)

第九条の二 法第九条第一項ただし書の政令で定める者は、当該実施事業所において実施され、又は実施されていた確定給付企業年金又は退職手当制度であつて法第五十四条第一項の規定により資産管理機関が当該確定給付企業年金又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けたものが適用されていた者(六十歳に達した日の前日が属する月以前において当該確定給付企業年金又は退職手当制度が適用されていた期間がある者に限り、六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者を除く。)とする。

(拠出限度額)

第十一条 法第二十条の政令で定める額は、その月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 企業型年金加入者であつて次に掲げる者以外のもの 五万千円
- イ 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(事業主が同法第十四条第一項に規定する学校法人等である場合に限る。)

- ロ 事業主が設立している石炭鉱業年金基金に係る石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三百三十五号)第十六条第一項に規定する坑内員(石炭鉱業年金基金が同法第十八条第一項の事業を行うときは、同項に規定する坑外員を含む。以下「坑内員等」という。)

(企業型年金加入者となる者)

第九条の二 法第九条第一項ただし書の政令で定める者は、当該実施事業所において実施され、又は実施されていた企業年金制度又は退職手当制度であつて法第五十四条第一項の規定により資産管理機関が当該企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けたものが適用されていた者(六十歳に達した日の前日が属する月以前において当該企業年金制度又は退職手当制度が適用されていた期間がある者に限り、六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者を除く。)とする。

(拠出限度額)

第十一条 法第二十条の政令で定める額は、その月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 企業型年金加入者であつて次に掲げる者以外のもの 五万千円
- イ 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(事業主が同法第十四条第一項に規定する学校法人等である場合に限る。)

ロ 事業主が設立している厚生年金基金の加入員

- ハ 事業主が設立している石炭鉱業年金基金に係る石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三百三十五号)第十六条第一項に規定する坑内員(石炭鉱業年金基金が同法第十八条第一項の事業を行うときは、同項に規定する坑外員を含む。以下「坑内員等」という。)

ハ 事業主が実施している確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第五十四条の五第一項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付の額の算定の基礎としない者を除く。）

二 企業型年金加入者であつて前号イからハまでに掲げるもの 二万五千五百円

（事業主の委託を受けて企業年金連合会の業務が行われる場合における確定給付企業年金法等の適用）

第二十条の二 法第四十八条の三の規定により企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。次項及び第二十六条において同じ。）の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第九十一条の八第一項第十二号中「業務」とあるのは、「業務（確定拠出年金法の規定により連合会が行う業務を含む。以下同じ。）」とする。

2 法第四十八条の三の規定により企業年金連合会の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法施行令第六十五条の九及び第六十五条の十中「その業務」とあるのは、「その業務（確定拠出年金法の規定により連合会が行う業務を含む。）」とする。

（規約の定めにより資産管理契約に係る業務が行われる場合における確

二 事業主が実施している確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第九十二条第一項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付の額の算定の基礎としない者を除く。）

二 企業型年金加入者であつて前号イから二までに掲げるもの 二万五千五百円

（事業主の委託を受けて企業年金連合会の業務が行われる場合における厚生年金保険法等の適用）

第二十条の二 法第四十八条の三の規定により企業年金連合会（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百四十九条第一項に規定する企業年金連合会をいう。次項及び第二十六条において同じ。）の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百五十三条第一項第十二号中「業務」とあるのは、「業務（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定により連合会が行う業務を含む。以下同じ。）」とする。

2 法第四十八条の三の規定により企業年金連合会の業務が行われる場合には、厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第五十条中「その業務」とあるのは「その業務（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定により連合会が行う業務を含む。）」と、同令第五十四条第一項の表第二十八条の二の項中「業務」とあるのは「業務（確定拠出年金法の規定により連合会が行う業務を含む。）」とする。

（規約の定めにより資産管理契約に係る業務が行われる場合における厚

定給付企業年金法の適用)

第二十一条 (削る)

法第五十三条第一項の規定により企業年金基金の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第八十八条中「あつた者」とあるのは「あつた者及び当該基金が確定拠出年金法第五十三条第一項の規定により行う業務に係る同法第二条第二項に規定する企業型年金の企業型年金加入者であつた者」と、同法第九十三条中「その他の業務」とあるのは「その他の業務(確定拠出年金法第五十三条第一項の規定により基金が行うものを除く。)」とする。

(他の制度の資産の移換の基準)

第二十二条 法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れは、次に掲げる資産について行うものとする。

(削る)

生年金保険法の適用)

第二十一条 法第五十三条第一項の規定により厚生年金基金の業務が行わ

れる場合には、厚生年金保険法第三百十条第五項中「含む」とあるのは「含む、確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第五十三条第一項の規定により基金が行うものを除く」と、同法第三百十条の三中「業務」とあるのは「業務(確定拠出年金法第五十三条第一項の規定により基金が行うものを除く。)」と、同法第四百六条中「あつた者」とあるのは「あつた者及び当該基金が確定拠出年金法第五十三条第一項の規定により行う業務に係る同法第二条第二項に規定する企業型年金の企業型年金加入者であつた者」とする。

2| 法第五十三条第一項の規定により企業年金基金の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第八十八条中「あつた者」とあるのは「あつた者及び当該基金が確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第五十三条第一項の規定により行う業務に係る同法第二条第二項に規定する企業型年金の企業型年金加入者であつた者」と、同法第九十三条中「その他の業務」とあるのは「その他の業務(確定拠出年金法第五十三条第一項の規定により基金が行うものを除く。)」とする。

(他の制度の資産の移換の基準)

第二十二条 法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れは、次に掲げる資産について行うものとする。

一 当該実施事業所の事業主の設立に係る厚生年金基金の厚生年金保険

法第三百十条の二第二項に規定する年金給付等積立金であつて、当該

(削る)

- 一 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金の確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金であつて、当該確定給付企業年金の事業主等（同法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。次号において同じ。）が同法第八十二条の二第一項の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該確定給付企業年金の加入者又は加入者であつた者が、その者が負担した掛金を原資とする部分（以下この号及び次号において「本人負担分」という。）の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。）
- 二 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金が終了した場合における当該確定給付企業年金の残余財産であつて、当該確定給付企業年金の事業主等が確定給付企業年金法第八十二条の二第四項の

厚生年金基金が同法第四百四十四条の五第一項の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が、その者が負担した掛金（同法第四百四十条第一項の規定による徴収金を含む。）を原資とする部分（以下この号及び次号において「本人負担分」という。）の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。）

- 二 当該実施事業所の事業主の設立に係る厚生年金基金が解散した場合における当該厚生年金基金の残余財産であつて、当該厚生年金基金が厚生年金保険法第四百四十四条の五第四項の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が本人負担分の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。）

- 三 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金の確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金であつて、当該確定給付企業年金の事業主等（同法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。次号において同じ。）が同法第一百七十七条第一項の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該確定給付企業年金の加入者又は加入者であつた者が、その者が負担した掛金を原資とする部分（以下この号及び次号において「本人負担分」という。）の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。）
- 四 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金が終了した場合における当該確定給付企業年金の残余財産であつて、当該確定給付企業年金の事業主等が確定給付企業年金法第一百七十七条第四項の規定

規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該確定給付企業年金の加入者又は加入者であった者が本人負担分の移換に同意しない場合にあっては、当該本人負担分を除く。）

三 当該実施事業所の事業主が労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにより定められる退職給与の支給に関する規程（以下この号において「退職給与規程」という。）を改正し、又は廃止することにより資産管理機関に移換する資産（イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を控除した額に相当する部分の金額の範囲に限る。以下この号において「移換資産」という。）であつて、当該事業主が当該退職給与規程の改正又は廃止が行われた日（以下この号において「移行日」という。）の属する年度から、当該年度の翌年度から起算して三年度以上七年度以内の企業型年金規約で定める年度までの各年度に均等に分割して（次項第三号に規定する当該資産の移換を受ける最後の年度の当該企業型年金規約で定める日以前に当該企業型年金の企業型年金加入者がその資格を喪失することとなる場合にあっては、当該企業型年金加入者に係る移換資産のうちまだ資産管理機関に移換されていないものを一括して）移換するもの

イ・ロ（略）

ハ 退職給与規程の改正又は廃止により、移行日において同時に前二号のいずれかに掲げる資産を移換することとなった場合には、当該移換することとなった資産に相当する額

2 企業型年金の資産管理機関は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める日に、法第五十四条第一項の規定による資産の移換の

により当該資産管理機関に移換するもの（当該確定給付企業年金の加入者又は加入者であった者が本人負担分の移換に同意しない場合にあっては、当該本人負担分を除く。）

五 当該実施事業所の事業主が労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにより定められる退職給与の支給に関する規程（以下この号において「退職給与規程」という。）を改正し、又は廃止することにより資産管理機関に移換する資産（イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を控除した額に相当する部分の金額の範囲に限る。以下この号において「移換資産」という。）であつて、当該事業主が当該退職給与規程の改正又は廃止が行われた日（以下この号において「移行日」という。）の属する年度から、当該年度の翌年度から起算して三年度以上七年度以内の企業型年金規約で定める年度までの各年度に均等に分割して（次項第五号に規定する当該資産の移換を受ける最後の年度の当該企業型年金規約で定める日以前に当該企業型年金の企業型年金加入者がその資格を喪失することとなる場合にあっては、当該企業型年金加入者に係る移換資産のうちまだ資産管理機関に移換されていないものを一括して）移換するもの

イ・ロ（略）

ハ 退職給与規程の改正又は廃止により、移行日において同時に前各号のいずれかに掲げる資産を移換することとなった場合には、当該移換することとなった資産に相当する額

2 企業型年金の資産管理機関は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める日に、法第五十四条第一項の規定による資産の移換の

受入れを行うものとする。

(削る)

一 前項第一号に掲げる資産 当該資産の移換に伴い当該確定給付企業年金の規約が変更される日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日

(削る)

二 前項第二号に掲げる資産 当該確定給付企業年金の清算が終了した日

三 前項第三号に掲げる資産であつてその年度において移換を受けるもの その年度における企業型年金規約で定める日(当該資産の移換を受ける最後の年度の当該企業型年金規約で定める日以前に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者(当該資産が個人別管理資産に充てられるものに限る。)に係るものにあつては、当該資格を喪失した月の翌月の末日以前の企業型年金規約で定める日)

(移換対象者に係る事項の通知)

第二十六条 企業年金基金(解散した企業年金基金を含む。以下この条において同じ。)、実施事業所の事業主及び企業年金連合会は、法第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定により資産管理機関に資産(脱退一時金相当額等を含む。以下この条及び第五十九条第一項第三号において同じ。)の移換を行うときは、厚生労働省令で定めるところに

受入れを行うものとする。

一 前項第一号に掲げる資産 当該資産の移換に伴い当該厚生年金基金の規約が変更される日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日

二 前項第二号に掲げる資産 当該厚生年金基金の清算が終了した日

三 前項第三号に掲げる資産 当該資産の移換に伴い当該確定給付企業年金の規約が変更される日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日

四 前項第四号に掲げる資産 当該確定給付企業年金の清算が終了した日

五 前項第五号に掲げる資産であつてその年度において移換を受けるもの その年度における企業型年金規約で定める日(当該資産の移換を受ける最後の年度の当該企業型年金規約で定める日以前に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者(当該資産が個人別管理資産に充てられるものに限る。)に係るものにあつては、当該資格を喪失した月の翌月の末日以前の企業型年金規約で定める日)

(移換対象者に係る事項の通知)

第二十六条 厚生年金基金(解散した厚生年金基金を含む。以下この条において同じ。)、企業年金基金(解散した企業年金基金を含む。以下この条において同じ。)、実施事業所の事業主及び企業年金連合会は、法第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定により資産管理機関に資産(脱退一時金相当額等を含む。以下この条及び第五十九条第一項

より、移換対象者（法第五十四条第一項又は第五十四条の二第二項の規定による移換に係る資産が個人別管理資産に充てられる者をいう。以下この条において同じ。）に係る次に掲げる事項を当該企業型年金に係る企業型記録関連運営管理機関（法第十六条第一項に規定する企業型記録関連運営管理機関をいい、企業年金基金にあつては、移換対象者に係る法第二条第七項第一号に規定する記録関連業務を行う事業主を含む。）に通知しなければならない。

一〇三（略）

（その他の企業年金等対象者）

第三十五条 法第六十二条第一項第二号の政令で定める者は、次のとおりとする。

一（略）

二 確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法施行令第五十四条の五第一項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付額の算定の基礎としない者を除く。）

三（略）

（準用）

第三十八条（略）

2 第二十四条第一項、第二十五条及び第二十六条の規定は、法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける

第三号において同じ。）の移換を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、移換対象者（法第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定による移換に係る資産が個人別管理資産に充てられる者をいう。以下この条において同じ。）に係る次に掲げる事項を当該企業型年金に係る企業型記録関連運営管理機関（法第十六条第一項に規定する企業型記録関連運営管理機関をいい、厚生年金基金及び企業年金基金にあつては、移換対象者に係る法第二条第七項第一号に規定する記録関連業務を行う事業主を含む。）に通知しなければならない。

一〇三（略）

（その他の企業年金等対象者）

第三十五条 法第六十二条第一項第二号の政令で定める者は、次のとおりとする。

一（略）

二 確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法施行令第九十二条第一項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付額の算定の基礎としない者を除く。）

三（略）

（準用）

第三十八条（略）

2 第二十四条第一項、第二十五条及び第二十六条の規定は、法第七十四条の二第一項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受ける

場合について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「第五十四条第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「資産」とあるのは「脱退一時金相当額等」と、第二十五条中「事業主」とあるのは「連合会」と、「その実施する企業型年金の加入者」とあるのは「個人型年金の加入者」と、「当該企業型年金の資産管理機関」とあるのは「連合会」と、第二十六条各号列記以外の部分中「第五十四条第一項又は第五十四条の二第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「資産管理機関に資産（脱退一時金相当額等を含む。以下この条及び第五十九条第一項第三号において同じ。）」とあるのは「連合会に脱退一時金相当額等」と、「資産が」とあるのは「脱退一時金相当額等が」と、「当該企業型年金に係る企業型記録関連連運営管理機関（法第十六条第一項に規定する企業型記録関連連運営管理機関をいい、企業年金基金にあつては、移換対象者に係る法第七条第一号に規定する記録関連業務を行う事業主を含む。）」とあるのは「法第六十六条第三項に規定する個人型記録関連連運営管理機関」と、同条第一号及び第二号中「資産の」とあるのは「脱退一時金相当額等の」と、同条第三号中「第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第七十三条において準用する法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

（登録の拒否に係る者）

第四十九条 法第九十一条第一項第五号の政令で定める者は、次のとおりとする。

場合について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「第五十四条第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「資産」とあるのは「脱退一時金相当額等」と、第二十五条中「事業主」とあるのは「連合会」と、「その実施する企業型年金の加入者」とあるのは「個人型年金の加入者」と、「当該企業型年金の資産管理機関」とあるのは「連合会」と、第二十六条各号列記以外の部分中「第五十四条第一項又は第五十四条の二第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「資産管理機関に資産（脱退一時金相当額等を含む。以下この条及び第五十九条第一項第三号において同じ。）」とあるのは「連合会に脱退一時金相当額等」と、「資産が」とあるのは「脱退一時金相当額等が」と、「当該企業型年金に係る企業型記録関連連運営管理機関（法第十六条第一項に規定する企業型記録関連連運営管理機関をいい、厚生年金基金及び企業年金基金にあつては、移換対象者に係る法第七条第一号に規定する記録関連業務を行う事業主を含む。）」とあるのは「法第六十六条第三項に規定する個人型記録関連連運営管理機関」と、同条第一号及び第二号中「資産の」とあるのは「脱退一時金相当額等の」と、同条第三号中「第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項」とあるのは「第七十四条の二第二項」と、「第三十三条第一項」とあるのは「第七十三条において準用する法第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

（登録の拒否に係る者）

第四十九条 法第九十一条第一項第五号の政令で定める者は、次のとおりとする。

<p>一 (略)</p> <p>二 法、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び前条に規定する法律に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>三 (略)</p> <p>(企業年金基金又は国民年金基金が確定拠出年金運営管理機関となる場合における<u>確定給付企業年金法</u>又は国民年金法の適用)</p> <p>第五十三条 (削る)</p> <p>2 法第百八条第一項の規定により企業年金基金の業務が行われる場合には、<u>確定給付企業年金法</u>第九十三条中「含む」とあるのは、「含む、<u>確定拠出年金法</u>第百八条第一項の規定により基金が行うものを除く」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 法、厚生年金保険法及び前条に規定する法律に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>三 (略)</p> <p>(厚生年金基金、企業年金基金又は国民年金基金が<u>確定拠出年金</u>運営管理機関となる場合における<u>厚生年金保険法</u>又は国民年金法の適用)</p> <p>第五十三条 法第百八条第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百三十条第五項中「含む」とあるのは「含む、<u>確定拠出年金法</u>(平成十三年法律第八十八号)第百八条第一項の規定により基金が行うものを除く」と、同法第百三十条の三中「業務」とあるのは「業務(確定拠出年金法第百八条第一項の規定により基金が行うものを除く。)」とする。</p> <p>2 法第百八条第一項の規定により企業年金基金の業務が行われる場合には、<u>確定給付企業年金法</u>第九十三条中「含む」とあるのは、「含む、<u>確定拠出年金法</u>(平成十三年法律第八十八号)第百八条第一項の規定により基金が行うものを除く」とする。</p> <p>3 (略)</p>
--	---

◎ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号） 抄
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（支給の繰下げの際に加算する額）</p> <p>第三条の五の二 法第四十四条の三第四項（公的年金制度の健全性及び信賴性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第十八七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する政令で定める額は、老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月（以下この項において「受給権取得月」という。）の前月までの被保険者期間（以下この条において「受給権取得月前被保険者期間」という。）を基礎として法第四十三条第一項の規定によつて計算した額に平均支給率を乗じて得た額（昭和六十年改正法附則第五十九条第二項の規定が適用される場合にあつては、当該乗じて得た額に受給権取得月前被保険者期間を基礎として計算した同項に規定する加算額を加算した額）に増額率（千分の七に受給権取得月から法第四十四条の三第一項の申出をした日（次項において「申出日」という。）の属する月の前月までの月数（当該月数が六十を超えるときは、六十）を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額とする。</p>	<p>（支給の繰下げの際に加算する額）</p> <p>第三条の五の二 法第四十四条の三第四項に規定する政令で定める額は、老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月（以下この項において「受給権取得月」という。）の前月までの被保険者期間（以下この条において「受給権取得月前被保険者期間」という。）を基礎として法第四十三条第一項の規定によつて計算した額に平均支給率を乗じて得た額（昭和六十年改正法附則第五十九条第二項の規定が適用される場合にあつては、当該乗じて得た額に受給権取得月前被保険者期間を基礎として計算した同項に規定する加算額を加算した額）に増額率（千分の七に受給権取得月から法第四十四条の三第一項の申出をした日（次項において「申出日」という。）の属する月の前月までの月数（当該月数が六十を超えるときは、六十）を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額とする。</p>

(法第四十六条第六項に規定する政令で定める給付)

第三条の七 法第四十六条第六項(法第五十四条第三項において準用する場合を含む。)に規定する老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

一〇十二 (略)

(厚生年金基金の加入員であつた配偶者以外の遺族に支給される場合の法第六十四条の三第一項の適用)

第三条の十一の三 配偶者以外の者であつてその被保険者期間の全部又は一部が平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であつたものに支給する遺族厚生年金については、法第六十四条の三第一項中「老齢厚生年金等の額の合計額」とあるのは、「老齢厚生年金等の額の合計額(当該老齢厚生年金の額の算定の基礎となる期間が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であつた期間であるときは、同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額とする。)」とする。

(法第四十六条第七項に規定する政令で定める給付)

第三条の七 法第四十六条第七項(法第五十四条第三項において準用する場合を含む。)に規定する老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

一〇十二 (略)

(厚生年金基金の加入員であつた配偶者以外の遺族に支給される場合の法第六十四条の三第一項の適用)

第三条の十一の三 配偶者以外の者であつてその被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつたものに支給する遺族厚生年金については、法第六十四条の三中「老齢厚生年金等の額の合計額」とあるのは、「老齢厚生年金等の額の合計額(当該老齢厚生年金の額の算定の基礎となる期間が厚生年金基金の加入員であつた期間であるときは、第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額とする。)」とする。

(法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情)

第四条の二 法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一・二 (略)

三 納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の額(納付義務者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百三十一号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。))を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額)が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四 (略)

(組合員期間費用の算定方法)

第八条の三 (略)

2・3 (略)

4 第二項の在職支給率は、前項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる給付ごとに、第一号に掲げる額を同号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算した額で除して得た率とする。

(法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情)

第四条の二 法第百条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一・二 (略)

三 納付義務者が滞納している保険料その他法(第九章を除く。第四条の五において同じ。)の規定による徴収金の額(納付義務者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による保険料又は船員保険法の規定による保険料、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百三十一号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(厚生労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。))を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律による徴収金の合計額を加算した額)が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四 (略)

(組合員期間費用の算定方法)

第八条の三 (略)

2・3 (略)

4 第二項の在職支給率は、前項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる給付ごとに、第一号に掲げる額を同号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算した額で除して得た率とする。

一 (略)

二 当該給付に係る法第四十六条第一項若しくは附則第七条の五、第十一条から第十一条の四まで、第十一条の六、第十三条の五第六項若しくは第十三条の六(第三項を除く。)、平成六年改正法附則第二十一条(平成六年改正法附則第二十二条及び第二十七条第十五項において準用する場合を含む。)、第二十二條から第二十四條まで若しくは第二十六條又は平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法第四十六条第五項の規定によりその支給を停止するものとされた部分に係る額の合算額

5 5 7 (略)

(基準負担率の算定に必要な年金たる保険給付に要する費用の算定方法)

第八条の九 (略)

2・3 (略)

4 第八条の三四項の規定は、第二項の在職支給率について準用する。

この場合において、同条第四項第二号中「第二十六条又は」とあるのは「第二十六条、」と、「第四十六条第五項の」とあるのは「第四十六条第五項又は昭和六十年改正法附則第七十八条第六項若しくは第八十七条第七項の」と読み替えるものとする。

一 (略)

二 当該給付に係る法第四十六条第一項若しくは第五項若しくは附則第七条の五、第十一条から第十一条の四まで、第十一条の六、第十三条の五第六項若しくは第十三条の六(同条第三項を除く。)、又は平成六年改正法附則第二十一条(平成六年改正法附則第二十二条及び第二十七条第十五項において準用する場合を含む。)、から第二十四条まで若しくは第二十六条の規定によりその支給を停止するものとされた部分に係る額の合算額

5 5 7 (略)

(基準負担率の算定に必要な年金たる保険給付に要する費用の算定方法)

第八条の九 (略)

2・3 (略)

4 第八条の三四項の規定は、第二項の在職支給率について準用する。

この場合において、同条第四項第二号中「第十三条の六(同条第三項を除く。)、又は」とあるのは「第十三条の六(同条第三項を除く。)、」と、「第二十六条の」とあるのは「第二十六条又は昭和六十年改正法附則第七十八条第六項若しくは第八十七条第七項の」と読み替えるものとする。

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号） 抄
 （第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（厚生年金保険の年金たる保険給付に係る併給調整の経過措置）</p> <p>第七十一条 昭和六十年改正法附則第五十六条第六項の規定の適用については、当分の間、同項中「特例老齢年金の額」とあるのは、「特例老齢年金の額（同法第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項の規定によりその額の一部の支給が停止されている老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金にあつては、その額から当該支給が停止された部分に相当する額を控除した額）」とする。</p> <p>（旧厚生年金保険法による老齢年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替え）</p> <p>第九十八条 昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十一条及び第二十三条の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える</p>	<p>（厚生年金保険の年金たる保険給付に係る併給調整の経過措置）</p> <p>第七十一条 昭和六十年改正法附則第五十六条第六項の規定の適用については、当分の間、同項中「特例老齢年金の額」とあるのは、「特例老齢年金の額（同法第四十六条第一項及び第五項の規定によりその額の一部の支給が停止されている老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金にあつては、その額から当該支給が停止された部分に相当する額を控除した額）」とする。</p> <p>（旧厚生年金保険法による老齢年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替え）</p> <p>第九十八条 昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十一条及び第二十三条の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える</p>

ものとする。

(略)	附則第二十二 条第二項	(略)	附則第十八条第三項 、第十九条第三項若 しくは第五項又は前 条第三項若しくは第 五項において準用す る平成二十五年改正 法附則第八十六条第 一項の規定によりな おその効力を有する ものとされた平成二 十五年改正法第一条 の規定による改正前 の厚生年金保険法第 四十四条の二第一項	(略)	昭和六十年改正法附則第七十八 条第二項の規定によりなおその 効力を有するものとされた旧厚 生年金保険法第四十四条の二第 一項、第四十六条の五第一項若 しくは昭和六十年改正法附則第 二条第一項の規定による廃止前 の厚生年金保険及び船員保険交 渉法（昭和二十九年法律第一百 七号）第十一条の二第一項第二 号ただし書又は厚生年金保険法 の一部を改正する法律（昭和六 十三年法律第六十一号）附則第 二条第二項においてその例によ るものとされた平成二十五年改 正法附則第八十六条第一項の規 定によりなおその効力を有する ものとされた平成二十五年改正 法第一条の規定による改正前の 厚生年金保険法第四十四条の二 第一項
-----	----------------	-----	--	-----	---

ものとする。

(略)	附則第二十二 条第二項	(略)	附則第十八条第三項 、第十九条第三項若 しくは第五項又は前 条第三項若しくは第 五項において準用す る同法第四十四条の 二第一項	(略)	昭和六十年改正法附則第七十八 条第二項の規定によりなおその 効力を有するものとされた旧厚 生年金保険法第四十四条の二第 一項、第四十六条の五第一項若 しくは昭和六十年改正法附則第 二条第一項の規定による廃止前 の厚生年金保険及び船員保険交 渉法（昭和二十九年法律第一百 七号）第十一条の二第一項第二 号ただし書又は厚生年金保険法 の一部を改正する法律（昭和六 十三年法律第六十一号）附則第 二条第二項においてその例によ るものとされた厚生年金保険法 第四十四条の二第一項
-----	----------------	-----	--	-----	--

(略)	(略)	(略)
附則第二十三 条第二項	附則第十八条第三項 において準用する平 成二十五年改正法附 則第八十六条第一項 の規定によりなおそ の効力を有するもの とされた平成二十五 年改正法第一条の規 定による改正前の厚 生年金保険法第四十 四条の二第一項	昭和六十年改正法附則第七十八 条第二項の規定によりなおその 効力を有するものとされた旧厚 生年金保険法第四十四条の二第 一項、第四十六条の五第一項若 しくは旧交渉法第十一条の二第 一項第二号ただし書又は厚生年 金保険法の一部を改正する法律 (昭和六十三年法律第六十一号 附則第二条第二項においてそ の例によるものとされた平成二 十五年改正法附則第八十六条第 一項の規定によりなおその効力 を有するものとされた平成二十 五年改正法第一条の規定による 改正前の厚生年金保険法第四十 四条の二第一項
(略)	(略)	(略)

2 (略)

3 昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二

(略)	(略)	(略)
附則第二十三 条第二項	附則第十八条第三項 において準用する厚 生年金保険法第四十 四条の二第一項	昭和六十年改正法附則第七十八 条第二項の規定によりなおその 効力を有するものとされた旧厚 生年金保険法第四十四条の二第 一項、第四十六条の五第一項若 しくは旧交渉法第十一条の二第 一項第二号ただし書又は厚生年 金保険法の一部を改正する法律 (昭和六十三年法律第六十一号 附則第二条第二項においてそ の例によるものとされた厚生年 金保険法第四十四条の二第一項
(略)	(略)	(略)

2 (略)

3 昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）第四十六条第五項の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

厚生年金保険法第四十六条第一項	(略)	(略)
平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第四十六条第五項	第四十四条の二第一項	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第四十四条の二第一項、第四十六条の五第一項若しくは昭和六十年改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第十七号）第

。掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十六条第一項	(略)	(略)
第四十六条第五項	第四十四条の二第一項	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前のこの法律第四十四条の二第一項、第四十六条の五第一項若しくは昭和六十年改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第十七号）第

(略)	<p>十一條の二第一項第二号ただし書又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十一号）附則第二条第二項においてその例によるものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項</p>
-----	--

（昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた存続厚生年金基金等が支給する年金給付の支給の停止に関する規定の技術的読替え等）

第百三条の二 昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項まで及び第十三条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替

(略)	<p>七号）第十一条の二第一項第二号ただし書又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十一号）附則第二条第二項においてその例によるものとされた第四十四条の二第一項</p>
-----	--

（昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた厚生年金基金等が支給する年金給付の支給の停止に関する規定の技術的読替え等）

第百三条の二 昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項まで及び第十三条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替

えるものとする。

附則第十三条 第二項	(略)	平成二十五年改正法 附則第五条第一項の 規定によりなおその 効力を有するものと された平成二十五年 改正法第一条の規定 による改正前の第百 三十二条第二項	(略)	昭和六十年改正法附則第八十三 条第一項及び国民年金法等の一 部を改正する法律の施行に伴う 経過措置に関する政令（昭和六 十年政令第五十四号。以下「 経過措置政令」という。）第百 五条第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた昭 和六十年改正法第三条の規定に よる改正前の第百三十二条
附則第十三条 第三項	平成二十五年改正法 附則第五条第一項の 規定によりなおその 効力を有するものと された平成二十五年 改正法第一条の規定 による改正前の第百 三十二条第二項	(略)	昭和六十年改正法附則第八十三 条第一項及び経過措置政令第百 五条第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた昭 和六十年改正法第三条の規定に よる改正前の第百三十二条第二 項	
附則第十三条 第三項第二号	(略)	(略)	(略)	昭和六十年改正法附則第七十八 条第二項の規定によりなおその

えるものとする。

附則第十三条 第二項	(略)	第百三十三条	(略)	昭和六十年改正法附則第八十三 条第一項及び国民年金法等の一 部を改正する法律の施行に伴う 経過措置に関する政令（昭和六 十年政令第五十四号。以下「 経過措置政令」という。）第百 五条第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた昭 和六十年改正法第三条の規定に よる改正前の第百三十二条
附則第十三条 第三項	第百三十二条第二項	(略)	昭和六十年改正法附則第八十三 条第一項及び経過措置政令第百 五条第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた昭 和六十年改正法第三条の規定に よる改正前の第百三十二条第二 項	
附則第十三条 第三項第二号	(略)	(略)	(略)	昭和六十年改正法附則第七十八 条第二項の規定によりなおその

3	2	(略)		
		(略)	(略)	<p>第六項においてその効力を有するものとされた昭和六十一年改正法第三条の規定による場合を含む。)</p> <p>平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりな</p> <p>おその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項</p> <p>効力を有するものとされた昭和六十一年改正法第三条の規定による改正前の第四十四条の二第一項、第四十六条の五第一項若しくは昭和六十一年改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)第十一条の二第二号</p> <p>ただし書又は厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第六十一号)附則第二条第二項においてその例によるものとされた平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりな</p> <p>おその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項</p>

昭和六十一年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものと

3	2	(略)		
		(略)	(略)	<p>第六項においてその効力を有するものとされた昭和六十一年改正法第三条の規定による場合を含む。)</p> <p>平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりな</p> <p>おその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項</p> <p>効力を有するものとされた昭和六十一年改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第百十七号)第十一条の二第二号</p> <p>ただし書又は厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第六十一号)附則第二条第二項においてその例によるものとされた第四十四条の二第一項</p>

昭和六十一年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものと

された平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百三十三條の二第二項及び第三項並びに平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百六十三條の三第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百三十三條の二第二項	(略)	(略)
平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効	(略)	(略)

された厚生年金保険法第百三十三條の二第二項及び第三項並びに第百六十三條の三第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十三條の二第二項	(略)	(略)
第百六十三條の三第一項	(略)	(略)

力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百六十三条の三第一項	
--	--

(昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により準用するものとされた昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた「継続厚生年金基金等」が支給する年金給付の支給の停止に関する規定の技術的読替え等)

第百三条の三 昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により準用するものとされた昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項まで及び第十三条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十三条	(略)	(略)
第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものと	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号。以下「経過措置政令

(昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により準用するものとされた昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた「厚生年金基金等」が支給する年金給付の支給の停止に関する規定の技術的読替え等)

第百三条の三 昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により準用するものとされた昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項まで及び第十三条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十三条	(略)	(略)
第二項	第百三十三条	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号。以下「経過措置政令

<p>された平成二十五年 改正法第一条の規定 による改正前の第百 三十三条</p>	<p>「という。」第二百五条第二項の 規定によりなおその効力を有す るものとされた昭和六十年改正 法附則第二条第一項の規定によ る廃止前の厚生年金保険及び船 員保険交渉法（昭和二十九年法 律第百十七号。以下「旧交渉法 」という。）第三十三条の規定 により適用するものとされ、昭 和六十年改正法附則第八十三 条第一項又は経過措置政令第百 五条第一項の規定によりなおその 効力を有するものとされた昭和 六十年改正法第三条の規定によ る改正前の第百三十三條</p>
<p>附則第十三条 第三項</p>	<p>平成二十五年改正法 附則第五条第一項の 規定によりなおその 効力を有するものと された平成二十五年 改正法第一条の規定 による改正前の第百 三十二條第二項</p>
<p>「という。」第二百五条第二項の 規定によりなおその効力を有す るものとされた昭和六十年改正 法附則第二条第一項の規定によ る廃止前の厚生年金保険及び船 員保険交渉法（昭和二十九年法 律第百十七号。以下「旧交渉法 」という。）第三十三条の規定 により適用するものとされ、昭 和六十年改正法附則第八十三 条第一項又は経過措置政令第百 五条第一項の規定によりなおその 効力を有するものとされた昭和 六十年改正法第三条の規定によ る改正前の第百三十三條</p>	<p>経過措置政令第百五条第二項の 規定によりなおその効力を有す るものとされた旧交渉法第三十 三条の規定により適用するもの とされ、昭和六十年改正法附則 第八十三條第一項又は経過措置 政令第百五条第一項の規定によ りなおその効力を有するものと</p>
<p>附則第十三条 第三項</p>	<p>第百三十二條第二項</p>

	附則第十三条 第三項第二号	(略)	された昭和六十年改正法第三条による改正前の第三百三十二条第二項
(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)	附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。) において準用する平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項	(略)	された昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧交渉法第十二条第一項第三号ただし書又は経過措置政令第百十七条の二においてその例によるもの
3	昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により準用するものとされた昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその	(略)	された昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧交渉法第十二条第一項第三号ただし書又は経過措置政令第百十七条の二においてその例によるもの

	附則第十三条 第三項第二号	(略)	された昭和六十年改正法第三条による改正前の第三百三十二条第二項
(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)	附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。) において準用する第四十四条の二第一項	(略)	された昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧交渉法第十二条第一項第三号ただし書又は経過措置政令第百十七条の二においてその例によるもの
3	昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により準用するものとされた昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第三百三十三条の二第二項及び第三項並びに第	(略)	された昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧交渉法第十二条第一項第三号ただし書又は経過措置政令第百十七条の二においてその例によるもの

効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第三百三十三條の二第二項及び第三項並びに平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第六十三條の三第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第三百三十三條の二第二項	(略)	(略)
平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するもの	(略)	(略)

第六十三條の三第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三百三十三條の二第二項	(略)	(略)
第六十三條の三第一項	(略)	(略)

のとされた平 成二十五年改 正前厚生年金 保険法第百六 十三条の第三 一項	
--	--

(存続厚生年金基金が支給する年金たる給付の特例)

第五十条 昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者（昭和六十年改正法附則第八十三条第一項に規定する者を除く。）については、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百三十一条から第百三十三条まで及び第百三十五条の規定を適用せず、旧厚生年金保険法第百三十一条から第百三十三条まで及び第百三十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧厚生年金保険法第百三十一条から第百三十三条までの規定及び第百三十五条中「年金給付」とあるのは「老齡年金給付」と、旧厚生年金保険法第百三十一条第二号中「第四十三條第四項から第六項までのいずれか」とあるのは「第四十三條第四項」とする。

2 (略)

第五十条の二 (略)

2~4 (略)

--	--

(厚生年金基金が支給する年金たる給付の特例)

第五十条 昭和六十年改正法附則第六十三条第一項に規定する者（昭和六十年改正法附則第八十三条第一項に規定する者を除く。）については、厚生年金保険法第百三十一条から第百三十三条まで及び第百三十五条の規定を適用せず、旧厚生年金保険法第百三十一条から第百三十三条まで及び第百三十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧厚生年金保険法第百三十一条から第百三十三条までの規定及び第百三十五条中「年金給付」とあるのは「老齡年金給付」と、旧厚生年金保険法第百三十一条第二号中「第四十三條第四項から第六項までのいずれか」とあるのは「第四十三條第四項」とする。

2 (略)

第五十条の二 (略)

2~4 (略)

5 昭和六十年改正法附則第八十二条第一項第四号に規定する改定対象期間を基礎として政令の定めるところにより計算した額については、厚生年金保険法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。

）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下「廃止前厚生年金基金令」という。）第五十七条第二項の規定を、同法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十九条第二項の規定を準用する。

第五十五条の三 昭和六十年改正法附則第八十二条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める額は、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十四条の二第一項に規定する額とする。

第一百六条 昭和六十年改正法附則第八十三条第一項に規定する者に平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「

5 昭和六十年改正法附則第八十二条第一項第四号に規定する改定対象期間を基礎として政令の定めるところにより計算した額については、厚生年金保険法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第五十七条第二項の規定を、同法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者にあつては同令第五十九条第二項の規定を準用する。

第五十五条の三 昭和六十年改正法附則第八十二条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める額は、厚生年金基金令第二十四条の二第一項に規定する額とする。

第一百六条 昭和六十年改正法附則第八十三条第一項に規定する者に厚生年金基金（以下「基金」という。）が支給する厚生年金保険法第三百十

基金」という。)が支給する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十条第一項に規定する老齢年金給付(第百十二条を除き、以下「老齢年金給付」という。)について、旧厚生年金保険法第百三十二条第二項第二号の規定を適用する場合においては、同号中「期間の一部が」とあるのは「期間の一部が平成三年四月一日前の」と、同号イ中「当該特例第三種被保険者であつた期間」とあるのは「昭和六十一年四月一日前の当該特例第三種被保険者であつた期間」と、「相当する額に」とあるのは「相当する額に同日前の」と、同号ロ中「当該特例第三種被保険者であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間の」とあるのは「昭和六十一年四月一日から平成三年三月三十一日までの当該特例第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の十に相当する額に昭和六十一年四月一日から平成三年三月三十一日までの当該特例第三種被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額と平成三年四月一日前の当該特例第三種被保険者であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間の」と、「相当する額に」とあるのは「相当する額に同日前の」と、「得た額」とあるのは「得た額との合算額」とする。

2 前項の規定は、第百五条第一項に規定する者に基金が支給する老齢年金給付について準用する。

(昭和六十年改正法附則第八十四条第二項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府の負担)

第一項に規定する老齢年金給付(以下「老齢年金給付」という。)について、旧厚生年金保険法第百三十二条第二項第二号の規定を適用する場合においては、同号中「期間の一部が」とあるのは「期間の一部が平成三年四月一日前の」と、同号イ中「当該特例第三種被保険者であつた期間」とあるのは「昭和六十一年四月一日前の当該特例第三種被保険者であつた期間」と、「相当する額に」とあるのは「相当する額に同日前の」と、同号ロ中「当該特例第三種被保険者であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間の」とあるのは「昭和六十一年四月一日から平成三年三月三十一日までの当該特例第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額の千分の十に相当する額に昭和六十一年四月一日から平成三年三月三十一日までの当該特例第三種被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額と平成三年四月一日前の当該特例第三種被保険者であつた期間以外の加入員たる被保険者であつた期間の」と、「相当する額に」とあるのは「相当する額に同日前の」と、「得た額」とあるのは「得た額との合算額」とする。

2 前項の規定は、前条第一項に規定する者に基金が支給する老齢年金給付について準用する。

(昭和六十年改正法附則第八十四条第二項の規定による厚生年金保険の管掌者たる政府の負担)

第八八条 次の各号に掲げる者に基金が支給する老齢年金給付に要する費用について昭和六十年改正法附則第八十四条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が負担する額は、当該各号に定める額とする。

一 厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金の受給権者 イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ (略)

ロ 当該受給権者の基金の加入員たる厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち施行日前の期間につき旧厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額と当該被保険者期間のうち施行日から平成十五年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額と当該被保険者期間のうち同日から平成十七年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法附則第二十四条第一項第一号ロの規定の例により計算した額と同日以後の期間につき平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額(厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて六十五歳未満の者に支給するものの額に相当する額を除く。)とを合算した額

二 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の受給権者 イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ (略)

第八八条 次の各号に掲げる者に基金が支給する老齢年金給付に要する費用について昭和六十年改正法附則第八十四条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が負担する額は、当該各号に定める額とする。

一 厚生年金保険法附則第二十八条の三第一項の規定による特例老齢年金の受給権者 イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ (略)

ロ 当該受給権者の基金の加入員たる厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち施行日前の期間につき旧厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額と当該被保険者期間のうち施行日から平成十五年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額と当該被保険者期間のうち同日から平成十七年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法附則第二十四条第一項第一号ロの規定の例により計算した額と同日以後の期間につき厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額(同法附則第八条の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付であつて六十五歳未満の者に支給するものの額に相当する額を除く。)とを合算した額

二 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の受給権者 イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額

イ (略)

ロ 当該受給権者の基金の加入員たる厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち施行日前の期間につき旧厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額と当該被保険者期間のうち施行日から平成十五年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額と当該被保険者期間のうち同日から平成十七年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法附則第二十四条第一項第一号ロの規定の例により計算した額と同日以後の期間につき平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額とを合算した額

第九九条の二 昭和六十年改正法附則第八十四条第三項第一号に規定する政令で定める額は、同号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を控除して得た額に平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十四条の二第二項に規定する平均支給率を乗じて得た額に同条第一項に規定する増額率を乗じて得た額とする。

2 昭和六十年改正法附則第八十四条第三項第二号に規定する政令で定める額は、同号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を控除して得た額に平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十四条の二第二項に規定する

ロ 当該受給権者の基金の加入員たる厚生年金保険の被保険者であつた期間のうち施行日前の期間につき旧厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額に十分の八を乗じて得た額と当該被保険者期間のうち施行日から平成十五年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法第四条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額と当該被保険者期間のうち同日から平成十七年四月一日前までの期間につき平成十二年改正法附則第二十四条第一項第一号ロの規定の例により計算した額と同日以後の期間につき厚生年金保険法第三百三十二条第二項の規定の例により計算した額とを合算した額

第九九条の二 昭和六十年改正法附則第八十四条第三項第一号に規定する政令で定める額は、同号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を控除して得た額に厚生年金基金令第二十四条の二第二項に規定する平均支給率を乗じて得た額に同条第一項に規定する増額率を乗じて得た額とする。

2 昭和六十年改正法附則第八十四条第三項第二号に規定する政令で定める額は、同号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を控除して得た額に厚生年金基金令第二十四条の二第二項に規定する平均支給率を乗じて得た額に同条第一項に規定する増額率を乗じて得た額とする。

平均支給率を乗じて得た額に同条第一項に規定する増額率を乗じて得た額とする。

3 昭和六十年改正法附則第八十四条第三項第三号に規定する政令で定める額は、同号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を控除して得た額に平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十四条の二第二項に規定する平均支給率を乗じて得た額に同条第一項に規定する増額率を乗じて得た額とする。

第百十一条 (略)

2・3 (略)

4 基金が平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号。以下この項において「平成二十五年改正前確定給付企業年金法」という。）第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた場合又は平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前確定給付企業年金法第百十二条第四項の規定により消滅した場合において、当該解散の認可があつたものとみなされた日又は当該消滅した日（以下この項において「解散等の日」という。）において昭和六十年改正法附則第八十四条第五項の規定による控除すべき額があるときは、厚生年金保険の管掌者たる政府は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を平成二十五年改正法附則第五

3 昭和六十年改正法附則第八十四条第三項第三号に規定する政令で定める額は、同号イに掲げる額から同号ロに掲げる額を控除して得た額に厚生年金基金令第二十四条の二第二項に規定する平均支給率を乗じて得た額に同条第一項に規定する増額率を乗じて得た額とする。

第百十一条 (略)

2・3 (略)

4 基金が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十一条第三項の規定により解散の認可があつたものとみなされた場合又は同法第百十二条第四項の規定により消滅した場合において、当該解散の認可があつたものとみなされた日又は当該消滅した日（以下この項において「解散等の日」という。）において昭和六十年改正法附則第八十四条第五項の規定による控除すべき額があるときは、厚生年金保険の管掌者たる政府は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を確定給付企業年金法第百十三条第一項の規定に基づく責任準備金に相当する額の徴収の例により徴収するものとする。この場合において、同法第百十四条第一項の規定は、適用しない。

条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法改正前確定給付企業年金法第百十三条第一項の規定に基づく責任準備金に相当する額の徴収の例により徴収するものとする。この場合において、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項の規定は、適用しない。

一・二 (略)

5 (略)

(存続連合会への準用)

第百十二条 第百五条から前条までの規定は、平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会が支給する老齢年金給付（平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百六十条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百六十一条第二項の老齢年金給付をいう。）について準用する。

(解散基金加入員に支給する旧船員保険法による老齢年金に関する経過措置)

第百十七条の二 平成元年四月一日以後に解散した平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金に係る解散基金加入員であつて昭和六十年改正法附則第八十六条第一項に規定する者である者に支給

一・二 (略)

5 (略)

(企業年金連合会への準用)

第百十二条 第百五条から前条までの規定は、企業年金連合会が支給する老齢年金給付について準用する。

(解散基金加入員に支給する旧船員保険法による老齢年金に関する経過措置)

第百十七条の二 平成元年四月一日以後に解散した基金に係る解散基金加入員であつて昭和六十年改正法附則第八十六条第一項に規定する者であ

する旧船員保険法による老齢年金（旧船員保険法第三十四条第一項第二号に該当する者に支給するものを除く。）については、昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧交渉法第十二条第一項第三号ただし書の規定を適用せず、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第四十四条の二の規定の例による。

（旧船員保険法による老齢年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替え）

第二百一十一条 昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により準用するものとされた昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十一条及び第二十三条の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
附則第二十一条 条第二項	附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用す	昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金

る者に支給する旧船員保険法による老齢年金（旧船員保険法第三十四条第一項第二号に該当する者に支給するものを除く。）については、昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧交渉法第十二条第一項第三号ただし書の規定を適用せず、厚生年金保険法第四十四条の二の規定の例による。

（旧船員保険法による老齢年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替え）

第二百一十一条 昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により準用するものとされた昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十一条及び第二十三条の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
附則第二十一条 条第二項	附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項又は前条第三項若しくは第五項において準用す	昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金

	<p>る平成二十五年改正 法附則第八十六条第 一項の規定によりな おその効力を有する ものとされた平成二 十五年改正法第一条 の規定による改正前 の厚生年金保険法第 四十四条の二第一項</p>	<p>保険及び船員保険交渉法（昭和 二十九年法律第十七号）第十 二条第一項第三号ただし書又は 国民年金法等の一部を改正する 法律の施行に伴う経過措置に関 する政令（昭和六十一年政令第 五十四号）第十七条の二にお いてその例によるものとされた 平成二十五年改正法附則第八 十六条第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされた平 成二十五年改正法第一条の規定 による改正前の厚生年金保険法 第四十四条の二第一項</p>
<p>附則第二十三 条第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>る同法第四十四条の 二第一項</p>	<p>保険及び船員保険交渉法（昭和 二十九年法律第十七号）第十 二条第一項第三号ただし書又は 国民年金法等の一部を改正する 法律の施行に伴う経過措置に関 する政令（昭和六十一年政令第 五十四号）第十七条の二にお いてその例によるものとされた 厚生年金保険法第四十四条の二 第一項</p>
<p>附則第二十三 条第二項</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

	定による改正前の厚 生年金保険法第四十 四条の二第一項	の二においてその例によるもの とされた平成二十五年改正法附 則第八十六条第一項の規定によ りなおその効力を有するものと された平成二十五年改正法第一 条の規定による改正前の厚生年 金保険法第四十四条の二第一項
(略)	(略)	(略)

2 (略)

3 昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により準用するものとされた昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項及び平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第四十六条第五項の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

厚生年金保険 法第四十六条 第一項	(略)	(略)
平成二十五年 改正法附則第 八十六条第一 項の規定によ	第四十四条の二第一 項	国民年金法等の一部を改正する 法律（昭和六十年法律第三十四 号。以下「昭和六十年改正法」 という。）附則第八十七条第三

	の二においてその例によるもの とされた厚生年金保険法第四十 四条の二第一項	の二においてその例によるもの とされた厚生年金保険法第四十 四条の二第一項
(略)	(略)	(略)

2 (略)

3 昭和六十年改正法附則第八十七条第七項の規定により準用するものとされた昭和六十年改正法附則第七十八条第六項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項及び第五項の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十六条第 一項	(略)	(略)
第四十六条第 五項	第四十四条の二第一 項	国民年金法等の一部を改正する 法律（昭和六十年法律第三十四 号。以下「昭和六十年改正法」 という。）附則第八十七条第三

	<p>りなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第四十六條第五項</p>
<p>(略)</p>	<p>項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）第十二条第一項第三号ただし書又は国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第百十七条の二においてその例によるものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項</p>
	<p>(略)</p>

◎ 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号） 抄

（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基金が業務の一部を委託することができる法人）</p> <p>第二十条 基金が法第二百二十八条第五項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）及び国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）以外の法人に委託する場合（次項に規定する場合を除く。）においては、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人に委託するものとする。</p> <p>一 年金数理に関する業務を確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十七条第二項に規定する年金数理人が実施するものであること。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（基金が業務の一部を委託することができる法人）</p> <p>第二十条 基金が法第二百二十八条第五項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第十号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、共済水産業協同組合連合会（全国を地区とするものに限る。以下同じ。）及び国民年金基金連合会（以下「連合会」という。）以外の法人に委託する場合（次項に規定する場合を除く。）においては、次に掲げる要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人に委託するものとする。</p> <p>一 年金数理に関する業務を厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十号）第七十六条の二第二項に規定する年金数理人が実施するものであること。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2～4 （略）</p>

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号） 抄
 （第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（平成六年改正法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の厚生年金保険法の支給の停止に関する規定の技術的読替え）</p> <p>第十三条 平成六年改正法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の厚生年金保険法附則第十一条、第十三条第三項及び第十三条の二の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
附則第十三条第三項	第百三十三条	附則第十三条第三項	第百三十三条
<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第百三十三条</p>		<p>国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第十二条の規定による改正後の第百三十三条</p>	

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

第十四条の四 平成六年改正法附則第二十六条第十項の規定により同条第一項、第二項及び第五項から第八項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
附則第二十六 条第二項	附則第十八条第 三項、第十九条 第三項若しくは 第五項又は第二 十条第三項若し くは第五項にお いて準用する平 成二十五年改正 法附則第八十六 条第一項の規定 によりなおその 効力を有するも のとされた平成 二十五年改正法 第一条の規定に	平成二十五年改正法附則第八十六条 第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた平成二十五年改 正法第一条の規定による改正前の厚 生年金保険法第四十四条の二第一項	

(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----

第十四条の四 平成六年改正法附則第二十六条第十項の規定により同条第一項、第二項及び第五項から第八項までの規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
附則第二十 六条第二項	附則第十八条第 三項、第十九条 第三項若しくは 第五項又は第二 十条第三項若し くは第五項にお いて準用する厚 生年金保険法第 四十四条の二第 一項	厚生年金保険法第四十四条の二第一 項	

よる改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項	
-------------------------	--

(平成六年改正法附則第二十八条第一項の規定により適用するものとされた~~厚生年金基金~~が支給する年金給付の支給の停止に関する規定の技術的読替え)

第十七条 平成六年改正法附則第二十八条第一項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
附則第十三条第三項第二号	附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。)において平成十五年改正法附	平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項(附則第九条の二第三項若しくは第九条の三第二項若しくは第四項(同条第五項においてその例による場合を含む。))又は

--	--

(平成六年改正法附則第二十八条第一項の規定により適用するものとされた~~厚生年金基金~~が支給する年金給付の支給の停止に関する規定の技術的読替え)

第十七条 平成六年改正法附則第二十八条第一項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
附則第十三条第三項第二号	附則第九条の四第三項又は第五項(同条第六項においてその例による場合を含む。)において平成四年の二第一項	第四十四条の二第一項(附則第九条の二第三項若しくは第九条の三第二項若しくは第四項(同条第五項においてその例による場合を含む。))又は平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十条第三項若しくは第五項において準用する場合を含む。

(略)	(略)	(略)	則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十条の二第一項	平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十条第三項若しくは第五項において準用する場合を含む。)
-----	-----	-----	--	--

(平成六年改正法附則第二十八条第二項の規定により適用するものとされた解散基金加入員に支給する年金給付の支給の停止に関する規定の技術的読替え)

第十八条 平成六年改正法附則第二十八条第二項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十三条の二第二項	(略)	(略)	坑内員・船員の代行部分の総額	平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改
-------------	-----	-----	----------------	--

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

(平成六年改正法附則第二十八条第二項の規定により適用するものとされた解散基金加入員に支給する年金給付の支給の停止に関する規定の技術的読替え)

第十八条 平成六年改正法附則第二十八条第二項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十三条の二第二項	(略)	(略)	坑内員・船員の代行部分の総額	第四十四条の二第二項(附則第九条の二第三項若しくは第九条の三第二項若しくは第四項(同条第五項にお
-------------	-----	-----	----------------	--

	<p>附則第十三 条の二第四 項</p>	<p>正法第一条の規定による改正前の第 四十四条の二第一項（附則第九条の 二第三項若しくは第九条の三第二項 若しくは第四項（同条第五項におい てその例による場合を含む。）又は 平成六年改正法附則第十八条第三項 、第十九条第三項若しくは第五項若 しくは第二十条第三項若しくは第五 項において準用する場合を含む。第 四項において同じ。）の規定の適用 がないものとして計算した老齢厚生 年金の額から老齢厚生年金の額を控 除して得た額</p>
	<p>（略） 坑内員・船員の 代行部分の総額</p>	<p>（略） 平成二十五年改正法附則第八十六条 第一項の規定によりなおその効力を 有するものとされた平成二十五年改 正法第一条の規定による改正前の第 四十四条の二第一項の規定の適用が ないものとして計算した老齢厚生年 金の額から老齢厚生年金の額を控除 して得た額</p>

	<p>附則第十三 条の二第四 項</p>	<p>（略） 第四十四条の二第一項の規定の適用 がないものとして計算した老齢厚生 年金の額から老齢厚生年金の額を控 除して得た額</p>
	<p>（略） 坑内員・船員の 代行部分の総額</p>	<p>（略） いてその例による場合を含む。）又 は平成六年改正法附則第十八条第三 項、第十九条第三項若しくは第五項 若しくは第二十条第三項若しくは第 五項において準用する場合を含む。 第四項において同じ。）の規定の適 用がないものとして計算した老齢厚 生年金の額から老齢厚生年金の額を 控除して得た額</p>

(改正前の老齢厚生年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替え)
 第二十条 平成六年改正法附則第三十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項まで及び第十三条の二並びに平成六年改正法附則第二十一条、第二十三条、第二十四条第二項及び第二十八条の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
厚生年金保 険法附則第 十三条第三 項第二号	(略)	(略)
附則第十一条の 三第二項	平成六年改正法附則第三十一条第四 項の規定により適用するものとされ た平成六年改正法附則第二十一条第 三項	平成六年改正法附則第三十一条第三 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた平成六年改正法第三 条の規定による改正前の附則第九条 第四項において準用する平成二十五 年改正法附則第八十六条第一項の規 定によりなおその効力を有するもの とされた平成二十五年改正法第一条 の規定による改正前の第四十四条の 二第一項
附則第九条の四 第三項又は第五 項(同条第六項 においてその例 による場合を含 む。)において 準用する平成二 十五年改正法附 則第八十六条第 一項の規定によ	平成六年改正法附則第三十一条第三 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた平成六年改正法第三 条の規定による改正前の附則第九条 第四項において準用する平成二十五 年改正法附則第八十六条第一項の規 定によりなおその効力を有するもの とされた平成二十五年改正法第一条 の規定による改正前の第四十四条の 二第一項	平成六年改正法附則第三十一条第三 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた平成六年改正法第三 条の規定による改正前の附則第九条 第四項において準用する平成二十五 年改正法附則第八十六条第一項の規 定によりなおその効力を有するもの とされた平成二十五年改正法第一条 の規定による改正前の第四十四条の 二第一項

(改正前の老齢厚生年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替え)
 第二十条 平成六年改正法附則第三十一条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項まで及び第十三条の二並びに平成六年改正法附則第二十一条、第二十三条、第二十四条第二項及び第二十八条の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
厚生年金保 険法附則第 十三条第三 項第二号	(略)	(略)
附則第十一条の 三第三項	平成六年改正法附則第三十一条第四 項の規定により適用するものとされ た平成六年改正法附則第二十一条第 三項	平成六年改正法附則第三十一条第三 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた平成六年改正法第三 条の規定による改正前の附則第九条 第四項において準用する第四十四 条の二第一項
附則第九条の四 第三項又は第五 項(同条第六項 においてその例 による場合を含 む。)において 準用する第四十 四条の二第一項	平成六年改正法附則第三十一条第三 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた平成六年改正法第三 条の規定による改正前の附則第九条 第四項において準用する第四十四 条の二第一項	平成六年改正法附則第三十一条第三 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた平成六年改正法第三 条の規定による改正前の附則第九条 第四項において準用する第四十四 条の二第一項

平 成 六 年 改 正 法 附 則 第 二 十 三 条 第 二 項	(略)	(略)	(略)	(略)
附則第十八条第三項において準用する平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改	(略)	(略)	代行部分の総額	りなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十条の二第一項坑内員・船員の老齢厚生年金の総額
	(略)	(略)		
	(略)	(略)	代行部分の総額	代行部分の総額
	(略)	(略)		

平 成 六 年 改 正 法 附 則 第 二 十 三 条 第 二 項	(略)	(略)	(略)	(略)
附則第十八条第三項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四条の二第一項	(略)	(略)	代行部分の総額	代行部分の総額
	(略)	(略)		
	(略)	(略)	代行部分の総額	代行部分の総額
	(略)	(略)		

	正前の厚生年金 保険法第四十四 条の二第一項	
(略)	(略)	

2 平成六年改正法附則第三十一条第四項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	改正前の厚生年金保険法附則第十三条第三項	(略)	(略)
(略)	(略)		公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三百三十三条	

(改正前の特例老齢年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替え)
第二十一条 平成六年改正法附則第三十二条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項まで及び第

(略)	(略)	

2 平成六年改正法附則第三十一条第四項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	改正前の厚生年金保険法附則第十三条第三項	(略)	(略)
(略)	(略)		国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第十二条の規定による改正後の第三百三十三条	

(改正前の特例老齢年金等の支給の停止に関する規定の技術的読替え)
第二十一条 平成六年改正法附則第三十二条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項まで及び第

十三條の二並びに平成六年改正法附則第二十一條、第二十三條並びに第二十八條第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
厚生年金保 険法附則第 十三條第三 項第二号	附則第十一條の 三第二項	平成六年改正法附則第三十一條第四 項の規定により適用するものとされ た平成六年改正法附則第二十一條第 三項
	附則第九條の四 第三項又は第五 項（同條第六項 においてその例 による場合を含 む。）において 準用する平成二 十五年改正法附 則第八十六條第 一項の規定によ りなおその効力 を有するものと された平成二十	平成六年改正法附則第三十二條第三 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた平成六年改正法第三 條の規定による改正前の附則第二十 八條の三第二項においてその例によ るものとされた平成六年改正法第三 條の規定による改正前の附則第九條 第四項において準用する平成二十五 年改正法附則第八十六條第一項の規 定によりなおその効力を有するもの とされた平成二十五年改正法第一條 の規定による改正前の第四十四條の 二第一項

十三條の二並びに平成六年改正法附則第二十一條、第二十三條並びに第二十八條第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
厚生年金保 険法附則第 十三條第三 項第二号	附則第十一條の 三第三項	平成六年改正法附則第三十一條第四 項の規定により適用するものとされ た平成六年改正法附則第二十一條第 三項
	附則第九條の四 第三項又は第五 項（同條第六項 においてその例 による場合を含 む。）において 準用する第二十 四條の二第一項	平成六年改正法附則第三十二條第三 項の規定によりなおその効力を有す るものとされた平成六年改正法第三 條の規定による改正前の附則第二十 八條の三第二項においてその例によ るものとされた平成六年改正法第三 條の規定による改正前の附則第九條 第四項において準用する第四十四條 の二第一項

	(略)				
平成六年改正法附則第二十三條第二項	(略)	附則第十八條第三項において準用する平成二十年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二第一項	代行部分の総額	坑内員・船員の老齡厚生年金の総額	(略)
	(略)	附則第三十二條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の厚生年金保険法附則第二十八條の三第二項においてその例によるものとされた改正前の厚生年金保険法附則第九條第四項において準用する平成二十五年改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二第一項	代行部分の総額		(略)

	(略)				
平成六年改正法附則第二十三條第二項	(略)	附則第十八條第三項において準用する改正後の厚生年金保険法第四十四條の二第一項	代行部分の総額	坑内員・船員の代行部分の総額	(略)
	(略)	附則第三十二條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の厚生年金保険法附則第二十八條の三第二項においてその例によるものとされた改正前の厚生年金保険法附則第九條第四項において準用する厚生年金保険法第四十四條の二第一項	代行部分の総額		(略)

2 平成六年改正法附則第三十二条第四項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
改正前の厚生年金保険法附則第十三条第三項	第三百三十三条	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の第三百三十三条
(略)	(略)	(略)

（免除保険料率の決定に関する経過措置）

第二十二條 平成六年改正法附則第三十五条第六項の規定により読み替えて適用される公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条

2 平成六年改正法附則第三十二条第四項の規定により適用するものとされた平成六年改正法附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
改正前の厚生年金保険法附則第十三条第三項	第三百三十三条	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第十二條の規定による改正後の第三百三十三条
(略)	(略)	(略)

（免除保険料率の決定に関する経過措置）

第二十二條 平成六年改正法附則第三十五条第六項の規定により読み替えて適用される厚生年金保険法第八十一条の三第一項の政令で定める範囲（次項において「免除保険料率の範囲」という。）は、千分の二十四から千分の五十までとする。

の規定による改正前の厚生年金保険法（次項において「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）第八十一条の三第一項の政令で定める範囲（次項において「免除保険料率の範囲」という。）は、千分の二十四から千分の五十までとする。

2 前項の規定にかかわらず、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法附則第三十一条の規定により読み替えて適用される同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第八十一条の三第二項の規定により代行保険料率が算定される場合における免除保険料率の範囲は、零から千分の五十までとする。

2 前項の規定にかかわらず、厚生年金保険法附則第三十一条の規定により読み替えて適用される同法第八十一条の三第二項の規定により代行保険料率が算定される場合における免除保険料率の範囲は、零から千分の五十までとする。

◎ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号） 抄
 （第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（退職共済年金の特例）</p> <p>第三十五条 平成九年三月三十一日において平成八年改正法附則第八条第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者の旧適用法人共済組合員期間に引き続き厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものに限る。以下「<u>継続厚生年金期間</u>」という。）であつて<u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）</u>附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金（以下この条及び第三十八条において「<u>厚生年金基金</u>」という。）の加入員であつた期間であるもの（以下「<u>加入員であつた継続厚生年金期間</u>」という。）をその額の計算の基礎とする退職共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。以下「<u>特定退職共済年金</u>」という。）については、改正後国共済法第七十七条第一項及び第二項、附則第十二条の七の二</p>	<p>（退職共済年金の特例）</p> <p>第三十五条 平成九年三月三十一日において平成八年改正法附則第八条第一項第一号に掲げる年金たる給付の受給権を有する者の旧適用法人共済組合員期間に引き続き厚生年金保険の被保険者期間（平成八年改正法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものに限る。以下「<u>継続厚生年金期間</u>」という。）であつて<u>厚生年金基金（以下この条、第三十七条及び第三十八条において「<u>基金</u>」という。）</u>の加入員であつた期間であるもの（以下「<u>加入員であつた継続厚生年金期間</u>」という。）をその額の計算の基礎とする退職共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたものに限る。以下「<u>特定退職共済年金</u>」という。）については、改正後国共済法第七十七条第一項及び第二項、附則第十二条の七の二第二項又は第十二条の八第三項若しくは第七項に規定する額は、これらの規定に定める額から、<u>当該基金の加入員であつた期間の平均標準報酬月額（厚生年金保険の被保険者期間の計算の基</u></p>

第二項又は第十二条の八第三項若しくは第七項に規定する額は、これらの規定に定める額から、当該厚生年金基金の加入員であつた期間の平均標準報酬月額（厚生年金保険の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。第三十七条第二項において同じ。）の千分の七・五に相当する額に加入員であつた継続厚生年金期間の月数を乗じて得た額（第三十七条第五項において「特定退職共済年金の代行給付額」という。）を控除した額とする。

2 (略)

3 平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下この項及び第三十八条において「連合会」という。）が解散した場合において、当該連合会が平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）第六十条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第六十一条第二項の老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者が第一項の規定により退職共済年金の額が計算されている者であるときは、当該退職共済年金の額は、同項の規定の適用がないものとして計算した額とし、当該連合会が解散した月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

(存続厚生年金基金の年金給付の特例)

第三十七条 特定退職共済年金の受給権者に平成二十五年改正法附則第三

礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。第三十七条第二項において同じ。）の千分の七・五に相当する額に加入員であつた継続厚生年金期間の月数を乗じて得た額（第三十七条第五項において「特定退職共済年金の代行給付額」という。）を控除した額とする。

2 (略)

3 企業年金連合会（以下この項及び第三十八条において「連合会」という。）が解散した場合において、当該連合会が厚生年金保険法第三百十条第一項に規定する老齢年金給付（以下「老齢年金給付」という。）の支給に関する義務を負っている者が第一項の規定により退職共済年金の額が計算されている者であるときは、当該退職共済年金の額は、同項の規定の適用がないものとして計算した額とし、当該連合会が解散した月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

(基金の年金給付の特例)

第三十七条 特定退職共済年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付

条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下この条において「基金」という。）が支給する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第三百三十条第一項に規定する老齢年金給付（加入員であつた継続厚生年金期間をその額の計算の基礎とするものに限る。以下この条において「特定基金給付」という。）については、厚生年金保険法附則第十三条第二項から第四項まで並びに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第三百三十二条第二項及び第三百三十三条の規定は、適用しない。

2 (略)

3 特定基金給付については、国家公務員共済組合法第七十四条又は第七十四条の二の規定により支給を停止するものとされた特定退職共済年金を厚生年金保険法第三十八条又は第三十八条の二の規定により支給を停止するものとされた老齢厚生年金とみなして、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第三百三十三条の規定の例により、その支給を停止することができる。

4・5 (略)

(連合会の年金給付の特例)

第三十八条 連合会が平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第六十一条第二項の規定により解散基金加入員に支給する老齢年

(加入員であつた継続厚生年金期間をその額の計算の基礎とするものに限る。以下この条において「特定基金給付」という。)については、厚生年金保険法第三百三十二条第二項、第三百三十三条及び附則第十三条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

2 (略)

3 特定基金給付については、国家公務員共済組合法第七十四条又は第七十四条の二の規定により支給を停止するものとされた特定退職共済年金を厚生年金保険法第三十八条又は第三十八条の二の規定により支給を停止するものとされた老齢厚生年金とみなして、同法第三百三十三条の規定の例により、その支給を停止することができる。

4・5 (略)

(連合会の年金給付の特例)

第三十八条 連合会が厚生年金保険法第六十一条第二項の規定により解散基金加入員に支給する老齢年金給付であつて特定退職共済年金の受給権者に支給するもの（加入員であつた継続厚生年金期間をその額の計算

金給付であつて特定退職共済年金の受給権者に支給するもの（加入員であつた継続厚生年金期間をその額の計算の基礎とするものに限る。以下この条において「特定連合会給付」という。）については、厚生年金保険法附則第十三条の二並びに平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第六十一条第三項及び第六十三条の二の規定は、適用しない。

2 特定連合会給付の額は、解散した厚生年金基金の加入員であつた期間に係る前条第二項に規定する額とする。

3 特定連合会給付については、国家公務員共済組合法第七十四条又は第七十四条の二の規定により支給を停止するものとされた特定退職共済年金を厚生年金保険法第三十八条又は第三十八条の二の規定により支給を停止するものとされた老齢厚生年金とみなして、平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第六十三条の二の規定の例により、その支給を停止するものとする。

4・5 (略)

(準用)

第四十条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この条において「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものと

の基礎とするものに限る。以下この条において「特定連合会給付」という。）については、同法第六十一条第三項、第六十三条の二及び附則第十三条の二の規定は、適用しない。

2 特定連合会給付の額は、解散した基金の加入員であつた期間に係る前条第二項に規定する額とする。

3 特定連合会給付については、国家公務員共済組合法第七十四条又は第七十四条の二の規定により支給を停止するものとされた特定退職共済年金を厚生年金保険法第三十八条又は第三十八条の二の規定により支給を停止するものとされた老齢厚生年金とみなして、同法第六十三条の二の規定の例により、その支給を停止するものとする。

4・5 (略)

(準用)

第四十条 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第十九条から第二十四条まで、第二十八条第二項、第三十条、第三十九条の二、第三十九条の三、第三十九条の十四、第三十九条の十五及び第四十五条の規定は障害等年金給付について、同令第三十二条から第三十三条の三

された公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下この条において「廃止前厚生年金基金令」という。）第十九条から第二十四条まで、第二十八条第二項、第三十条、第三十九条の二、第三十九条の三、第三十九条の四、第三十九条の五及び第四十五条の規定は障害等年金給付について、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十二条から第三十三条の三まで、第三十四条の二から第三十五条まで及び第三十九条の四の規定は平成八年改正法附則第五十六条第一項に規定する掛金について、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十六条の規定は平成八年改正法附則第五十七条第一項に規定する徴収金について準用する。

まで、第三十四条の二から第三十五条まで及び第三十九条の四の規定は平成八年改正法附則第五十六条第一項に規定する掛金について、同令第三十六条の規定は平成八年改正法附則第五十七条第一項に規定する徴収金について準用する。

◎ 平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第百八十号）抄
 （第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（厚生年金基金の老齢年金給付の額等に関する経過措置）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この条において「平成二十六年経過措置政令」という。）<u>第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた</u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）<u>第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下この条において「廃止前厚生年金基金令」という。）</u>第五十七条第一項の規定は平成十二年改正法附則第二十三条第一項第二号に規定する政令で定める額について、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十七条第二項の規定は平成十二年改正法附則第二十三条第一項第二号に規定する政令の定めるところにより</p>	<p>（厚生年金基金の老齢年金給付の額等に関する経過措置）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第五十七条第一項の規定は平成十二年改正法附則第二十三条第一項第二号に規定する政令で定める額について、<u>同令第五十七条第二項の規定は平成十二年改正法附則第二十三条第一項第二号に規定する政令の定めるところにより計算した額について準用する。</u>この場合において、<u>同令第五十七条第一項中「法附則第七条の六第一項の規定により読み替えられた法第三百三十二条第二項（以下この条において「読み替えられた法第三百三十二条第二項」という。）</u>とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下この条において「平成十二年改正法」という。）附則第二十三条第一項第二号」と、「読み替えられた法第三百三十二条第二項に」とあるのは「同号に」と、「加入員たる被保険者であつた期間の」とあるのは「平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の」と、「加入員たる被保険者であつた期間に係る」とある</p>

計算した額について準用する。この場合において、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第五十七条第一項中「法附則第七条の六第一項の規定により読み替えられた法第百三十二条第二項（以下この条において「読み替えられた法第百三十二条第二項」という。）」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下この条において「平成十二年改正法」という。）附則第二十三条第一項第二号」と、「読み替えられた法第百三十二条第二項に」とあるのは「同号に」と、「加入員たる被保険者であつた期間の」とあるのは「平成十五年四月一日以後の加入員たる被保険者であつた期間の」と、「加入員たる被保険者であつた期間に係る」とあるのは「当該期間に係る」と、同条第二項中「読み替えられた法第百三十二条第二項」とあるのは「平成十二年改正法附則第二十三条第一項第二号」と読み替えるものとする。

3 平成十二年改正法附則第二十三条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める額は、平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第二十四条の二第一項に規定する額とする。

（存続連合会への準用）

第二十四条 前二条の規定は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第十三条第十三号に規定する存続連合会が支給する平成二十五年改正法附則

の「当該期間に係る」と、同条第二項中「読み替えられた法第百三十二条第二項」とあるのは「平成十二年改正法附則第二十三条第一項第二号」と読み替えるものとする。

3 平成十二年改正法附則第二十三条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める額は、厚生年金基金令第二十四条の二第一項に規定する額とする。

（企業年金連合会への準用）

第二十四条 前二条の規定は、企業年金連合会が支給する厚生年金保険法第百三十条第一項に規定する老齢年金給付について準用する。

第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十一条第二項の老齢年金給付について準用する。

◎ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）抄
 （第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（移行農林共済年金の支給等に関する規定の技術的読替え等） 第十四条 廃止前農林共済法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる廃止前農林共済法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
第三十八条の二第二項	(略)	(略)	(略)
及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分	、前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する厚生年金保険法第四十四条の三第四項（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十七条の規定に	、前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する厚生年金保険法第四十四条の三第四項（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十七条の規定に	、前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び平成十三年統合法附則第十六条第十三項において準用する厚生年金保険法第四十四条の三第四項に規定する加算額（以下この項及び次条第一項において「繰下げ加算額」という。）

(略)	(略)	より読み替えて適用する場合を含む。に規定する加算額（以下の項及び次条第一項において「繰下げ加算額」という。）
-----	-----	--

2 2 19 (略)

(移行農林共済年金の支給の繰下げに係る厚生年金保険法第四十四条の三の規定の読替え等)

第十四条の四 移行農林共済年金のうち退職共済年金の受給権者（平成十九年四月一日以後に廃止前農林共済法第三十六条の規定による退職共済年金の受給権を取得した者に限る。）について、平成十三年統合法附則第十六条第十三項の規定により厚生年金保険法第四十四条の三の規定を準用する場合においては、同条第一項ただし書中「、国民年金法による年金たる給付」とあるのは「（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正前のこの法律による年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。）、国民年金法による年金たる給付」と、同条第三項中「第三十六条第一項」とあるのは「廃止前農林共済法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年

(略)	(略)	
-----	-----	--

2 2 19 (略)

(移行農林共済年金の支給の繰下げに係る厚生年金保険法第四十四条の三の規定の読替え等)

第十四条の四 移行農林共済年金のうち退職共済年金の受給権者（平成十九年四月一日以後に廃止前農林共済法第三十六条の規定による退職共済年金の受給権を取得した者に限る。）について、平成十三年統合法附則第十六条第十三項の規定により厚生年金保険法第四十四条の三の規定を準用する場合においては、同条第一項ただし書中「、国民年金法による年金たる給付」とあるのは「（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。）第三条の規定による改正前のこの法律による年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる保険給付を含む。）、国民年金法による年金たる給付」と、同条第三項中「第三十六条第一項」とあるのは「廃止前農林共済法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年

統合法」という。) 附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下同じ。) 第二十三条第一項」と、同条第四項中「第四十三條第一項及び第四十四條」とあるのは「廃止前農林共済法第三十七條第一項及び第三十八條」と、「被保険者期間」とあるのは「旧農林共済組合員期間 (平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。) (平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該旧農林共済組合員期間に引き続き厚生年金保険の被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものを含む。)」と、「第四十三條第一項の」とあるのは「廃止前農林共済法第三十七條第一項の」と、「第四十六條第一項及び第五項」とあるのは「並びに廃止前農林共済法第三十八條の二第一項及び第三十八條の三第一項」と読み替えるものとする。

2 5 4 (略)

(移行農林共済年金のうち遺族共済年金の額の算定等)

第十四條の五 移行農林共済年金のうち遺族共済年金 (その受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者に限る。) の額の算定及び改定並びにその支給の停止については、廃止前農林共済法第二十三條の三 (同條の規定に基づく命令の規定を含む。) 並びに第四十七條第一項第一号イ、第二号イ及び第二項第一号の規定を適用せず、厚生年金保険法第六十條第一項、第二項及び第四項、第六十一條第二項及び第三項、第六十四條の三、附則第十七條の二並びに附則第十七條の三並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する

統合法」という。) 附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下同じ。) 第二十三条第一項」と、同条第四項中「第四十三條第一項及び第四十四條」とあるのは「廃止前農林共済法第三十七條第一項及び第三十八條」と、「被保険者期間」とあるのは「旧農林共済組合員期間 (平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。) (平成十三年統合法附則第四条の規定により厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者の当該旧農林共済組合員期間に引き続き厚生年金保険の被保険者期間であつて、その者が当該被保険者の資格を喪失するまでの間のものを含む。)」と、「第四十三條第一項の」とあるのは「廃止前農林共済法第三十七條第一項の」と、「第四十六條第一項及び第五項」とあるのは「並びに廃止前農林共済法第三十八條の二第一項及び第三十八條の三第一項」と読み替えるものとする。

2 5 4 (略)

(移行農林共済年金のうち遺族共済年金の額の算定等)

第十四條の五 移行農林共済年金のうち遺族共済年金 (その受給権者が昭和十七年四月二日以後に生まれた者に限る。) の額の算定及び改定並びにその支給の停止については、廃止前農林共済法第二十三條の三 (同條の規定に基づく命令の規定を含む。) 並びに第四十七條第一項第一号イ、第二号イ及び第二項第一号の規定を適用せず、厚生年金保険法第六十條第一項から第三項まで及び第五項、第六十一條第二項及び第三項、第六十四條の三、附則第十七條の二並びに附則第十七條の三の規定 (これらの規定に基づく命令の規定を含む。) を準用する。この場合において

法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」とい
う。）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものと
された平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法
第六十条第三項の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を
準用する。この場合において、厚生年金保険法第六十条第一項第一号中
「第五十九条第一項」とあるのは「旧農林共済法（厚生年金保険制度及
び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員
共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平
成十三年統合法」という。）附則第二条第一項第二号に規定する旧農林
共済法をいう。以下同じ。）第二十四条第一項」と、「死亡した被保険
者又は被保険者であつた者の被保険者期間」とあるのは「旧農林共済組
合員期間（平成十三年統合法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林
共済組合員期間をいう。以下同じ。）」と、「第四十三条第一項」とあ
るのは「平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効
力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二
条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。）第三十七条第一
項第一号」と、「第五十八条第一項第一号から第三号まで」とあるのは
「旧農林共済法第四十六条第一項第一号から第三号まで」と、「被保険
者期間の」とあるのは「旧農林共済組合員期間の」と、同項第二号中「
第五十九条第一項」とあるのは「旧農林共済法第二十四条第一項」と、
「この条」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組
合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等
の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令

、同法第六十条第一項第一号中「第五十九条第一項」とあるのは「旧農
林共済法（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合
を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成
十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第二条
第一項第二号に規定する旧農林共済法をいう。以下同じ。）第二十四条
第一項」と、「死亡した被保険者又は被保険者であつた者の被保険者期
間」とあるのは「旧農林共済組合員期間（平成十三年統合法附則第二条
第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下同じ。）」
と、「第四十三条第一項」とあるのは「平成十三年統合法附則第十六条
第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済
法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共
済法をいう。）第三十七条第一項第一号」と、「第五十八条第一項第一
号から第三号まで」とあるのは「旧農林共済法第四十六条第一項第一号
から第三号まで」と、「被保険者期間の」とあるのは「旧農林共済組合
員期間の」と、同項第二号中「第五十九条第一項」とあるのは「旧農林
共済法第二十四条第一項」と、「この条」とあるのは「厚生年金保険制
度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体
職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等
に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条
の五において準用するこの条」と、同条第二項中「第五十八条第一項第
四号」とあるのは「旧農林共済法第四十六条第一項第四号」と読み替え
るものとする。

(平成十四年政令第四十四号)第十四条の五において準用するこの条」と、同条第二項中「第五十八条第一項第四号」とあるのは「旧農林共済法第四十六条第一項第四号」と読み替えるものとする。

第十九条 特別措置法第百六条第二項の規定により農林共済組合の組合員であった期間とみなされた期間(以下この条において「通算期間」という。)を有する者に対する厚生年金保険法の規定による老齢厚生年金の額は、同法第四十三条第一項、第四十四条及び第四十四条の三第四項(平成二十五年改正法附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。)並びに附則第九条の二第二項、第十三条の四第四項から第八項まで並びに第十三条の五第一項から第六項まで及び第九項並びに平成六年改正法附則第二十七条第六項から第十五項までの規定にかかわらず、これらの規定並びに平成十三年統合法附則第六条、第八条及び第十条の規定により計算した額から次の各号に掲げる者(農林厚生年金期間(旧農林共済組合員期間及び施行日以後の厚生年金保険の被保険者期間(農林漁業団体等(平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等という。)のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所(以下単に「農林漁業団体等」という。)であるもの)に使用される期間に限る。)を合算した期間をいう。以下この条及び次条において同じ。)が二十年以上である者に限る。)の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額とする。

一 農林厚生年金期間が四十年(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和十

第十九条 特別措置法第百六条第二項の規定により農林共済組合の組合員であった期間とみなされた期間(以下この条において「通算期間」という。)を有する者に対する厚生年金保険法の規定による老齢厚生年金の額は、同法第四十三条第一項、第四十四条及び第四十四条の三第四項並びに附則第九条の二第二項、第十三条の四第四項から第八項まで並びに第十三条の五第一項から第六項まで及び第九項並びに平成六年改正法附則第二十七条第六項から第十五項までの規定にかかわらず、これらの規定並びに平成十三年統合法附則第六条、第八条及び第十条の規定により計算した額から次の各号に掲げる者(農林厚生年金期間(旧農林共済組合員期間及び施行日以後の厚生年金保険の被保険者期間(農林漁業団体等(平成十三年統合法附則第四条に規定する農林漁業団体等という。)のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所(以下単に「農林漁業団体等」という。)であるもの)に使用される期間に限る。)を合算した期間をいう。以下この条及び次条において同じ。)が二十年以上である者に限る。)の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額とする。

一 農林厚生年金期間が四十年(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和十

九年四月一日以前に生まれた者であるときは三十七年とし、その者が同月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは三十八年とし、その者が同月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは三十九年とする。次号及び第三号において同じ。）以下である者 老齢厚生年金の額（農林厚生年金期間を平成十二年国民年金等改正法第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する被保険者期間と、当該農林厚生年金期間に係る平均標準報酬月額を同項に規定する平均標準報酬月額とそれぞれみなして、同法の規定により計算した額（当該農林厚生年金期間の一部が平成十五年四月一日以後である場合の同法の規定により計算した額は、当該農林厚生年金期間を平成十二年国民年金等改正法附則第二十条第一項に規定する被保険者であった期間とみなして同項の規定により計算した額とする。）とし、厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する部分又は同法第四十四条の三第四項に規定する政令で定める額に相当する部分を除き、かつ、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金のうち、農林厚生年金期間に係る部分に相当するものとして、昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項第二号の規定の例により計算した額を加えた額とする。）を農林厚生年金期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に通算期間（当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となっている通算期間に限る。以下この項において同じ。）の月数を乗じて得た額

九年四月一日以前に生まれた者であるときは三十七年とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは三十八年とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは三十九年とする。次号及び第三号において同じ。）以下である者 老齢厚生年金の額（農林厚生年金期間を平成十二年国民年金等改正法第六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する被保険者期間と、当該農林厚生年金期間に係る平均標準報酬月額を同項に規定する平均標準報酬月額とそれぞれみなして、同法の規定により計算した額（当該農林厚生年金期間の一部が平成十五年四月一日以後である場合の同法の規定により計算した額は、当該農林厚生年金期間を平成十二年国民年金等改正法附則第二十条第一項に規定する被保険者であった期間とみなして同項の規定により計算した額とする。）とし、厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額に相当する部分又は同法第四十四条の三第四項に規定する政令で定める額に相当する部分を除き、かつ、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金のうち、農林厚生年金期間に係る部分に相当するものとして、昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項第二号の規定の例により計算した額を加えた額とする。）を農林厚生年金期間の月数で除して得た額の百分の四十五に相当する額に通算期間（当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となっている通算期間に限る。以下この項において同じ。）の月数を乗じて得た額

<p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ 四百八十(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和十九年四月一日以前に生まれた者であるときは四百四十四とし、その者が同月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百五十六とし、その者が同月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。以下この号において同じ。) から通算期間以外の農林厚生年金期間の月数を控除した月数を十であるものとして第一号の規定の例により計算した額</p> <p>ロ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>イ 四百八十(当該老齢厚生年金の受給権者が昭和十九年四月一日以前に生まれた者であるときは四百四十四とし、その者が昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百五十六とし、その者が昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者であるときは四百六十八とする。以下この号において同じ。) から通算期間以外の農林厚生年金期間の月数を控除した月数を通算期間の月数であるものとし、農林厚生年金期間の月数が四百八十であるものとして第一号の規定の例により計算した額</p> <p>ロ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

◎ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）抄
 （第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（六十五歳に達している者に係る特例遺族農林年金の額の算定等） 第二十三条の二 特例遺族農林年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）の額の算定及び改定並びにその支給の停止については、平成十三年統合法附則第四十六条第二項及び廃止前農林共済法第二十三条の三（同条の規定に基づく命令の規定を含む。）の規定を適用せず、厚生年金保険法第六十条第一項（第一号ただし書を除く。）及び第四項、第六十一条第二項及び第三項、第六十四条の三第一項、附則第十七条の二第一項並びに附則第十七条の三並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条第三項の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、同号中「第五十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年</p>	<p>（六十五歳に達している者に係る特例遺族農林年金の額の算定等） 第二十三条の二 特例遺族農林年金（その受給権者が六十五歳に達しているものに限る。）の額の算定及び改定並びにその支給の停止については、平成十三年統合法附則第四十六条第二項及び廃止前農林共済法第二十三条の三（同条の規定に基づく命令の規定を含む。）の規定を適用せず、厚生年金保険法第六十条第一項（第一号ただし書を除く。）、第三項及び第五項、第六十一条第二項及び第三項、第六十四条の三第一項、附則第十七条の二第一項並びに附則第十七条の三の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。この場合において、同法第六十条第一項第一号中「第五十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第四十六条第三項において準用する第五十九条第一項」と、「死亡した被保険者又は被保険者であった者の被保険者期間を基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算し</p>

法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第四十六条第三項において準用する第五十九条第一項」と、「死亡した被保険者又は被保険者であつた者の被保険者期間を基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算した額の四分の三に相当する」とあるのは「平成十三年統合法附則第四十六条第二項の規定の例により計算した」と、厚生年金保険法第六十条第一項第二号中「第五十九条第一項」とあるのは「平成十三年統合法附則第四十六条第三項において準用する第五十九条第一項」と読み替えるものとする。

た額の四分の三に相当する」とあるのは「平成十三年統合法附則第四十六条第二項の規定の例により計算した」と、同項第二号中「第五十九条第一項」とあるのは「平成十三年統合法附則第四十六条第三項において準用する第五十九条第一項」と読み替えるものとする。

◎ 相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号） 抄
 （第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（退職手当金等に含まれる給付の範囲）</p> <p>第一条の三 法第三条第一項第二号及び第十条第一項第六号に規定する政令で定める給付は、次に掲げる年金又は一時金に関する権利（これらに類するものを含む。）とする。</p> <p>一 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三条第一項（確定給付企業年金に係る規約）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける年金又は一時金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下第三号までにおいて「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条（確定給付企業年金法の一部改正）の規定による改正前の確定給付企業年金法（<u>次号において「旧確定給付企業年金法」という。</u>）第百十五条第一項（移行後の厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする給付等の取扱い）に規定する年金たる給付又は一時金たる給付を含む。）</p>	<p>（退職手当金等に含まれる給付の範囲）</p> <p>第一条の三 法第三条第一項第二号及び第十条第一項第六号に規定する政令で定める給付は、次に掲げる年金又は一時金に関する権利（これらに類するものを含む。）とする。</p> <p>一 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三条第一項（確定給付企業年金に係る規約）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける年金又は一時金（<u>同法第百十五条第一項（移行後の厚生年金基金が支給する死亡を支給理由とする給付等の取扱い）に規定する年金たる給付又は一時金たる給付を含む。</u>）</p>

二 確定給付企業年金法第九十一条の十九第三項（中途脱退者に係る措置）、第九十一条の二十第三項（終了制度加入者等である老齢給付金の受給権者等に係る措置）、第九十一条の二十一第三項（終了制度加入者等である障害給付金の受給権者に係る措置）又は第九十一条の二十二第五項（終了制度加入者等である遺族給付金の受給権者に係る措置）の規定により企業年金連合会から支給を受ける一時金（平成二十

五年厚生年金等改正法附則第六十三条第一項（確定給付企業年金中途脱退者等に係る措置に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされた旧確定給付企業年金法第九十一条の二第三項（中途脱退者に係る措置）、平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧確定給付企業年金法第九十一条の三第三項（終了制度加入者等である老齢給付金の受給権者等に係る措置）、平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧確定給付企業年金法第九十一条の四第三項（終了制度加入者等である障害給付金の受給権者に係る措置）又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧確定給付企業年金法第九十一条の五第五項（終了制度加入者等である遺族給付金の受給権者に係る措置）の規定により存続連合会（平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号（定義）に規定する存続連合会をいう。次号において同じ。）から支給を受ける一時金を含む。）

三 平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十二条第三項（基金中途脱

二 確定給付企業年金法第九十一条の二第三項（中途脱退者に係る措置）、第九十一条の三第三項（終了制度加入者等である老齢給付金の受給権者等に係る措置）、第九十一条の四第三項（終了制度加入者等である障害給付金の受給権者に係る措置）又は第九十一条の五第五項（終了制度加入者等である遺族給付金の受給権者に係る措置）の規定により企業年金連合会から支給を受ける一時金

退者に係る措置)、第四十三条第三項(解散基金加入員等である老齢給付金の受給権者等に係る措置)、第四十四条第三項(解散基金加入員等である障害給付金の受給権者に係る措置)、第四十五条第五項(解散基金加入員等である遺族給付金の受給権者に係る措置)、第四十六条第三項(確定給付企業年金中途脱退者に係る措置)、第四十七条第三項(終了制度加入者等である老齢給付金の受給権者等に係る措置)、第四十八条第三項(終了制度加入者等である障害給付金の受給権者に係る措置)又は第四十九条第五項(終了制度加入者等である遺族給付金の受給権者に係る措置)の規定により存続連合会から支給を受ける一時金

三| 同上

四| 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第四条第三項(企業型年金規約)に規定する企業型年金規約又は同法第五十六条第三項(個人型年金規約)に規定する個人型年金規約に基づいて支給を受ける一時金

四| 同上

五| 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)附則第二十条第三項(退職年金等積立金に対する法人税の特例)に規定する適格退職年金契約その他退職給付金に関する信託又は生命保険の契約に基づいて支給を受ける年金又は一時金

五| 同上

六| 独立行政法人勤労者退職金共済機構若しくは所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第七十三条第一項(特定退職金共済団体)に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に係る契約その他同項第一号に規定する退職金共済契約又はこれに類する契約に基づいて支給を受ける年金又は一時金

<p>七 独立行政法人中小企業基盤整備機構の締結した小規模企業共済法第二 二条第二項（定義）に規定する共済契約（前条第一項第三号ホに掲げ るものを除く。）に基づいて支給を受ける一時金</p> <p>八 独立行政法人福祉医療機構の締結した社会福祉施設職員等退職手当 共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第二条第九項（定義）に規 定する退職手当共済契約に基づいて支給を受ける一時金</p>	<p>六 同上</p> <p>七 同上</p>
<p>（退職年金の支給を目的とする信託等の範囲）</p> <p>第一条の六 法第九条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲 げる信託とする。</p>	<p>（退職年金の支給を目的とする信託等の範囲）</p> <p>第一条の六 同上</p>
<p>一 確定給付企業年金法第六十五条第三項（事業主の積立金の管理及び 運用に関する契約）に規定する資産管理運用契約に係る信託</p> <p>二 確定拠出年金法第八条第二項（資産管理契約の締結）に規定する資 産管理契約に係る信託</p>	<p>一 同上</p> <p>二 同上</p>
<p>三 第一条の三第五号に規定する適格退職年金契約に係る信託</p> <p>四 前三号に掲げる信託に該当しない退職給付金に関する信託で、その 委託者の使用人（法人の役員を含む。）又はその遺族を当該信託の受 益者とするもの</p>	<p>三 第一条の三第四号に規定する適格退職年金契約に係る信託</p> <p>四 同上</p>

◎ 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号） 抄
 （第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（損益計算書等の提出を要しない公益法人等の範囲等）</p> <p>第三十九条の三十七 法第六十八条の六に規定する政令で定める公益法人等とみなされている法人は、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、建物の区分所有等に関する法律第四十七条第二項に規定する管理組合法人及び同法第六十六条の規定により読み替えられた同項に規定する団地管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十三条第一項に規定する防災街区整備事業組合並びにマンションの建替えの円滑化等に関する法律第五条第一項に規定するマンション建替組合とする。</p> <p>2 法第六十八条の六に規定する政令で定める小規模な法人は、当該事業年度の収入金額（資産の売却による収入で臨時的なものを除く。）の合計額が八千万円（当該事業年度が十二月に満たない場合には、八千万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額）以下の法人とする。</p>	<p>（損益計算書等の提出を要しない公益法人等の範囲等）</p> <p>第三十九条の三十七 同上</p> <p>2 同上</p>

<p>3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。</p> <p>4 法第六十八条の六に規定する政令で定める期間内に損益計算書又は収支計算書を提出しなければならないものとされる同条に規定する政令で定める法人は、<u>確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十条の二第一項に規定する企業年金連合会</u>、<u>国民年金基金及び国民年金基金連合会</u>とし、<u>法第六十八条の六に規定する政令で定める期間</u>は、六月とする。</p>	<p>3 同上</p> <p>4 法第六十八条の六に規定する政令で定める期間内に損益計算書又は収支計算書を提出しなければならないものとされる同条に規定する政令で定める法人は、<u>厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会</u>とし、<u>同条に規定する政令で定める期間</u>は、六月とする。</p>
---	---

◎ 国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号） 抄
 （第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（社会保険制度に基づく給付等）</p> <p>第三十五条 法第七十七条第一項（社会保険制度に基づく給付の差押禁止）に規定する政令で定める退職年金は、法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約（次項及び第四項において「適格退職年金契約」という。）に基づいて支給される退職年金とする。</p> <p>2 法第七十七条第一項に規定する政令で定める退職一時金は、適格退職年金契約に基づいて支給される退職一時金とする。</p> <p>3 法第七十七条第二項（社会保険制度の範囲）に規定する政令で定める制度は、次に掲げる制度とする。</p> <p>一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第二十八条（指定共済組合の組合員）に規定する共済組合が行う退職金共済に関する制度</p> <p>二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三条第一項若しくは第二項（旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継）、第四条第一項（外地関係</p>	<p>（社会保険制度に基づく給付等）</p> <p>第三十五条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 同上</p> <p>一 同上</p> <p>二 同上</p>

<p>共済組合に係る年金の支給）又は第七条の二第一項（旧共済組合員に対する年金の支給）の規定に基づく年金又は一時金の支給に関する制度</p>	<p>三 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）に規定する</p>	<p>三 同上</p>
<p>四 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う退職金共済に関する制度 四十年法律第二百二号）第二条第二項（定義）に規定する共済契約（小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十四号）附則第五条第一項（旧第二種共済契約に係る小規模企業共済法の規定の適用についての読替規定）の規定により読み替えられた小規模企業共済法第九条第一項各号（共済金）に掲げる事由により共済金が支給されることとなるものを除く。）に関する制度</p>	<p>四 同上</p>	<p>四 同上</p>
<p>五 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）に規定する独立行政法人福祉医療機構が行う退職金共済に関する制度</p>	<p>五 同上</p>	<p>五 同上</p>
<p>六 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）に規定する石炭鉱業年金基金が行う年金の支給又は脱退を支給理由とする一時金の支給に関する制度</p>	<p>六 同上</p>	<p>六 同上</p>
<p>七 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）に規定する独立行政法人農業者年金基金が行う年金又は脱退一時金の支給に関する制度</p>	<p>七 同上</p>	<p>七 同上</p>
<p>八 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三</p>	<p>八 同上</p>	<p>八 同上</p>

- 年法律第一百一号）附則第二十五条第三項（存続組合の業務等）に規定する存続組合が行う厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第二十五条の二第一項（特例老齡農林一時金の支給）に規定する特例老齡農林一時金の支給に関する制度
- 九| 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び次項第二号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）
附則第三条第十三号（定義）に規定する存続連合会が行う存続連合会老齡給付金の支給に関する制度及び同条第十五号に規定する連合会が行う平成二十五年厚生年金等改正法附則第七十五条第二項（解散存続連合会の残余財産の連合会への交付）の規定に基づく年金又は一時金の支給に関する制度
- 十| 外国の法令に基づく保険、共済又は恩給に関する制度で法第七十七条第二項各号に掲げる法律に基づく保険、共済又は恩給に関する制度に類するもの
- 十一| 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第七十三条第一項（特定退職金共済団体の要件）に規定する特定退職金共済団体（次項において「特定退職金共済団体」という。）が行う退職金共済に関する制度
- 4 次に掲げる給付に係る債権は、法第七十七条第一項に規定する債権に含まれないものとする。

- 九| 同上
- 十| 同上
- 4 同上

- 一 所得税法施行令第七十六条第一項各号又は第二項各号（退職金共済制度等に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの）に掲げる給付
- 二 平成二十五年厚生年金等改正法第一条（厚生年金保険法の一部改正）の規定による改正前の厚生年金保険法第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく一時金で所得税法施行令第七十二条第二項（退職手当等とみなす一時金）に規定する一時金以外のもの
- 三 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の規定に基づいて支給される一時金で所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十一条第三号（退職手当等とみなす一時金）に規定する加入者の退職により支払われる一時金（所得税法施行令七十二第三条第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給される一時金で同号に規定する加入員又は加入者の退職により支払われる一時金を含む。）以外のもの
- 四 適格退職年金契約に基づいて支給される一時金で所得税法施行令第七十二条第三項第四号に規定する勤務をした者の退職により支払われる一時金以外のもの
- 五 中小企業退職金共済法第十六条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金又は特定退職金共済団体が行うこれに類する給付
- 六 小規模企業共済法第十二条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金で所得税法施行令七十二第三条第三号ロ及びハに掲げる解約手当金以外のもの

- 一 同上
- 二 厚生年金保険法第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく一時金で所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十一条第二号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金以外のもの
- 三 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の規定に基づいて支給される一時金で所得税法第三十一条第三号に規定する加入者の退職により支払われる一時金以外のもの
- 四 適格退職年金契約に基づいて支給される一時金で所得税法施行令七十二第二条第二項第四号（退職手当等とみなす一時金）に規定する勤務をした者の退職により支払われる一時金以外のもの
- 五 同上
- 六 小規模企業共済法第十二条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金で所得税法施行令七十二第二条第二項第三号ロ及びハ（退職手当等とみなす一時金）に掲げる解約手当金以外のもの

◎ 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号） 抄
 （第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）</p> <p>第五十二条 法第十三条第二項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する政令で定める権限は、信託の目的に反しないことが明らかである場合に限り信託の変更をすることができるとする。</p> <p>2 法第十三条第二項に規定する信託の変更をする権限には、他の者との合意により信託の変更をすることができる権限を含むものとする。</p> <p>3 停止条件が付された信託財産の給付を受ける権利を有する者は、法第十三条第二項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するものとする。</p> <p>4 法第十三条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が二以上ある場合における同条第一項の規定の適用については、同項の信託の信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に</p>	<p>（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）</p> <p>第五十二条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 同上</p> <p>4 同上</p>

応じて帰せられるものとする。

5 法第十三条第三項第二号に規定する退職年金に関する契約で政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

一 法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約

二 法人税法施行令第一百五十六条の二第十号（用語の意義）に規定する厚生年金基金契約

（確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い）

第六十四条 事業を営む個人又は法人が支出した次の各号に掲げる掛金、保険料、事業主掛金又は信託金等は、当該各号に規定する被共済者、加入者、受益者等、企業型年金加入者又は信託の受益者等に対する給与所得に係る収入金額に含まれないものとする。

一 独立行政法人勤労者退職金共済機構又は第七十四条第五項（特定退職金共済団体の承認）に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいてその被共済者のために支出した掛金（第七十六条第一項第二号ロからへまで（退職金共済制度等に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの）に掲げる掛金を除くものとし、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第五十三条（従前の積立事業についての取扱い）の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構に納付した金額を含む。）

二 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基

5 法第十三条第三項第二号に規定する退職年金に関する契約で政令で定めるものは、法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約とする。

法人税の特例）に規定する適格退職年金契約とする。

（確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い）

第六十四条 同上

一 同上

二 同上

づいて同法第二十五条第一項（加入者）に規定する加入者のために支出した同法第五十五条第一項（掛金）の掛金（同法第六十三条（積立不足に伴う掛金の拠出）、第七十八条第三項（実施事業所の増減）及び第八十七条（終了時の掛金の一括拠出）の掛金並びにこれに類する掛金で財務省令で定めるものを含む。）のうち当該加入者が負担した金額以外の部分

三 法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約に基づいて法人税法施行令附則第十六条第一項第二号（適格退職年金契約の要件等）に規定する受益者等のために支出した掛金又は保険料（第七十六条第二項第二号に規定する受益者等とされた者に係る掛金及び保険料を除く。）のうち当該受益者等が負担した金額以外の部分

四 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約に基づいて同法第二条第八項（定義）に規定する企業型年金加入者のために支出した同法第三条第三項第七号（規約の承認）に規定する事業主掛金（同法第五十四条第一項（他の制度の資産の移換）の規定により移換した確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第二十二條第一項第三号（他の制度の資産の移換の基準）に掲げる資産を含む。）

五 勤労者財産形成促進法第六条の二第一項（勤労者財産形成給付金契約等）に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づいて同項第二号に規定する信託の受益者等のために支出した同項第一号に規定する信託金等

三 同上

四 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約に基づいて同法第二条第八項（定義）に規定する企業型年金加入者のために支出した同法第三条第三項第七号（規約の承認）に規定する事業主掛金（同法第五十四条第一項（他の制度の資産の移換）の規定により移換した確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第二十二條第一項第五号（他の制度の資産の移換の基準）に掲げる資産を含む。）

五 同上

2 事業を営む個人が、前項各号に掲げる掛金、保険料、事業主掛金又は信託金等を支出した場合には、その支出した金額（確定給付企業年金法第五十六条第二項（掛金の納付）又は法人税法施行令附則第十六条第二項の規定に基づき、前項第二号に掲げる掛金又は同項第三号に掲げる掛金若しくは保険料の支出を金銭に代えて同法第五十六条第二項に規定する株式又は同令附則第十六条第二項に規定する株式をもつて行つた場合には、その時におけるこれらの株式の価額）は、その支出した日の属する年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）

第六十九条 法第三十条第三項第一号（退職所得）に規定する政令で定める勤続年数は、次に定めるところにより計算するものとする。

一 法第三十条第一項に規定する退職手当等（法第三十一条（退職手当等とみなす一時金）の規定により退職手当等とみなされるものを除く。以下この条及び次条において「退職手当等」という。）については、退職手当等の支払を受ける居住者（以下この項において「退職所得者」という。）が退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となつた退職の日まで引き続き勤務した期間（以下この項において「勤続期間」という。）により勤続年数を計算する。ただし、イからハまでに規定する場合に該当するときは、それぞれイからハまでに定めるところによる。

イ 退職所得者が退職手当等の支払者の下において就職の日から退職

2 同上

（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）

第六十九条 同上

一 同上

イ 同上

の日までに一時勤務しなかった期間がある場合には、その一時勤務しなかった期間前にその支払者の下において引き続き勤務した期間を勤続期間に加算した期間により勤続年数を計算する。

ロ 退職所得者が退職手当等の支払者の下において勤務しなかった期間に他の者の下において勤務したことがある場合において、その支払者がその退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうちに当該他の者の下において勤務した期間を含めて計算するときは、当該他の者の下において勤務した期間を勤続期間に加算した期間により勤続年数を計算する。

ハ 退職所得者が退職手当等の支払者から前に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間の末日以前の期間は、勤続期間又はイ若しくはロの規定により加算すべき期間に含まれないものとして、勤続期間の計算又はイ若しくはロの計算を行う。ただし、その支払者がその退職手当等の支払金額の計算の基礎とする期間のうちに、当該前に支払を受けた退職手当等の支払金額の計算の基礎とされた期間を含めて計算する場合には、当該期間は、これらの期間に含まれるものとしてこれらの計算を行うものとする。

二 法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるもの（以下この項において「退職一時金等」という。）については、組合員等であった期間（退職一時金等の支払金額の計算の基礎となつた期間（当該退職一時金等の支払金額のうちに中小企業退職金共済法第三十条第一項（退職金相当額の受入れ等）の受入れに係る金額若しくは公的年金制

ロ 同上

ハ 同上

二 法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるもの（以下この項において「退職一時金等」という。）については、組合員等であった期間（退職一時金等の支払金額の計算の基礎となつた期間（当該退職一時金等の支払金額のうちに中小企業退職金共済法第三十条第一項（退職金相当額の受入れ等）の受入れに係る金額又は第七十三条第一

度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三十六条第七項（解散存続厚生年金基金の残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付）において準用する同条第一項の規定による申出に従い交付された額又は第七十三条第一項第八号ロ（特定退職金共済団体の要件）に規定する退職金に相当する額、同号ニに規定する退職給付金に相当する額若しくは同号ホに規定する引継退職給付金に相当する額が含まれている場合には、これらの金額の計算の基礎となつた期間を含む。）をいい、当該期間の計算が時の経過に従つて計算した期間によらず、これに一定の期間を加算して計算した期間によつている場合には、その加算をしなかつたものとして計算した期間をいう。ただし、当該退職一時金等が第七十二条第三項第六号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金に該当する場合には、当該支払金額の計算の基礎となつた期間は、当該支払金額の計算の基礎となつた確定拠出年金法第三十三条第二項第一号（老齢給付金の支給要件）に規定する企業型年金加入者期間（同法第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約に基づいて納付した同法第三条第三項第七号（規約の承認）に規定する事業主掛金に係る当該企業型年金加入者期間に限るものとし、同法第五十条第二項（他の制度の資産の移換）又は第五十四条の二第二項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間を含む。）及び同条第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間（同法第五十六条第三項（承認の基準等

項第八号ロ（特定退職金共済団体の要件）に規定する退職金に相当する額、同号ニに規定する退職給付金に相当する額若しくは同号ホに規定する引継退職給付金に相当する額が含まれている場合には、これらの金額の計算の基礎となつた期間を含む。）をいい、当該期間の計算が時の経過に従つて計算した期間によらず、これに一定の期間を加算して計算した期間によつている場合には、その加算をしなかつたものとして計算した期間をいう。ただし、当該退職一時金等が第七十二条第二項第五号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金に該当する場合には、当該支払金額の計算の基礎となつた期間は、当該支払金額の計算の基礎となつた確定拠出年金法第三十三条第二項第一号（老齢給付金の支給要件）に規定する企業型年金加入者期間（同法第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約に基づいて納付した同法第三条第三項第七号（規約の承認）に規定する事業主掛金に係る当該企業型年金加入者期間に限るものとし、同法第五十四条第二項（他の制度の資産の移換）又は第五十四条の二第二項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第三十三条第一項の通算加入者期間（他の制度の資産の移換）又は第五十四条の二第二項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間を含む。）及び同条第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間（同法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約に基づいて納付した同法第五十五条第二項第四号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金に係る当該個人型年金加入者期間に限るものとし、同法第七十四条の二第二項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する同法第三十三条第一項の通算加入者等期

（）に規定する個人型年金規約に基づいて納付した同法第五十五条第二項第四号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金に係る当該個人型年金加入者期間に限るものとし、同法第七十四条の二第二項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間を含む。）を合算した期間をいう。次号において同じ。）により勤続年数の計算を行う。

三 その年に二以上の退職手当等又は退職一時金等の支給を受ける場合には、これらの退職手当等又は退職一時金等のそれぞれについて前二号の規定により計算した期間のうち最も長い期間により勤続年数を計算する。ただし、その最も長い期間以外の期間の年数の計算の基礎となつた勤続期間等（勤続期間及び第一号イからハまでの規定により加算すべき期間又は組合員等であつた期間をいう。以下この号において同じ。）の全部又は一部がその最も長い期間の計算の基礎となつた勤続期間等と重複していない場合には、その重複していない勤続期間等について前二号の規定に準じて計算した期間をその最も長い期間に加算して、勤続年数を計算する。

2 前項各号の規定により計算した期間に一年未満の端数を生じたときは、これを一年として同項の勤続年数を計算する。

3 退職手当等の支払者には、その者が相続人である場合にはその被相続人を含むものとし、その者が合併後存続する法人又は合併により設立された法人である場合には合併により消滅した法人を含むものとし、その者が法人の分割により資産及び負債の移転を受けた法人である場合には

間に算入された期間を含む。）を合算した期間をいう。次号において同じ。）により勤続年数の計算を行う。

三 同上

2 同上

3 同上

その分割により当該資産及び負債の移転を行った法人を含むものとする。

(退職所得控除額の計算の特例)

第七十条 法第三十条第五項第一号(退職所得)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該各号に定める金額とする。

- 一 第六十九条第一項第一号ロ(退職所得控除額に係る勤続年数の計算)に規定する場合に該当し、かつ、同号ロに規定する他の者から前に退職手当等(法第三十条第一項に規定する退職手当等をいう。以下この条から第七十一条の二(特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算)までにおいて同じ。)の支払を受けている場合又は同号ハただし書に規定する場合に該当する場合 当該他の者から前に支払を受けた退職手当等又は同号ハただし書に規定する前に支払を受けた退職手当等につき第六十九条第一項各号の規定により計算した期間を法第三十条第三項の勤続年数とみなして同項の規定を適用して計算した金額

- 二 その年の前年以前四年内(その年に第七十二条第三項第六号(退職手当等とみなす一時金)に掲げる一時金の支払を受ける場合には、十年内。以下この号において同じ。)に退職手当等(前号に規定する前に支払を受けた退職手当等を除く。)の支払を受け、かつ、その年に退職手当等の支払を受けた場合において、その年に支払を受けた退職手当等につき第六十九条第一項各号の規定により計算した期間の基

(退職所得控除額の計算の特例)

第七十条 同上

- 一同上

- 二 その年の前年以前四年内(その年に第七十二条第二項第五号(退職手当等とみなす一時金)に掲げる一時金の支払を受ける場合には、十年内。以下この号において同じ。)に退職手当等(前号に規定する前に支払を受けた退職手当等を除く。)の支払を受け、かつ、その年に退職手当等の支払を受けた場合において、その年に支払を受けた退職手当等につき第六十九条第一項各号の規定により計算した期間の基

礎となつた勤続期間等（同項第三号に規定する勤続期間等をいう。以下この条において同じ。）の一部がその年の前年以前四年内に支払を受けた退職手当等（次項において「前の退職手当等」という。）に係る勤続期間等（次項において「前の勤続期間等」という。）と重複している場合 その重複している部分の期間を法第三十条第三項の勤続年数とみなして同項の規定を適用して計算した金額

2 前項第二号の場合において、前の退職手当等の収入金額が前の退職手当等について同号の規定を適用しないで計算した法第三十条第三項の規定による退職所得控除額に満たないときは、前の退職手当等の支払金額の計算の基礎となつた勤続期間等のうち、前の退職手当等に係る就職の日又は第六十九条第一項第二号に規定する組合員等であつた期間の初日から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める数（一に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てた数）に相当する年数を経過した日の前日までの期間を前の勤続期間等とみなして、前項第二号に定める金額を計算する。

一 前の退職手当等の収入金額が八百万円以下である場合 当該収入金額を四十万円を除して計算した数

二 前の退職手当等の収入金額が八百万円を超える場合 当該収入金額から八百万円を控除した金額を七十万円で除して計算した数に二十を加算した数

3 第一項第一号の期間及び同項第二号の重複している部分の期間に一年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

礎となつた勤続期間等（同項第三号に規定する勤続期間等をいう。以下この条において同じ。）の一部がその年の前年以前四年内に支払を受けた退職手当等（次項において「前の退職手当等」という。）に係る勤続期間等（次項において「前の勤続期間等」という。）と重複している場合 その重複している部分の期間を法第三十条第三項の勤続年数とみなして同項の規定を適用して計算した金額

2 同上

一 同上

二 同上

3 同上

(退職手当等とみなす一時金)

第七十二条 法第三十一条第一号(退職手当等とみなす一時金)に規定する政令で定める一時金(これに類する給付を含む。)は、次に掲げる一時金とする。

- 一 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第五条(船員保険法の一部改正)の規定による改正前の船員保険法の規定に基づく一時金
- 二 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号)附則の規定に基づく一時金
- 三 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百一号)附則の規定又は同法第一条(農林漁業団体職員共済組合法等の廃止)の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の規定に基づく一時金

2| 法第三十一条第二号に規定する政令で定める一時金(これに類する給付を含む。)は、平成二十五年厚生年金等改正法第一条(厚生年金保険法の一部改正)の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚生年金保険法」という。)第九章(厚生年金基金及び企業年金連合会)の規定に基づく一時金で平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十二号(定義)に規定する厚生年金基金の加入員(次項第五号において「加入員」という。)の退職に基因して支払われるものとする。

3| 法第三十一条第三号に規定する政令で定める一時金(これに類する給付を含む。)は、次に掲げる一時金とする。

(退職手当等とみなす一時金)

第七十二条 同上

一同上

二同上

三同上

2| 同上

- 一 特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいて支給される一時金で、当該制度に係る被共済者の退職により支払われるものの
- 二 独立行政法人勤労者退職金共済機構が中小企業退職金共済法第十条第一項（退職金）、第三十条第二項（退職金相当額の受入れ等）又は第四十三条第一項（退職金）の規定により支給するこれらの規定に規定する退職金
- 三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が支給する次に掲げる一時金
 - イ 法第七十五条第二項第一号（小規模企業共済等掛金控除）に規定する契約（以下この号において「小規模企業共済契約」という。）に基づいて支給される小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第一項（共済金）に規定する共済金
 - ロ 小規模企業共済法第二条第三項（定義）に規定する共済契約者で年齢六十五歳以上であるものが同法第七条第三項（契約の解除）の規定により小規模企業共済契約を解除したことにより支給される同法第十二条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金
 - ハ 小規模企業共済法第七条第四項の規定により小規模企業共済契約が解除されたものとみなされたことにより支給される同法第十二条第一項に規定する解約手当金
- 四 法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金で、その一時金が支給される基因となつた勤務をした者の退職により支払われるもの（当該契約に基づいて払い込まれた掛金又は保険料のう

一同上

二同上

三同上

イ同上

ロ同上

ハ同上

四同上

ちに当該勤務をした者の負担した金額がある場合には、その一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する部分に限る。)

五 次に掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金で加入員又は確定給付企業年金法第二十五条第一項（加入者）に規定する加入者の退職に より支払われるもの（同法第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて拠出された掛金のうちに当該加入者の負担した金額がある場合には、その一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

イ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十二条第三項（基金中途脱退者に係る措置）、第四十三条第三項（解散基金加入員等に係る措置）、第四十六条第三項（確定給付企業年金中途脱退者に係る措置）、第四十七条第三項（終了制度加入者等に係る措置）又は第七十五条第二項（解散存続連合会の残余財産の連合会への交付）の規定

ロ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三条第一項（確定給付企業年金中途脱退者等に係る措置に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第二条（確定給付企業年金法の一部改正）の規定による改正前の確定給付企業年金法第九十一条の二第三項（中途脱退者に係る措置）の規定

ハ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第九十一条の三

第三項（終了制度加入者等に係る措置）の規定

- 六| 確定拠出年金法第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約又は同法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約に基づいて同法第二十八条第一号（給付の種類）（同法第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）に掲げる老齢給付金として支給される一時金
- 七| 独立行政法人福祉医療機構が社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）第七条（退職手当金の支給）の規定により支給する同条に規定する退職手当金
- 八| 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で法第三十一条第一号及び第二号に規定する法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類するものに基づいて支給される一時金で、当該制度に係る被保険者又は被共済者の退職により支払われるもの

（特定退職金共済団体の要件）

第七十三条 前条第三項第一号に規定する特定退職金共済団体とは、退職金共済事業を行う市町村（特別区を含む。）、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、退職金共済事業を主たる目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他財務大臣の指定するこれらに準ずる法人で、その行う退職金共済事業につき次に掲げる要件を備えているものとして税務署長の承認を受けたものをいう。

- 一 多数の事業主を対象として退職金共済契約（事業主が退職金共済事業を行う団体に掛金を納付し、その団体がその事業主の雇用する使用

五| 同上

六| 同上

七| 同上

（特定退職金共済団体の要件）

第七十三条 前条第二項第一号に規定する特定退職金共済団体とは、退職金共済事業を行う市町村（特別区を含む。）、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、退職金共済事業を主たる目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他財務大臣の指定するこれらに準ずる法人で、その行う退職金共済事業につき次に掲げる要件を備えているものとして税務署長の承認を受けたものをいう。

- 一 同上

人の退職について退職給付金を支給すること（第八号イに規定する退職金に相当する額又は同号ハに規定する退職給付金に相当する額の引渡しを含む。）を約する契約をいう。以下この款において同じ。）を締結することを目的とし、かつ、加入事業主（退職金共済契約を締結した事業主をいう。以下この款において同じ。）のみがその掛金（第七号に規定する過去勤務等通算期間に対応する掛金を含む。第四号、第五号及び第九号において同じ。）を負担すること。

二 被共済者（退職金共済契約に基づいて退職給付金の支給を受けるべき者をいう。以下この款において同じ。）のうちに他の特定退職金共済団体の被共済者を含まないこと。

三 被共済者のうち加入事業主である個人若しくはこれと生計を一にする親族又は加入事業主である法人の役員（法人税法第三十四条第五項（使用人としての職務を有する役員の意義）に規定する使用人としての職務を有する役員を除く。）を含まないこと。

四 掛金として払い込まれた金額（中小企業退職金共済法第三十一条第一項（退職金相当額の引渡し等）の規定によりその引渡しを受けた金額及び第八号ハの規定によりその引渡しを受けた金額並びにこれらの運用による利益を含む。次号において同じ。）は、加入事業主に返還しないこと。

五 掛金として払い込まれた金額から退職金共済事業を行う団体の事務に要する経費として通常必要な金額を控除した残額（へにおいて「資産総額」という。）は、次に掲げる資産として運用し、かつ、これらの資産を担保に供し又は貸し付けないこと。

二 同上

三 同上

四 同上

五 同上

イ 公社債（信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む銀行を含む。）に信託した公社債を含む。）

ロ 預貯金（定期積金その他これに準ずるものを含む。）

ハ 合同運用信託

ニ 証券投資信託の受益権

ホ 被共済者を被保険者とする生命保険の保険料その他これに類する生命共済の共済掛金（財務省令で定めるものに限る。）

ヘ 加入事業主に対する貸付金で次に掲げる要件を満たすもの

(1) 被共済者の福祉を増進するために必要な被共済者の住宅その他の施設の設置又は整備に要する資金に充てられるものであること

(2) 資産総額のうち当該貸付金の残額の合計額の占める割合が常時百分の十五以下であること

六 掛金の月額は、被共済者一人につき三万円以下であること

七 被共済者につき過去勤務期間（その者（財務省令で定める者を除く。）が被共済者となつた日の前日まで加入事業主の下で引き続き勤務した期間をいう。イにおいて同じ。）又は合併等前勤務期間（その者が、法人の合併又は事業の譲渡（それぞれ財務省令で定める合併又は事業の譲渡に限る。以下この号において同じ。）に伴い被共済者となつた者として財務省令で定める者（以下この号において「合併等被共済者」という。）である場合において、当該合併又は事業の譲渡の日の前日まで当該合併により消滅した法人若しくは当該合併後存続する

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

ニ 同上

ホ 同上

ヘ 同上

(1) 同上

(2) 同上

六 同上

七 同上

法人又は当該事業の譲渡をした法人（当該合併又は事業の譲渡以外の合併又は事業の譲渡によりこれらの法人に事業が承継され、又は譲渡された法人を含む。）である事業主の下で引き続き勤務した期間をいう。イにおいて同じ。）がある場合において、これらの期間を退職給付金の額の計算の基礎に含めるときは、当該退職給付金の額の計算の基礎に含める期間（以下この号において「過去勤務等通算期間」という。）並びに当該過去勤務等通算期間に対応する掛金の額及びその払込みは、次の要件を満たすものであること。

イ 過去勤務等通算期間は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによるものであること。

- (1) 過去勤務等通算期間が過去勤務期間に係るものである場合 退職金共済契約（財務省令で定める契約を含む。ハにおいて同じ。）を締結する際に当該加入事業主に雇用されている者（被共済者となるべき者に限る。）のすべてについて、その者の過去勤務期間（当該過去勤務期間（ハ(1)及び(3)に掲げる金額に係るものを除く。）が十年を超えるときは、十年とする。）に対応して定めること。

- (2) 過去勤務等通算期間が合併等前勤務期間に係るものである場合 当該合併等被共済者のすべてについて、その者の合併等前勤務期間（財務省令で定める期間に限る。）に対応して定めること。

ロ 過去勤務等通算期間に対応する掛金の額は、当該過去勤務等通算期間の月数を前号の掛金の月額（ハ(1)及び(3)に掲げる金額に係るものを除き、当該月額が三万円を超えるときは、三万円とする。）に

イ 同上

- (1) 同上

- (2) 同上

ロ 同上

乗じて得た金額と当該過去勤務等通算期間に係る運用収益として財務省令で定める金額との合計額以下とすること。

ハ 過去勤務等通算期間に対応する掛金の額（次に掲げる金額がある

ときは、それぞれこれらの金額を控除した額）は、当該掛金の額を退職金共済契約を締結した日又は当該合併等被共済者となつた日として財務省令で定める日（以下この号において「基準日」という。

）の翌日から同日以後五年を経過する日までの期間の月数（過去勤務等通算期間が五年未満であるときは当該過去勤務等通算期間の月数とし、被共済者が当該五年を経過する日前に退職をすることとされているときは当該翌日から同日以後当該退職をすることとされている日までの期間の月数とする。）で均分して、当該基準日の属する月以後毎月払い込まれること。

(1) 中小企業退職金共済法第十七条第一項（解約手当金等）の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される金額

(2) 法人税法施行令附則第十六条第一項第九号二（適格退職年金契約の要件）に掲げる金額

(3) 他の特定退職金共済団体との間で、当該他の特定退職金共済団体に係る退職金共済契約の解除をして特定退職金共済団体の加入事業主となつた者が申し出たときは当該加入事業主に係る第五号に規定する資産総額に相当する額をその特定退職金共済団体に引き渡すことその他財務省令で定める事項を約する契約を締結している場合において、当該他の特定退職金共済団体の加入事業主であつた者が当該解除後直ちに、その特定退職金共済団体の加入事

ハ 同上

(1) 同上

(2) 同上

(3) 同上

業主となり、かつ、財務省令で定めるところにより申出をしたときに、当該契約で定めるところによつて当該他の特定退職金共済団体から引き渡される当該資産総額に相当する額

八 被共済者が退職をした場合において、当該被共済者（当該退職につき退職金共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者に限る。）が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定めるところによること。

イ 当該被共済者が、中小企業退職金共済法第三十条第一項（退職金相当額の受入れ等）の規定により、同項の申出をした場合 同項に規定する契約で定めるところによつて当該被共済者に係る同項に規定する退職金に相当する額を独立行政法人勤労者退職金共済機構に引き渡すこと。

ロ 当該被共済者が、中小企業退職金共済法第三十一条第一項（退職金相当額の引渡し等）の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から同項に規定する退職金に相当する額の引渡しを受けて被共済者となつた者である場合 当該被共済者の当該退職について支給する退職給付金は、その計算の基礎に当該退職金に相当する額を含むものであること。

ハ 他の特定退職金共済団体との間で、その退職につき退職金共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者（当該退職をした者に限る。）が申し出たときは当該被共済者に係る当該退職給付金に相当する額を当該他の特定退職金共済団体に引き渡すことその他財務省令で定める事項を約する契約を締結している場合

八 同上

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

において、当該被共済者が当該退職後財務省令で定める期間内に、当該退職給付金を請求しないで当該他の特定退職金共済団体の被共済者となり、かつ、財務省令で定めるところにより申出をした場合
当該契約で定めるところによつて当該退職給付金に相当する額を当該他の特定退職金共済団体に引き渡すこと。

二 当該被共済者が、ハに定めるところにより当該被共済者に係る特定退職金共済団体以外の特定退職金共済団体からハに規定する退職給付金に相当する額の引渡しを受けて被共済者となつた者である場合
当該被共済者の当該退職について支給する退職給付金は、その計算の基礎に当該引渡しを受けた当該退職給付金に相当する額が含まれるものであること。

ホ 当該被共済者が、当該退職後財務省令で定める期間内に、当該退職給付金（以下この号において「引継退職給付金」という。）を請求しないで他の加入事業主（当該被共済者に係る特定退職金共済団体と退職金共済契約を締結した事業主に限る。）に係る被共済者となり、かつ、財務省令で定めるところにより申出をした場合
当該被共済者の退職（当該他の加入事業主との雇用関係が終了する場合に限る。）について支給する退職給付金は、その計算の基礎に当該引継退職給付金に相当する額を含むものであること。

九 掛金の額又は退職給付金の額について、加入事業主又は被共済者のうち特定の者につき不当に差別的な取扱いをしないこと。

十 退職金共済事業に関する経理は、他の経理と区分して行うこと。

2 前項に規定する一般社団法人又は一般財団法人は、一般社団法人及び

二 同上

ホ 同上

九 同上

十 同上

2 同上

一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項（社団法人及び財団法人の存続）の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、同法第百六条第一項（移行の登記）（同法第百二十一条第一項（認定に関する規定の準用）において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（同法第百三十一条第一項（認可の取消し）の規定により同法第四十五条（通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行）の認可を取り消されたものを除く。）以外のものにあつては、次に掲げる要件を満たすものに限るものとする。

一 その定款に前項第十号の退職金共済事業に関する経理に関する書類をその主たる事務所に備え置く旨並びに加入事業主及び被共済者が当該書類を閲覧できる旨の定めがあること。

二 その定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。

三 その定款に解散したときはその剰余財産が特定の個人又は団体（国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条第十七号イからトまで（公益認定の基準）に掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除く。）に帰属する旨の定めがないこと。

四 前三号及び次号に掲げる要件のすべてに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産

一同上

二同上

三同上

四同上

の移転を含む。)により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。

五 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

3 財務大臣は、第一項の指定をしたときは、これを告示する。

(退職金共済制度等に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの)

第七十六条 第七十二条第三項第一号(退職手当等とみなす一時金)に掲げる一時金は、次に掲げる給付(一時金に該当するものに限る。)を含まないものとする。

一 特定退職金共済団体が前条第一項の規定による承認の取消しを受けた場合において、その取消しを受けた法人がその取消しを受けた時以後に行う給付

二 特定退職金共済団体が行う給付で、これに対応する掛金のうちに次に掲げる掛金が含まれているもの

イ 第七十三条第一項第一号(特定退職金共済団体の要件)に掲げる要件に反して被共済者が自ら負担した掛金

ロ 第七十三条第一項第二号に掲げる要件に反して、当該特定退職金共済団体の被共済者が既に他の特定退職金共済団体の被共済者となっており、その者について、当該他の特定退職金共済団体の退職金共済契約に係る共済期間が当該特定退職金共済団体に係る共済期間

五 同上

3 同上

(退職金共済制度等に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの)

第七十六条 第七十二条第二項第一号(退職手当等とみなす一時金)に掲げる一時金は、次に掲げる給付(一時金に該当するものに限る。)を含まないものとする。

一 同上

二 同上

イ 同上

ロ 同上

と重複している場合における当該特定退職金共済団体に係る掛金

ハ 第七十三条第一項第三号に掲げる要件に反して被共済者とされた者についての掛金

ニ 掛金の月額が第七十三条第一項第六号に定める限度（同項第七号に規定する過去勤務等通算期間に対応する掛金の額にあつては、同号に定める限度）を超えて支出された場合における当該掛金

ホ 第七十三条第一項第七号イに掲げる要件に反して同号に規定する過去勤務等通算期間を定め、当該過去勤務等通算期間に対応するものとして払い込んだ掛金

ヘ 当該特定退職金共済団体の被共済者となつた日前の期間（当該被共済者の第七十三条第一項第七号に規定する過去勤務等通算期間を除く。）を給付の計算の基礎に含め、当該期間に対応するものとして払い込んだ掛金

2 第七十二条第三項第四号に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金は、次に掲げる給付（一時金に該当するものに限る。）を含まないものとする。

一 法人税法附則第二十条第一項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務を行う信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む銀行を含む。）、生命保険会社（保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。）又は農業協同組合連合会（以下この項において「信託会社等」

ハ 同上

ニ 同上

ホ 同上

ヘ 同上

2 第七十二条第二項第四号（退職手当等とみなす一時金）に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金は、次に掲げる給付（一時金に該当するものに限る。）を含まないものとする。

一 同上

という。)が法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約につき法人税法施行令附則第十八条第一項(適格退職年金契約の承認の取消し)の規定による承認の取消しを受けた場合において、その信託会社等が当該契約に基づきその取消しを受けた時以後に行う給付

二 前号に規定する業務を行う信託会社等が行う給付で、これに対応する掛金又は保険料のうちに法人税法施行令附則第十六条第一項第三号(適格退職年金契約の要件)に掲げる要件に反して同項第二号に規定する受益者等とされた者に係る掛金又は保険料が含まれているもの

3 税務署長は、特定退職金共済団体の被共済者又は前項第二号に規定する受益者等のうちに第一項第二号又は前項第二号に掲げる給付を受けるべき者があると認めるときは、当該特定退職金共済団体又は同号に規定する信託会社等に対し、書面によりその旨及びその者の氏名を通知するものとする。

4 第一項及び第二項に規定する給付として支給される金額は、一時所得に係る収入金額とする。

(公的年金等とされる年金)

第八十二条の二 法第三十五条第三項第一号(公的年金等の定義)に規定する政令で定める年金(これに類する給付を含む。)は、次に掲げる年金とする。

- 一 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第五条(船員保険法の一部改正)の規定による改正前の船員保険法の規定に基づく年金

二 同上

3 同上

4 同上

(公的年金等とされる年金)

第八十二条の二 同上

一 同上

<p>二 厚生年金保険法附則第二十八条（指定共済組合の組合員）に規定する共済組合が支給する年金</p>	<p>二 同上</p>
<p>三 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）第三条第一項若しくは第二項（旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継）、第四条第一項（外地関係共済組合に係る年金の支給）又は第七条の二第一項（旧共済組合員に対する年金の支給）の規定に基づく年金</p>	<p>三 同上</p>
<p>四 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則の規定に基づく年金</p>	<p>四 同上</p>
<p>五 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則の規定又は同法第一条（農林漁業団体職員共済組合法等の廃止）の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法の規定に基づく年金</p>	<p>五 同上</p>
<p>六 旧厚生年金保険法第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく年金</p>	<p>同上</p>
<p>2 法第三十五条第三項第三号に規定する政令で定める年金（これに類する給付を含む。）は、次に掲げる給付とする。</p>	<p>2 同上</p>
<p>一 第七十二条第三項第一号又は第八号（退職手当等とみなす一時金）に規定する制度に基づいて支給される年金（これに類する給付を含む。）。</p>	<p>一 第七十二条第二項第一号又は第七号（確定給付企業年金に係る規約に基づく一時金に類する一時金）に規定する制度に基づいて支給される年金（これに類する給付を含む。）</p>
<p>二 中小企業退職金共済法第十二条第一項（退職金の分割支給等）に規定する分割払の方法により支給される同条第五項に規定する分割退職金</p>	<p>二 同上</p>

三 第七十二条第三項第三号イに規定する小規模企業共済契約に基づいて小規模企業共済法第九条の三第一項（共済金の分割支給等）に規定する分割払の方法により支給される同条第五項に規定する分割共済金
四 法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける退職年金（当該契約に基づいて払い込まれた掛金又は保険料のうちにその退職年金が支給される基因となつた勤務をした者の負担した金額がある場合には、その年において支給される当該退職年金の額から当該退職年金の額（その年金の支給開始の日以後に当該契約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額を除く。）に当該退職年金に係る次条第一項の規定に準じて計算した割合を乗じて計算した金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

五 第七十二条第三項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給を受ける年金（同号に規定する規約に基づいて拠出された掛金のうち、にその年金が支給される確定給付企業年金法第二十五条第一項（加入者）に規定する加入者（同項に規定する加入者であつた者を含む。）の負担した金額がある場合には、その年において支給される当該年金の額から当該年金の額（その年金の支給開始の日以後に当該規約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額を除く。）に当該年金に係る次条第一項の規定に準じて計算した割合を乗じて計算した金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

六 確定拠出年金法第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約又は同法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型

三 第七十二条第二項第三号イに規定する小規模企業共済契約に基づいて小規模企業共済法第九条の三第一項（共済金の分割支給等）に規定する分割払の方法により支給される同条第五項に規定する分割共済金
四 同 上

五 同上

年金規約に基づいて同法第二十八条第一号（給付の種類）（同法第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）に掲げる老齢給付金として支給される年金

3 前項第一号に掲げる給付は、第七十六条第一項各号（退職金共済制度等に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの）に掲げる給付（年金に該当するものに限る。）を含まないものとし、前項第四号に掲げる退職年金は、第七十六条第二項各号に掲げる給付（退職年金に該当するものに限る。）を含まないものとする。

4 前項に規定する給付として支給される金額は、法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る雑所得以外の雑所得に係る収入金額とする。

（確定給付企業年金の額から控除する金額）

第八十二条の三 法第三十五条第三項第三号（公的年金等の定義）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、その年において同号に規定する規約に基づいて支給される年金の額（その年金の支給開始の日以後に当該規約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額（次項において「剰余金額」という。）を除く。）に、第一号に掲げる金額のうち第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その支給開始の日において支給総額が確定している年金 その支給総額

ロ その支給開始の日において支給総額が確定していない年金 その

3 同上

4 同上

（確定給付企業年金の額から控除する金額）

第八十二条の三 同上

一 同上

イ 同上

ロ 同上

支給総額の見込額

二 法第三十五条第三項第三号に規定する掛金のうちその年金が支給される基因となつた同号に規定する加入者の負担した金額（当該金額に次に掲げる資産に係る当該加入者が負担した部分に相当する金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額）

イ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十五条第一項（解散存続厚生年金基金の残余財産の確定給付企業年金への交付）の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号（定義）に規定する存続厚生年金基金（二からへまでにおいて「存続厚生年金基金」という。）から交付された同項に規定する残余財産

ロ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五十五条第二項（存続連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金等の移換）の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第十三号に規定する存続連合会（ハにおいて「存続連合会」という。）から移換された平成二十五年厚生年金等改正法附則第五十五条第一項に規定する年金給付等積立金等

ハ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十二条第二項（移換に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第六十五条の二第二項（連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換）の規定により存続連合会から移換された平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第六十五条第五項（連合会から基金への権利義務の移転及び年金給付

二 法第三十五条第三項第三号に規定する掛金のうちその年金が支給される基因となつた同号に規定する加入者の負担した金額（厚生年金保険法第六十五条の二第二項（連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換）の規定により企業年金連合会から移換された同法第六十五条第五項（連合会から基金への権利義務の移転及び年金給付等積立金の移換）に規定する年金給付等積立金、確定給付企業年金法第一百十条の二第三項（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）の規定により厚生年金基金から権利義務が承継された同条第四項に規定する移換する積立金、同法第一百十一条第二項（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）若しくは第一百十二条第四項（厚生年金基金から基金への移行）の規定により厚生年金基金から権利義務が承継された厚生年金保険法第一百三十条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）に規定する年金給付等積立金又は確定給付企業年金法第一百十五条の三第二項（厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）の規定により厚生年金基金から移換された同条第一項に規定する脱退一時金相当額のうち、当該加入者が負担した部分に相当する金額を除く。）

等積立金の移換)に規定する年金給付等積立金

ニ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項(存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第二条(確定給付企業年金法の一部改正)の規定による改正前の確定給付企業年金法(ホ及びへにおいて「旧効力確定給付企業年金法」という。)第百十条の二第三項(厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転)の規定により存続厚生年金基金から権利義務が承継された同条第四項に規定する積立金

ホ 旧効力確定給付企業年金法第百十一条第二項(厚生年金基金から規約型企業年金への移行)又は第百十二条第四項(厚生年金基金から基金への移行)の規定により存続厚生年金基金から権利義務が承継された平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百三十条の二第二項(年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約)に規定する年金給付等積立金

ヘ 旧効力確定給付企業年金法第百十五条の三第二項(厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)の規定により存続厚生年金基金から移換された同条第一項に規定する脱退一時金相当額

ト 旧厚生年金保険法の規定により旧厚生年金保険法第百四十九条第一項(連合会)に規定する連合会から移換された資産又は平成二十

五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金から権利義務が承継され、若しくは移換された資産で、財務省令で定めるもの

2 前項第一号ロに定める支給総額の見込額は、次に掲げる金額とする。

一 前項に規定する年金のうち次に掲げるもの（次号に該当するものを除く。）については、その支給の基礎となる規約において定められているその年額（剰余金額を除く。）に、次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める年数を乗じて計算した金額

イ 有期の年金で、受給権者（その年金の支給開始の日における確定給付企業年金法第三十条第一項（裁定）に規定する受給権者をいう。以下この項において同じ。）がその期間内に死亡した場合にはその死亡後の期間につき支給を行わないもの その支給期間に係る年数（その年数がその受給権者についてのその年金の支給開始の日における別表に定める余命年数（以下この項において「支給開始日における余命年数」という。）を超える場合には、その余命年数）

ロ 有期の年金で、受給権者がその支給開始の日以後一定期間（以下この項において「保証期間」という。）内に死亡した場合にはその死亡後においてもその保証期間の終了の日までその支給を継続するもの その支給期間に係る年数（その年数がその保証期間に係る年数とその受給権者に係る支給開始日における余命年数とのうちいずれか長い年数を超える場合には、そのいずれか長い年数）

ハ 終身の年金で、受給権者の生存中に限り支給するもの その受給

2 同上

一 同上

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

権者に係る支給開始日における余命年数

二 終身の年金で、受給権者の生存中支給するほか、受給権者が保証期間内に死亡した場合にはその死亡後においてもその保証期間の終了の日までその支給を継続するもの。その受給権者に係る支給開始日における余命年数（当該余命年数がその保証期間に係る年数に満たない場合には、その保証期間に係る年数）

二 前号ロ又はニに掲げる年金のうち支給総額の見込額の計算の基礎となる年数が保証期間に係る年数とされるもので、受給権者に支給する年金の年額と受給権者の死亡後に支給する年金の年額とが異なるものについては、受給権者に支給する年金の年額に受給権者に係る支給開始日における余命年数を乗じて計算した金額と受給権者の死亡後に支給する年金の年額に保証期間に係る年数と当該余命年数との差に相当する年数を乗じて計算した金額との合計額

三 その支給の条件が前二号に定めるところと異なる年金については、その支給の条件に応じ、その年額、受給権者（受給権者の死亡後その親族その他の者に支給する年金については、受給権者及び当該親族その他の者）に係る余命年数及び保証期間（受給権者の死亡後一定期間年金を支給する旨を定めている場合におけるその一定期間を含む。）を基礎として前二号の規定に準じて計算した金額

3 第一項に規定する割合は、小数点以下二位まで算出し、三位以下を切り上げたところによる。

（退職金共済契約等を締結している場合の繰入限度額の特例等）

二 同上

二 同上

三 同上

3 同上

（退職金共済契約等を締結している場合の繰入限度額の特例等）

第五十六条 居住者が、独立行政法人勤労者退職金共済機構若しくは第七十四条第五項（特定退職金共済団体の承認）に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に該当する退職金共済契約その他これに類する契約（以下この条において「退職金共済契約等」という。）

（若しくは法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約（以下この条において「適格退職年金契約」という。）その他これに類する契約（以下この条において「適格退職年金契約等」という。）を締結している場合、平成二十五年厚生年金等改正法附則第十三条第十二号（定義）に規定する厚生年金基金（以下この条において「厚生年金基金」という。）を設立している場合又は確定給付企業年金法第二条第一項（定義）に規定する確定給付企業年金（以下この条において「確定給付企業年金」という。）若しくは確定拠出年金法第二条第二項（定義）に規定する企業型年金（以下この条において「確定拠出企業型年金」という。）を実施している場合における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 退職給与規程において使用人に支給する退職給与のうち退職金共済契約等若しくは適格退職年金契約等に基づく給付金又は確定給付企業年金法第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約（以下この条において「確定給付企業年金規約」という。）に基づく給付金を含む旨を定めている場合には、当該使用人に係る第五十四条第一項第一号イ又はロ（退職給与引当金勘定への繰入限度額）に規定する退職給与の額は、当該使用人が自己の都合により退職するものと仮定した場合に当該退職給与規程により計算

第五十六条 居住者が、独立行政法人勤労者退職金共済機構若しくは第七十四条第五項（特定退職金共済団体の承認）に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に該当する退職金共済契約その他これに類する契約（以下この条において「退職金共済契約等」という。）

（若しくは法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約（以下この条において「適格退職年金契約」という。）その他これに類する契約（以下この条において「適格退職年金契約等」という。）を締結している場合、厚生年金基金を設立している場合又は確定給付企業年金法第二条第一項（定義）に規定する確定給付企業年金（以下この条において「確定給付企業年金」という。）若しくは確定拠出年金法第二条第二項（定義）に規定する企業型年金（以下この条において「確定拠出企業型年金」という。）を実施している場合における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 同 上

される退職給与の額のうち当該退職金共済契約等又は適格退職年金契約等に基づく給付金及び当該確定給付企業年金規約に基づく給付金以外の給与（以下この条において「事業主の支給する退職給与」という。）の額による。

二 次に掲げる場合には、その年十二月三十一日（その居住者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。以下この条において同じ。）において在職する使用人に係る第五十四条第一項第一号ロに規定する退職給与の額は、当該使用人につき同日における退職給与規程がその年の前年十二月三十一日において適用されるものとした場合に当該使用人につき支給すべきこととなる事業主の支給する退職給与の額による。

イ 退職給与規程の改正、退職金共済契約等若しくは適格退職年金契約等の変更又は確定給付企業年金規約の変更により、その年十二月三十一日において在職する使用人のうちその年の前年十二月三十一日から引き続き在職しているものに対する退職給与について、同日においては退職給与として支給されることとなつていた金額の全部又は一部がその年十二月三十一日においては退職金共済契約等若しくは適格退職年金契約等に基づく給付金、厚生年金基金からの給付金又は確定給付企業年金規約に基づく給付金として支給されることとなつた場合

ロ 確定拠出企業型年金の実施又は確定拠出年金法第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約の変更により、退職給与規程を改正し、その年十二月三十一日において在職する使用人のうち

二 同上

イ 同上

ロ 同上

その年の前年十二月三十一日から引き続き在職しているものに対する退職給与について、同日においては退職給与として支給されることとなつていた金額の全部又は一部に相当する金額がその年十二月三十一日においては同法第五十四条第一項（他の制度の資産の移換）の企業型年金の資産管理機関に払い込まれている場合

三 適格退職年金契約を締結している居住者、厚生年金基金を設立している居住者又は確定給付企業年金若しくは確定拠出企業型年金を実施している居住者で、その年以前の各年において前号イ又はロに掲げる場合に該当することとなつたことに伴い、その該当することとなつた日の属する年においてこの号の規定を適用しないで計算した場合における前条第一項第二号に定める金額（以下この号において「調整前累積限度超過額」という。）が生ずることとなつたものについては、その調整前累積限度超過額が最初に生ずることとなつた年からその年十二月三十一日におけるその年の前年から繰り越された法第五十四条第二項（退職給与引当金）に規定する退職給与引当金勘定の金額（その年における相続（包括遺贈を含む。）によつて次条第二項の規定により当該居住者が有するものとみなされた退職給与引当金勘定の金額がある場合には、当該退職給与引当金勘定の金額を含む。イにおいて「繰越退職給与引当金勘定の金額」という。）が同日におけるこの号の規定を適用しないで計算した前条第一項第二号に規定する累積限度額（以下この号において「調整前累積限度額」という。）以下となる最初の年の前年までの各年の同項第二号に規定する累積限度額は、イ又はロに掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

三 同上

イ その年十二月三十一日における繰越退職給与引当金勘定の金額
ロ その年の調整前累積限度額に、調整前累積限度超過額を七で除してこれに七から前号イ又はロに掲げる場合に該当することとなつた日の属する年の翌年一月一日からその年十二月三十一日までの年数に相当する数（その数が七を超えるときは、七。以下この号において「経過期間の年数」という。）を控除した数を乗じて計算した金額（その該当することとなつた日の属する年の翌年からその年までの間に支出した法人税法施行令第五十六条の二第四号（用語の意義）に規定する過去勤務掛金額その他財務省令で定める金額の合計額が、調整前累積限度超過額に経過期間の年数を乗じて七で除して計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額を控除した残額）を加算した金額（その該当することとなつた日の属する年については、当該年の調整前累積限度額と調整前累積限度超過額との合計額

（生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）

第百八十三条 生命保険契約等に基づく年金（法第三十五条第三項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等を除く。以下この項において同じ。）の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該年金に係る雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 当該年金の支払開始の日以後に当該年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額

イ 同上
ロ 同上

（生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）

第百八十三条 同上

一 同上

は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

二 その年に支払を受ける当該年金の額に、イに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額は、その年分の雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

イ 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) その支払開始の日において支払総額が確定している年金 当該支払総額

(2) その支払開始の日において支払総額が確定していない年金 第八十二条の第三第二項（確定給付企業年金の額から控除する金額）の規定に準じて計算した支払総額の見込額

ロ 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額

三 当該生命保険契約等が年金のほか一時金を支払う内容のものである場合には、前号ロに掲げる保険料又は掛金の総額は、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額に、同号イ(1)又は(2)に定める支払総額又は支払総額の見込額と当該一時金の額との合計額のうち当該支払総額又は支払総額の見込額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

四 前二号に規定する割合は、小数点以下二位まで算出し、三位以下を切り上げたところによる。

2 生命保険契約等に基づく一時金（法第三十一条各号（退職手当等とみなす一時金）に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該一時金に係る一時所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

二 同上

イ 同上

(1) 同上

(2) 同上

ロ 同上

三 同上

四 同上

2 同上

一 当該一時金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額で、当該一時金とともに又は当該一時金の支払を受けた後に支払を受けるものは、その年分の一時所得に係る総収入金額に算入する。

二 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金（第八十二条の三第一項第二号イからトまでに掲げる資産及び確定拠出年金法第五十四条第一項（他の制度の資産の移換）、第五十四条の二第一項（脱退一時金相当額等の移換）又は第七十四条の二第一項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により移換された同法第十二条第二項（定義）に規定する個人別管理資産に充てる資産を含む。第四項において同じ。）の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。ただし、次に掲げる掛金、金額、企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金の総額については、当該支出した金額に算入しない。

イ 旧厚生年金保険法第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく一時金（第七十二条第二項（退職手当等とみなす一時金）に規定するものを除く。）に係る同項に規定する加入員の負担した掛金

ロ 確定給付企業年金法第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける一時金（法第三十一条第三号に掲げるものを除く。）の額に第八十二条の三第一項第二号イからトまでに掲げる資産に係る部分に相当する金額が含まれている場合における当該金額に係る法第三十一条第三号に規定する加入者が負担した金額

一同上

二 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金（厚生年金保険法第六十五条の二第二項（連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換）の規定により企業年金連合会から移換された同法第六十五条第五項（連合会から基金への権利義務の移転及び年金給付等積立金の移換）に規定する年金給付等積立金（以下この号及び第四項において「移換年金給付等積立金」という。））、確定給付企業年金法第一百条の二第三項（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）の規定により厚生年金基金から権利義務が承継された同条第四項に規定する積立金（以下この号及び第四項において「移換積立金」という。））、同法第一百一条第二項（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）又は第一百零二条第四項（厚生年金基金から基金への移行）の規定により厚生年金基金から権利義務が承継された厚生年金保険法第三十条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）に規定する年金給付等積立金（以下この号及び第四項において「承継年金給付等積立金」という。））、確定給付企業年金法第一百五十五条の三第二項（厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）の規定により厚生年金基金から移換された同条第一項に規定する脱退一時金相当額（以下この号及び第四項において「移換脱退一時金相

ハ 第七十二条第三項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金（同号に掲げるものを除く。）の額に第八十二条の三第一項第二号イからトまでに掲げる資産に係る部分に相当する金額が含まれている場合における当該金額に係る第七十二条第三項第五号に規定する加入者が負担した金額

ニ 小規模企業共済法第十二条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金（第七十二条第三項第三号ロ及びハに掲げるものを除く。）に係る同号イに規定する小規模企業共済契約に基づく掛金

ホ 確定拠出年金法附則第二条の二第二項及び第三条第二項（脱退一時金）に規定する脱退一時金に係る同法第三条第三項第七号の二（規約の承認）に規定する企業型年金加入者掛金及び同法第五十五条第二項第四号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金

当額」という。）及び確定拠出年金法第五十四条第一項（他の制度の資産の移換）、第五十四条の二第一項（脱退一時金相当額等の移換）又は第七十四条の二第一項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により移換された同法第二条第十二項（定義）に規定する個人別管理資産に充てる資産を含む。第四項において同じ。）の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。ただし、次に掲げる掛金、金額、企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金の総額については、当該支出した金額に算入しない。

イ 厚生年金保険法第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく一時金（法第三十一条第二号に掲げるものを除く。）に係る同号に規定する加入員の負担した掛金

ロ 確定給付企業年金法第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける一時金（法第三十一条第三号に掲げるものを除く。）に係る同号に規定する加入者の負担した金額（厚生年金保険法第六十五条の二第二項の規定により企業年金連合会から移換された移換年金給付等積立金、確定給付企業年金法第一百十条の二第三項の規定により厚生年金基金から権利義務が承継された移換積立金、同法第一百一十二条第二項若しくは第一百十二条第四項の規定により厚生年金基金から権利義務が承継された承継年金給付等積立金又は同法第一百五十五条の三第二項の規定により厚生年金基金から移換された移換脱退一時金相当額のうち、当該加入者が負担した部分に相当する金額に限る。）

ハ 小規模企業共済法第十二条第一項（解約手当金）に規定する解約

三 当該生命保険契約等が一時金のほか年金を支払う内容のものである場合には、前号に規定する保険料又は掛金の総額は、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額から、当該保険料又は掛金の総額に前項第三号に規定する割合を乗じて計算した金額を控除した金額に相当する金額とする。

3 前二項に規定する生命保険契約等とは、次に掲げる契約又は規約をいう。

一 生命保険契約（保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約をいう。第三号ロ及び次条第一項において同じ。）、旧簡易生命保険契約（第三十条第一号（非課税とされる保険金、損害賠償金等）に規定する旧簡易生命保険契約をいう。）及び生命共済に係る契約

二 第七十三条第一項第一号（特定退職金共済団体の要件）に規定する退職金共済契約

三 退職年金に関する次に掲げる契約

イ 信託契約

手当金（第七十二条第二項第三号ロ及びハ（退職手当等とみなす一時金）に掲げるものを除く。）に係る同号イに規定する小規模企業共済契約に基づく掛金

二 確定拠出年金法附則第二条の二第二項及び第三条第二項（脱退一時金）に規定する脱退一時金に係る同法第三条第三項第七号の二（規約の承認）に規定する企業型年金加入者掛金及び同法第五十五条第二項第四号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金

三 同上

3 同上

一 同上

二 同上

三 同上

イ 同上

ロ 生命保険契約

ハ 生命共済に係る契約

四 確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約

五 法第七十五条第二項第一号（小規模企業共済等掛金控除）に規定する契約

六 確定拠出年金法第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約及び同法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約

4 第一項及び第二項に規定する保険料又は掛金の総額は、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額から次に掲げる金額を控除して計算するものとする。

一 第七十五条第一項（特定退職金共済団体の承認の取消し）の規定による承認の取消しを受けた法人に対し前項第二号に掲げる退職金共済契約に基づき支出した掛金、確定給付企業年金法第百二条第三項若しくは第六項（事業主等又は連合会に対する監督）の規定による承認の取消しを受けた当該取消しに係るこれらの規定に規定する規約型企業年金に係る規約に基づき支出した掛金又は同項の規定による解散の命令を受けた同項に規定する基金の同法第十一条第一項（基金の規約で定める事項）に規定する規約に基づき支出した掛金及び法人税法施行令附則第十八条第一項（適格退職年金契約の承認の取消し）の規定による承認の取消しを受けた第七十六条第二項第一号（退職金共済制度等）に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの）に規定する信託会

ロ 同上

ハ 同上

四 同上

五 同上

六 同上

4 同上

一 第七十五条第一項（特定退職金共済団体の承認の取消し）の規定による承認の取消しを受けた法人に対し前項第二号に掲げる退職金共済契約に基づき支出した掛金、確定給付企業年金法第百二条第三項若しくは第六項（事業主等に対する監督）の規定による承認の取消しを受けた当該取消しに係るこれらの規定に規定する規約型企業年金に係る規約に基づき支出した掛金又は同項の規定による解散の命令を受けた同項に規定する基金の同法第十一条第一項（基金の規約で定める事項）に規定する規約に基づき支出した掛金及び法人税法施行令附則第十八条第一項（適格退職年金契約の承認の取消し）の規定による承認の取消しを受けた第七十六条第二項第一号（退職金共済制度等）に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの）に規定する信託会社等に対し

社等に対し当該取消しに係る同号に規定する契約に基づき支出した掛金又は保険料のうち、これらの取消し又は命令を受ける前に支出したものの額（次号に該当するものを除くものとし、これらの掛金又は保険料の額のうち、法第三十一条第三号若しくは第三十五条第三項第三号若しくは第七十二条第三項第五号若しくは第八十二条の二第二項第五号（公的年金等とされる年金）に規定する加入者の負担した金額（当該金額に第八十二条の三第一項第二号イからトまでに掲げる資産に係る当該加入者が負担した部分に相当する金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額）又は第七十二条第三項第四号若しくは第八十二条の二第二項第四号に規定する勤務をした者の負担した金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。）

二 次に掲げる保険料又は掛金（第六十五条（不適格退職金共済契約等に基づく掛金の取扱い）の規定により給与所得に係る収入金額に含まれるものを除く。）の額

イ 第七十六条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる給付に係る保険料又は掛金

ロ 旧厚生年金保険法第九章の規定に基づく一時金（第七十二条第二項に規定するものを除く。）に係る掛金（当該掛金の額のうちに同項に規定する加入員の負担した金額がある場合には、当該金額を控

当該取消しに係る同号に規定する契約に基づき支出した掛金又は保険料のうち、これらの取消し又は命令を受ける前に支出したものの額（次号に該当するものを除くものとし、これらの掛金又は保険料の額のうち、法第三十一条第三号若しくは第三十五条第三項第三号に規定する加入者の負担した金額（厚生年金保険法第六十五条の二第二項の規定により企業年金連合会から移換された移換年金給付等積立金、確定給付企業年金法第一百十条の二第三項の規定により厚生年金基金から権利義務が承継された移換積立金、同法第一百一十一条第二項若しくは第一百十二条第四項の規定により厚生年金基金から権利義務が承継された承継年金給付等積立金又は同法第一百五十五条の三第二項の規定により厚生年金基金から移換された移換脱退一時金相当額のうち、当該加入者が負担した部分に相当する金額を除く。）又は第七十二条第二項第四号若しくは第八十二条の二第二項第四号（公的年金等とされる年金）に規定する勤務をした者の負担した金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。）

二 同 上

イ 同 上

ロ 厚生年金保険法第九章の規定に基づく一時金（法第三十一条第二号に掲げるものを除く。）に係る掛金（当該掛金の額のうちに同項に規定する加入員の負担した金額がある場合には、当該金額を控除

除した金額に相当する部分に限る。）

ハ 確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける一時金（法第三十一条第三号に掲げるものを除く。）に係る掛金（当該掛金の額のうち同号に規定する加入者の負担した金額がある場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

ニ 法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金（第七十二条第三項第四号に掲げるものを除く。）に係る掛金又は保険料（当該掛金又は保険料の額のうち同号に規定する勤務をした者の負担した金額がある場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

ホ 第七十二条第三項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金（同号に掲げるものを除く。）に係る掛金（当該掛金の額のうち同号に規定する加入者の負担した金額がある場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

ヘ 確定拠出年金法附則第二条の二第二項及び第三条第二項に規定する脱退一時金に係る掛金（当該掛金の額のうち、同法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金の額又は同法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金の額がある場合には、これらの金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

ト 中小企業退職金共済法第十六条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金又は第七十四条第五項（特定退職金共済団体の承認）に

した金額に相当する部分に限る。）

ハ 確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける一時金（法第三十一条第三号に規定する加入者の退職により支払われるものを除く。）に係る掛金（当該掛金の額のうち同号に規定する加入者の負担した金額がある場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

ニ 法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金（第七十二条第二項第四号に規定する勤務をした者の退職により支払われるものを除く。）に係る掛金又は保険料（当該掛金又は保険料の額のうち同号に規定する勤務をした者の負担した金額がある場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

ホ 同上

ヘ 同上

規定する特定退職金共済団体が行うこれに類する給付に係る掛金

三 事業を営む個人又は法人が当該個人その事業に係る使用人又は当該法人の使用人（役員を含む。次条第三項第一号において同じ。）のために支出した当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金で当該個人その事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは山林所得の金額又は当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上必要経費又は損金の額に算入されるものうち、これらの使用人の給与所得に係る収入金額に含まれないものの額（前二号に掲げるものを除く。）

四 当該年金の支払開始の前日又は当該一時金の支払の前日に当該生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は当該生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて当該保険料若しくは掛金の払込みに充てた場合における当該剰余金又は割戻金の額

（社会保険料の範囲）

第二百八条 法第七十四条第二項（社会保険料の意義）に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 労働者災害補償保険法第四章の二（特別加入）の規定により労働者災害補償保険の保険給付を受けることができることとされた者に係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の規定による保険料

二 地方公共団体の職員が条例の規定により組織する団体（以下この号において「互助会」という。）の行う職員の相互扶助に関する制度で

三 同上

四 同上

（社会保険料の範囲）

第二百八条 同上

一 同上

二 同上

次に掲げる要件を備えているものとして財務省令で定めるところにより
税務署長の承認を受けているものに基づき、その職員が負担する掛
金

イ 当該互助会の事業が、地方公務員等共済組合法第五十三条第一項
第二号から第十三号まで（短期給付の種類等）に掲げる給付（当該
給付に係る同法第六十一条（療養に関する退職又は死亡後の給付）
の規定による給付を含む。）に類する給付のみを行うものであるこ
と。

ロ イに規定する給付に要する費用は、主として当該職員が負担する
掛金及び当該地方公共団体の補助金によつて充てられるものである
こと。

ハ 当該互助会への加入資格のある者の全員が加入しているものであ
ること。

三 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律
第五十二号）附則第九条から第十一条まで（公庫等の復帰希望職員
に関する経過措置）の規定による掛金

四 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項（存続厚生年金基
金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効
力を有するものとされる旧厚生年金保険法（以下この号において「旧
効力厚生年金保険法」という。）第三百三十八条から第四百一条まで
（費用の負担）の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三
条第十一号（定義）に規定する存続厚生年金基金の加入員として負担
する掛金（旧効力厚生年金保険法第四百十条第四項（徴収金）の規定

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

三 同上

により負担する徴収金を含む。)

(承認規定等の範囲)

第二百八条の八 法第七十六条第五項(生命保険料控除)に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第一号(確定給付企業年金の実施)その他政令で定める規定は、同法第六条第一項(規約の変更等)(同法第七十九条第一項若しくは第二項(実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の他の確定給付企業年金への移転)、第八十一条第二項(基金から規約型企業年金への移行)又は附則第二十五条第一項(適格退職年金契約に係る権利義務の確定給付企業年金への移転)の規定、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項(存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第二条(確定給付企業年金法の一部改正)の規定による改正前の確定給付企業年金法(次項において「旧効力確定給付企業年金法」という。)第七十七条第一項(実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の厚生年金基金への移転)、第一百条の二第三項(厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転)又は第一百一十二条第二項(厚生年金基金から規約型企業年金への移行)の規定その他財務省令で定める規定に規定する権利義務の移転又は承継に伴う確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約(次項において「規約」という。)(の変更について承認を受ける場合に限る。)、第七十四条第四項(規約型企業年金の統合)及び第七十五条第二項(規約型企業年金の分割)

(承認規定等の範囲)

第二百八条の八 法第七十六条第五項(生命保険料控除)に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第一号(確定給付企業年金の実施)その他政令で定める規定は、同法第六条第一項(規約の変更等)(同法第七十九条第一項若しくは第二項(実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の他の確定給付企業年金への移転)、第八十一条第二項(基金から規約型企業年金への移行)、第七十七条第一項(実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の厚生年金基金への移転)、第一百条の二第三項(厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転)、第一百一十二条第二項(厚生年金基金から規約型企業年金への移行)又は附則第二十五条第一項(適格退職年金契約に係る権利義務の確定給付企業年金への移転)に規定する権利義務の移転又は承継に伴う同法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約(次項において「規約」という。)(の変更について承認を受ける場合に限る。)、第七十四条第四項(規約型企業年金の統合)及び第七十五条第二項(規約型企業年金の分割)の規定とする。

の規定とする。

2 法第七十六条第五項に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第二号その他政令で定める規定は、同法第十六条第一項（基金の規約の変更等）（同法第七十六条第四項（基金の合併）、第七十七条第五項（基金の分割）、第七十九条第一項若しくは第二項、第八十条第二項（規約型企業年金から基金への移行）又は附則第二十五条第一項の規定、旧効力確定給付企業年金法第一百七十条の二第三項の規定その他財務省令で定める規定に規定する権利義務の移転又は承継に伴う規約の変更について認可を受ける場合に限る。）、第七十六条第一項及び第七十七条第一項の規定、旧効力確定給付企業年金法第一百七十二条第一項（厚生年金基金から基金への移行）の規定その他財務省令で定める規定とする。

（国内に源泉がある給与、報酬又は年金の範囲）

第二百八十五条 法第六十一条第八号イ（国内源泉所得）に規定する政令で定める人的役務の提供は、次に掲げる勤務その他の人的役務の提供とする。

一 内国法人の役員としての勤務で国外において行なうもの（当該役員としての勤務を行なう者が同時にその内国法人の使用人として常時勤務を行なう場合の当該役員としての勤務を除く。）

二 居住者又は内国法人が運航する船舶又は航空機において行なう勤務その他の人的役務の提供（国外における寄航地において行なわれる一時的な人的役務の提供を除く。）

2 法第七十六条第五項に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第二号その他政令で定める規定は、同法第十六条第一項（基金の規約の変更等）（同法第七十六条第四項（基金の合併）、第七十七条第五項（基金の分割）、第七十九条第一項若しくは第二項、第八十条第二項（規約型企業年金から基金への移行）、第一百七十条の二第三項又は附則第二十五条第一項に規定する権利義務の移転又は承継に伴う規約の変更について認可を受ける場合に限る。）、第七十六条第一項、第七十七条第一項及び第七十二条第一項（厚生年金基金から基金への移行）の規定とする。

（国内に源泉がある給与、報酬又は年金の範囲）

第二百八十五条 同 上

一 同 上

二 同 上

2 法第六十一条第八号ロに規定する政令で定める公的年金等は、第七十二条第三項第八号（退職手当等とみなす一時金）に規定する制度に基づいて支給される年金（これに類する給付を含む。）とする。

3 法第六十一条第八号ハに規定する政令で定める人的役務の提供は、第一項各号に掲げる勤務その他の人的役務の提供で当該勤務その他の人的役務の提供を行う者が非居住者であつた期間に行つたものとする。

（源泉徴収の対象となる退職所得とみなされる退職一時金の範囲等）

第三百十九条の三の二 法第二百二条（退職所得とみなされる退職一時金に係る源泉徴収）に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同条に規定する政令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 第七十二条第三項第四号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金の支払をする場合において、同号に規定する適格退職年金契約に基づいて払い込まれた掛金又は保険料のうちに同号に規定する勤務をした者の負担した金額があるとき 当該勤務をした者の負担した金額
- 二 第七十二条第三項第五号に掲げる一時金の支払をする場合において、同号に規定する規約に基づいて拠出された掛金のうちに同号に規定する加入者の負担した金額があるとき 当該加入者の負担した金額

（公的年金等の金額から控除する金額の調整）

第三百十九条の六 法第二百三条の三第二号（公的年金等に係る徴収税額）に規定する政令で定める公的年金等は、次の各号に掲げる公的年金等

2 法第六十一条第八号ロに規定する政令で定める公的年金等は、第七十二条第二項第七号（外国の法令等に基づく一時金）に規定する制度に基づいて支給される年金（これに類する給付を含む。）とする。

3 同上

（源泉徴収の対象となる退職所得とみなされる退職一時金の範囲等）

第三百十九条の三の二 法第二百二条（退職所得とみなされる退職一時金に係る源泉徴収）に規定する政令で定める場合は、第七十二条第二項第四号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金の支払をする場合において、同号に規定する適格退職年金契約に基づいて払い込まれた掛金又は保険料のうちに同号に規定する勤務をした者の負担した金額がある場合とし、法第二百二条に規定する政令で定める金額は、当該負担した金額とする。

（公的年金等の金額から控除する金額の調整）

第三百十九条の六 同上

(法第二百三条の二(公的年金等に係る源泉徴収義務)に規定する公的年金等をいう。以下この条及び第三百十九条の十一において同じ。)とし、法第二百三条の三第二号に規定する政令で定める金額は、当該各号に掲げる公的年金等の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 次に掲げる公的年金等 四万七千五百円に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額

イ 国家公務員共済組合法第七十二条第一項第一号(長期給付の種類等)に掲げる退職共済年金(同法附則第十二条の三(退職共済年金の特例)の規定により支給されるものその他の財務省令で定める退職共済年金を除く。)

ロ 地方公務員等共済組合法第七十四条第一号(長期給付の種類)に掲げる退職共済年金(同法附則第十九条(退職共済年金の特例)の規定により支給されるものその他の財務省令で定める退職共済年金を除く。)

ハ 私立学校教職員共済法第二十条第二項第一号(給付)に掲げる退職共済年金(同法第二十五条(国家公務員共済組合法の準用)において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定により支給されるものその他の財務省令で定める退職共済年金を除く。)

ニ 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)

一 厚生年金保険法第三百十条第一項(厚生年金基金の業務等)又は第百五十九条第一項(企業年金連合会の業務等)に規定する老齢年金給付 七万二千五百円に当該老齢年金給付の金額に係る月数を乗じて計算した金額

二 同上

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

ニ 同上

第十八条第一号（給付の種類）に掲げる農業者老齡年金及び同法附則第六条第一項第一号（業務の特例）の規定により支給される農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）

第三十二条第二号（給付の種類）に掲げる農業者老齡年金

ホ 国民年金法第二百二十八条第一項（国民年金基金の業務）又は第三百三十七条の十五第一項（国民年金基金連合会の業務）に規定する年金

二 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第三百十条第一項（基金の業務）又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第三項第一号若しくは第二号（存続連合会の業務）に規定する老齡年金給付 七万二千五百円に当該老齡年金給付の金額に係る月数を乗じて計算した金額

三 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下この号において「統合法」という。）附則第二十五条第四項（存続組合の業務等）に規定する特例年金給付 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額と法第二百三条の三第一号イからへまでに掲げる金額の合計額から当該特例年金給付の金額につき前条の規定に準じて計算した金額に百分の二十五を乗じて得た金額を控除した金額とのいずれか少ない金額に当該特例年金給付の金額に係る月数を乗じて計算

ホ 同上

三 同上

した金額

イ 当該特例年金給付の受給者が厚生年金保険法第四十二条（受給権者）の規定により支給される老齢厚生年金又は統合法第一条（農林漁業団体職員共済組合法等の廃止）の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（以下この号において「廃止前農林共済法」という。）第十九条第一号（組合の給付）に掲げる退職共済年金（廃止前農林共済法附則第七条（退職共済年金の特例）の規定により支給されるものその他の財務省令で定める退職共済年金を除く。（1）において同じ。）の支払を受けるものである場合（1）に掲げる金額と（2）に掲げる金額とを合計した金額

(1) 当該老齢厚生年金又は退職共済年金の金額につき前条の規定に準じて計算した金額に百分の七十五を乗じて得た金額

(2) 四万七千五百円

ロ 当該特例年金給付の受給者が厚生年金保険法附則第八条（老齢厚生年金の特例）の規定により支給される老齢厚生年金若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第六十三条第一項（施行日において六十歳以上である者に係る厚生年金保険の年金たる保険給付の特例）の規定により支給される老齢年金又はイに規定する財務省令で定める退職共済年金若しくは統合法附則第二条第一項第五号（定義）に規定する旧制度農林共済法第十九条第一号（組合の給付）に掲げる退職給付である年金の支払を受けるものである場合 当該老齢厚生年金若しくは老齢年金又は退職共済年金若しくは退職給付である年金の金額につき前条の規定に

イ 同上

(1) 同上

(2) 同上

ロ 同上

準じて計算した金額に百分の七十五を乗じて得た金額

(源泉徴収の対象となる確定給付企業年金の額の計算等)

第三百十九条の八 法第二百三条の四第二号(公的年金等から控除される社会保険料がある場合等の徴収税額の計算)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する年金の額(その年金の支給開始の日以後に同号に規定する規約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額を除く。)に当該年金に係る第八十二条の三第一項(確定給付企業年金の額から控除する金額)に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

2| 法第二百三条の四第三号に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同条第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 第八十二条の二第二項第四号(公的年金等とされる年金)に掲げる退職年金の支払をする場合において、同号に規定する適格退職年金契約に基づいて払い込まれた掛金又は保険料のうちに同号に規定する勤務をした者の負担した金額があるとき 当該退職年金の額(その年金の支給開始の日以後に当該契約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額を除く。)に当該退職年金に係る第八十二条の三第一項の規定に準じて計算した割合を乗じて計算した金額

二 第八十二条の二第二項第五号に掲げる年金の支払をする場合において、同号に規定する規約に基づいて拠出された掛金のうちに同号に規

(源泉徴収の対象となる確定給付企業年金の額の計算等)

第三百十九条の八 同上

2| 法第二百三条の四第三号に規定する政令で定める場合は、第八十二条の二第二項第四号(公的年金等とされる年金)に掲げる退職年金の支払をする場合において、同号に規定する適格退職年金契約に基づいて払い込まれた掛金又は保険料のうちに同号に規定する勤務をした者の負担した金額がある場合とし、法第二百三条の四第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該退職年金の額(その年金の支給開始の日以後に当該契約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額を除く。)に当該退職年金に係る第八十二条の三第一項の規定に準じて計算した割合を乗じて計算した金額とする。

定する加入者の負担した金額があるとき 当該年金の額（その年金の支給開始の日以後に当該規約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額を除く。）に当該年金に係る第八十二条の三第一項の規定に準じて計算した割合を乗じて計算した金額

（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収）

第三百二十六条 法第二百七条（源泉徴収義務）に規定する政令で定める年金は、確定給付企業年金法第百二条第三項又は第六項（事業主等又は連合会に対する監督）の規定による承認の取消しを受けた当該取消しに係るこれらの規定に規定する規約型企業年金に係る規約に基づきその取消しを受けた時以後に行う同法第八十九条第六項（清算）に規定する残余財産として分配される年金、同法第百二条第六項の規定による解散の命令を受けた同項に規定する基金の同法第十一条第一項（基金の規約で定める事項）に規定する規約に基づきその命令を受けた時以後に行う同法第八十九条第六項に規定する残余財産として分配される年金及び第七十六条第二項第一号（退職金共済制度等）に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの）に掲げる給付で年金として支払われるものとする。

2 法第二百七条第三号に規定する政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一 保険業法第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等又は同条第三項に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した身体の傷害に基因して保険金が支払われる保険契約（法第七十七

（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収）

第三百二十六条 法第二百七条（源泉徴収義務）に規定する政令で定める年金は、確定給付企業年金法第百二条第三項若しくは第六項（事業主等に対する監督）の規定による承認の取消しを受けた当該取消しに係るこれらの規定に規定する規約型企業年金に係る規約に基づきその取消しを受けた時以後に行う同法第八十九条第六項（清算）に規定する残余財産として分配される年金、同法第百二条第六項の規定による解散の命令を受けた同項に規定する基金の同法第十一条第一項（基金の規約で定める事項）に規定する規約に基づきその命令を受けた時以後に行う同法第八十九条第六項に規定する残余財産として分配される年金及び第七十六条第二項第一号（退職金共済制度等）に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの）に掲げる給付で年金として支払われるものとする。

2 同上

一 同上

条第二項第一号（地震保険料控除）に掲げるもの及び当該外国損害保険会社等又は当該外国生命保険会社等が国外において締結したものを除く。）

二 中小企業等協同組合法第九条の二第七項（事業協同組合及び事業協同小組合）に規定する共済事業（第六号において「共済事業」という。）を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合又は協同組合連合会（同号において「事業協同組合等」という。）の締結した生命共済に係る契約（第二百十条第四号（生命共済契約等の範囲）に掲げる契約に該当するものを除く。）

三 農業協同組合法第十条第一項第十号（共済に関する施設）の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会の締結した身体の傷害又は医療費の支出に関する共済に係る契約

四 水産業協同組合法第十一条第一項第十一号（漁業協同組合の組合員の共済に関する事業）若しくは第九十三条第一項第六号の二（水産加工業協同組合の組合員の共済に関する事業）の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会の締結した身体の傷害に関する共済に係る契約

五 消費生活協同組合法第十条第一項第四号（組合員の生活の共済を図る事業）の事業を行う消費生活協同組合連合会の締結した身体の傷害に関する共済に係る契約

六 共済事業を行う事業協同組合等の締結した身体の傷害又は医療費の支出に関する共済に係る契約

七 法第七十七条第二項第二号及び第三号から前号までに掲げる契約の

二 同上

三 同上

四 同上

五 同上

六 同上

七 同上

ほか、法律の規定に基づく共済に関する事業を行う法人の締結した火災共済若しくは自然災害共済又は身体の傷害若しくは医療費の支出に関する共済に係る契約でその事業及び契約の内容がこれらの規定に掲げる契約に準ずるもの

3 法第二百八条（徴収税額）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該年金の額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 法第七十六条第六項第一号から第四号まで（生命保険料控除）に掲げる契約のうち生命保険契約（第八十三条第三項第一号（生命保険契約等）に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）に規定する生命保険契約をいう。次号において同じ。）
、旧簡易生命保険契約（第八十三条第三項第一号に規定する旧簡易生命保険契約をいう。）及び生命共済に係る契約に基づく年金、第一項に規定する年金又は前項第二号に掲げる生命共済に係る契約に基づく年金 第八十三条第四項第三号に掲げる金額につき同項の規定を適用しないで計算した同条第一項第二号に規定する割合

二 法第七十六条第六項第四号に掲げる契約で生命保険契約以外のもの、法第七十七条第二項各号に掲げる契約又は前項各号（第二号を除く。）に掲げる契約に基づく年金 第八十四条第三項第一号（損害保険年金等に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）に掲げる金額につき同項の規定を適用しないで計算した同条第一項第二号に規定する割合

4 法第二百九条第一号（源泉徴収を要しない年金）に規定する政令で定

3 同上

一 同上

二 同上

4 同上

<p>めるところにより計算した金額は、前項各号に掲げる年金の区分に応じ、当該年金の年額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。</p>	
<p>5 法第二百九条第一号に規定する政令で定める金額は、二十五万円とする。</p>	<p>5 同上</p>
<p>6 法第二百九条第二号に規定する政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p>	<p>6 同上</p>
<p>一 法第二百七条に規定する契約に基づく年金の支払を受ける者（以下この項において「年金受取人」という。）と法第二百九条第二号に規定する保険契約者（以下この項において「保険契約者」という。）とが異なる契約（第三号に規定する団体保険に係る契約を除く。）のうち、当該契約に基づく保険金、共済金その他の給付金（以下この項において「保険金等」という。）の支払の基となる事由（当該年金受取人に係る事由に限る。以下この項において「支払事由」という。）が生じた日以後において、当該保険金等を年金として支給することとされた契約以外のもの</p>	<p>一 同上</p>
<p>二 年金受取人と保険契約者とが同一である契約のうち、当該契約に基づく保険金等の支払事由が生じたことにより当該保険契約者の変更が行われたもので、当該支払事由が生じた日以後において、当該保険金等を年金として支給することとされた契約以外のもの</p>	<p>二 同上</p>
<p>三 団体保険（普通保険約款において、団体の代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を保険法（平成二十年法律第五十六号）第二条第四号（定義）に規定する被保険者（以下この号において「被保険</p>	<p>三 同上</p>

者」という。)とすることとなっている保険をいう。)に係る契約であつて、当該被保険者と当該契約に基づく年金受取人とは異なるもののうち、当該契約に基づく保険金等の支払事由が生じた日以後において、当該保険金等を年金として支給することとされた契約以外のもの

(生命保険金に類する給付等)

第三百五十一条 法第二百二十五条第一項第四号(支払調書等)に規定する政令で定める給付は、次に掲げるもの(法第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等、法第三十条第一項(退職所得)に規定する退職手当等又は法第三十五条第三項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等に該当するものを除く。)とする。

一 生命保険契約(法第二百二十五条第一項第四号に規定する生命保険契約をいう。次項第一号において同じ。)又は旧簡易生命保険契約(第三十条第一号(非課税とされる保険金、損害賠償金等)に規定する旧簡易生命保険契約をいう。)に基づいて支払う保険金(年金を含む。)及び解約返戻金(法第七十四条第八号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる差益に係るものを除く。)

二 法第七十六条第六項第三号(生命保険料控除)に掲げる契約又は第三百二十六条第二項第二号(生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収)に掲げる契約に基づいて支払う共済金(共済年金を含む。)及び解約返戻金(法第七十四条第八号に掲げる差益に係るものを除く。)

三 第七十六条第一項各号又は第二項各号(退職金共済制度等)に基づく

(生命保険金に類する給付等)

第三百五十一条 同上

一同上

二同上

三同上

一時金で退職手当等とみなさないもの）に掲げる給付

四 旧厚生年金保険法第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく一時金、確定給付企業年金法第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける一時金、法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金又は第七十二条第三項第五号イからハまで（退職手当等とみなす一時金）に掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金

五 中小企業退職金共済法第十六条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金又は第七十四条第五項（特定退職金共済団体の承認）に規定する特定退職金共済団体が行うこれに類する給付

六 小規模企業共済法第十二条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金

七 確定拠出年金法附則第二条の二第二項及び第三条第二項（脱退一時金）に規定する脱退一時金

八 第二十条第二項（非課税とされる業務上の傷害に基づく給付等）に規定する共済制度に係る同項の脱退一時金

九 租税特別措置法第二十九条の四（勤労者が受ける財産形成給付金等に係る課税の特例）に規定する財産形成給付金又は第一種財産形成基金給付金若しくは第二種財産形成基金給付金

2 法第二百二十五条第一項第五号に規定する政令で定める給付は、次に掲げるものとする。

一 損害保険契約等（法第七十六条第六項第四号に掲げる契約で生命保

四 厚生年金保険法第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく一時金、確定給付企業年金法第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける一時金又は法人税法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金

五 同上

六 同上

七 同上

八 同上

九 同上

2 同上

一 同上

險契約以外のもの、法第七十七条第二項各号（地震保険料控除）に掲げる契約及び第三百二十六条第二項各号（第二号を除く。）に掲げる契約をいう。次号において同じ。）及び法第二百二十五条第一項第五号に規定する少額短期保険業者の締結した同号に規定する損害保険契約の第八十四条第四項（満期返戻金等に係る一時所得の金額の計算上控除する保険料等）に規定する満期返戻金等（法第七十四条第八号に掲げる差益に係るものを除く。）

二 損害保険契約等に基づく年金である中途返戻金（当該年金に係る損害保険契約等の保険期間の満了後に支払われる満期返戻金を含む。）

二 同上

◎ 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号） 抄
 （第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）</p> <p>第十五条 法第十二条第二項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する政令で定める権限は、信託の目的に反しないことが明らかである場合に限り信託の変更をすることができる権限とする。</p> <p>2 法第十二条第二項に規定する信託の変更をする権限には、他の者との合意により信託の変更をすることができる権限を含むものとする。</p> <p>3 停止条件が付された信託財産の給付を受ける者は、法第十二条第二項に規定する信託財産の給付を受けるとされている者に該当するものとする。</p> <p>4 法第十二条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）が二以上ある場合における同条第一項の規定の適用については、同項の信託の信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せら</p>	<p>（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）</p> <p>第十五条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>3 同上</p> <p>4 同上</p>

れる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとする。

5 法第十二条第四項第一号に規定する退職年金に関する契約で政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

一 法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約

二 第二百五十六条の二第十号（用語の意義）に規定する厚生年金基金契約

（確定給付企業年金等の掛金等の損金算入）

第三百三十五条 内国法人が、各事業年度において、次に掲げる掛金、保険料、事業主掛金、信託金等又は信託金等若しくは預入金等の払込みに充てるための金銭を支出した場合には、その支出した金額（第二号に掲げる掛金又は保険料の支出を金銭に代えて株式をもつて行った場合として財務省令で定める場合には、財務省令で定める金額）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 独立行政法人勤労者退職金共済機構又は所得税法施行令第七十四条

第五項（特定退職金共済団体の承認）に規定する特定退職金共済団体が行う退職金共済に関する制度に基づいてその被共済者（事業主が退職金共済事業を行う団体に掛金を納付し、その団体がその事業主の雇用する使用人の退職について退職給付金を支給することを約する退職金共済契約に基づき、その退職給付金の支給を受けるべき者をいう。

）のために支出した掛金（同令第七十六条第一項第二号口からへまで

5 法第十二条第四項第一号に規定する退職年金に関する契約で政令で定めるものは、法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約とする。

（確定給付企業年金等の掛金等の損金算入）

第三百三十五条 同上

一 同上

(退職金共済制度等に基づく一時金で退職手当等とみなさないもの)に掲げる掛金を除くものとし、中小企業退職金共済法第五十三条(従前の積立事業についての取扱い)の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構に納付する金額を含む。)

二 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第三条第一項(確定給付企業年金の実施)に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて同法第二条第四項(定義)に規定する加入者のために支出した同法第五十五条第一項(掛金)の掛金(同法第六十三条(積立不足に伴う掛金の抛)、第七十八条第三項(実施事業所の増減)及び第八十七条(終了時の掛金の一括抛)の掛金を含む。)又はこれに類する掛金若しくは保険料で財務省令で定めるもの

三 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第四条第三項(承認の基準等)に規定する企業型年金規約に基づいて同法第二条第八項(定義)に規定する企業型年金加入者のために支出した同法第三条第三項第七号(規約の承認)に規定する事業主掛金(同法第五十四条第一項(他の制度の資産の移換)の規定により移換した確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)第二十二條第一項第三号(他の制度の資産の移換の基準)に掲げる資産を含む。)

四 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第六条の二第一項(勤労者財産形成給付金契約等)に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づいて同項第二号に規定する信託の受益者等(次号において「信託の受益者等」という。)のために支出した同項第一号に規定する信託金等(次号において「信託金等」という。)

二 同上

三 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第四条第三項(承認の基準等)に規定する企業型年金規約に基づいて同法第二条第八項(定義)に規定する企業型年金加入者のために支出した同法第三条第三項第七号(規約の承認)に規定する事業主掛金(同法第五十四条第一項(他の制度の資産の移換)の規定により移換した確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)第二十二條第一項第五号(他の制度の資産の移換の基準)に掲げる資産を含む。)

四 同上

五 勤労者財産形成促進法第六条の三第二項（勤労者財産形成基金契約

）に規定する第一種勤労者財産形成基金契約に基づいて信託の受益者等のために支出する信託金等又は同条第三項に規定する第二種勤労者財産形成基金契約に基づいて同項第二号に規定する勤労者について支出する同項第一号に規定する預入金等の払込みに充てるために同法第七条の二十（拠出）の規定により支出した金銭

（用語の意義）

第五十六條の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 通常掛金額 当該存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号（定義）に規定する存続厚生年金基金をいう。以下この条及び第五十六條の四（厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算）において同じ。）の加入員について、過去勤務期間（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この条において「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項（存続厚生年金基金に関する読替え等）の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（

五 同上

（用語の意義）

第五十六條の二 同上

一 通常掛金額 当該厚生年金基金の加入員について、厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第二十四条（基金の加入員となる前の期間の算入）の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎とされる期間、同令第四十一条の三の五第二項（脱退一時金相当額を移換する場合における加入員期間の取扱い）の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎とされる期間（同条第一項の規定により当該厚生年金基金の加入員であつた期間とみなされる期間を除く。）、同令第五十二条の五の三第二項（連合会から基金等へ年金給付等積立金を移換する場合等における加入員期間等の取扱い）の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎とされる期間（同条第一項の規定により当該厚生年金基金の加入員であつた期間とみなされる期間を除く。）又は確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第八十八条の三第一項各号（他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する場合等に

平成二十六年政令第七十三号。以下この号において「平成二十六年整備政令」という。）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下この条において「廃止前厚生年金基金令」という。）第二十四条（基金の加入員となる前の期間の算入）の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎とされる期間、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令第四十一条の三の五第二項（脱退一時金相当額を移換する場合における加入員期間の取扱い）の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎とされる期間（同条第一項の規定により当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間とみなされる期間を除く。）、平成二十六年経過措置政令第六十五条第二項（移換金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の三第二項（連合会から基金等へ年金給付等積立金を移換する場合等における加入員期間等の取扱い）の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎とされる期間（同条第一項の規定により当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間とみなされる期間を除く。）、平成二十六年経過措置政令第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年整備政令第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第八十八条の三第一項各号（他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する場合等における加入者期間等の取扱い）の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎とされる期間又は平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項各号（他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する場合等における加入

における加入者期間等の取扱い）の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎とされる期間（以下この条において「過去勤務期間」という。）を当該厚生年金基金に係る給付の額の計算の基礎となる期間に算入しないものとして計算した掛金の額（当該加入員が六十五歳に達したとき以後に支給する老齢年金給付に係る掛金の額に限るものとし、当該厚生年金基金が厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第三十二条第一項（解散しようとする基金等に係る老齢年金給付の支給義務の特例）の規定による認可を受けた厚生年金基金である場合には、当該認可を受けなかつたものとし、かつ、過去勤務期間を当該厚生年金基金に係る給付の額の計算の基礎となる期間に算入しないものとして計算した掛金の額とする。）の合計額に相当する金額をいう。

者期間等の取扱い)の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎とされる期間(同項第一号に定める期間にあつては、同条第一項の規定により当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間とみなされる期間を除く。)をいう。以下この条において同じ。)を当該存続厚生年金基金に係る給付の額の計算の基礎となる期間に算入しないものとして計算した掛金の額(当該加入員が六十五歳に達したとき以後に支給する老齢年金給付に係る掛金の額に限るものとし、当該存続厚生年金基金が平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項(存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下この条において「旧厚生年金保険法」という。)附則第三十二条第一項(解散しようとする基金等に係る老齢年金給付の支給義務の特例)の規定による認可を受けた存続厚生年金基金である場合には、当該認可を受けなかつたものとし、かつ、過去勤務期間を当該存続厚生年金基金に係る給付の額の計算の基礎となる期間に算入しないものとして計算した掛金の額とする。)の合計額に相当する金額をいう。

二 通常掛金補正額 通常掛金額を、財務省令で定めるところにより、当該通常掛金額に基づく老齢年金給付の額を変更することなく、その算定の基礎としている予定利率その他の基礎率の代わりに平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第八十一条の三第二項(免除保険料率の決定等)に規定する代行保険料率の算定の基礎となる予定利率

二 通常掛金補正額 通常掛金額を、財務省令で定めるところにより、当該通常掛金額に基づく老齢年金給付の額を変更することなく、その算定の基礎としている予定利率その他の基礎率の代わりに厚生年金保険法第八十一条の三第二項(免除保険料率の決定等)に規定する代行保険料率の算定の基礎となる予定利率その他の基礎率(第五号において「代行予定利率等」という。)を用いた場合に払い込まれる必要が

その他の基礎率（第五号において「代行予定利率等」という。）を用いた場合に払い込まれる必要があるとされる掛金の額に補正した金額をいう。

三 厚生年金基金水準掛金額 当該存続厚生年金基金が設立されなかつたとした場合に平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令第十七条（標準給与の基準）に規定する標準給与の基準を用いて計算した当該存続厚生年金基金の加入員に係る厚生年金保険の保険料として払い込むべきこととなる金額の合計額から当該標準給与の基準を用いて計算した当該存続厚生年金基金の加入員に係る厚生年金保険の保険料として払い込むべきこととなる金額（当該存続厚生年金基金が平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による認可を受けた存続厚生年金基金である場合には、当該認可を受けなかつたものとした場合に当該厚生年金保険の保険料として払い込むべきこととなる金額）の合計額を控除した額に三・二三を乗じて計算した金額に相当する金額をいう。

四 過去勤務掛金額 当該存続厚生年金基金の加入員について、過去勤務期間を当該存続厚生年金基金に係る給付の額の計算の基礎となる期間に算入している場合において、当該過去勤務期間を算入するために増加する掛金の額の合計額に相当する金額をいう。

五 過去勤務掛金補正額 当該存続厚生年金基金の加入員についてのイに掲げる金額の合計額をロに掲げる数値で除して計算した金額をいう。

あるとされる掛金の額に補正した金額をいう。

三 厚生年金基金水準掛金額 当該厚生年金基金が設立されなかつたとした場合に厚生年金基金令第十七条（標準給与の基準）に規定する標準給与の基準を用いて計算した当該厚生年金基金の加入員に係る厚生年金保険の保険料として払い込むべきこととなる金額の合計額から当該標準給与の基準を用いて計算した当該厚生年金基金の加入員に係る厚生年金保険の保険料として払い込むべきこととなる金額（当該厚生年金基金が厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による認可を受けた厚生年金基金である場合には、当該認可を受けなかつたものとした場合に当該厚生年金保険の保険料として払い込むべきこととなる金額）の合計額を控除した額に三・二三を乗じて計算した金額に相当する金額をいう。

四 過去勤務掛金額 当該厚生年金基金の加入員について、過去勤務期間を当該厚生年金基金に係る給付の額の計算の基礎となる期間に算入している場合において、当該過去勤務期間を算入するために増加する掛金の額の合計額に相当する金額をいう。

五 過去勤務掛金補正額 当該厚生年金基金の加入員についてのイに掲げる金額の合計額をロに掲げる数値で除して計算した金額をいう。

イ 当該加入員の過去勤務期間を当該存続厚生年金基金に係る給付の額の計算の基礎となる期間に算入している場合において当該過去勤務期間を算入するために留保すべき金額を、財務省令で定めるところにより、その算定の基礎としている予定利率その他の基礎率の代わりに代行予定利率等を用いた場合に留保される必要があるとされる金額に補正した金額

ロ 二十四・九一

六 過去勤務掛金厚生年金基金水準額 当該存続厚生年金基金に係る厚生年金基金水準掛金額の三百二十三分の二百二十三に相当する金額をいう。

七 引継給付率 次に掲げる率をいう。

イ 存続連合会（平成二十五年厚生年金等改正法附則第十三号に規定する存続連合会をいう。以下この条及び第百五十六条の四において同じ。）に対して平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十条第一項（老齢年金給付の支給に関する義務の移転等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第六十条第一項（中途脱退者に係る措置）の規定により老齢年金給付の支給に関する義務の移転がされた同項に規定する中途脱退者の当該移転に係る老齢年金給付の額（存続連合会が平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第六十条の二第三項（中途脱退者に係る措置）の規定により当該老齢年金給付の額を

イ 当該加入員の過去勤務期間を当該厚生年金基金に係る給付の額の計算の基礎となる期間に算入している場合において当該過去勤務期間を算入するために留保すべき金額を、財務省令で定めるところにより、その算定の基礎としている予定利率その他の基礎率の代わりに代行予定利率等を用いた場合に留保される必要があるとされる金額に補正した金額

ロ 同上

六 過去勤務掛金厚生年金基金水準額 当該厚生年金基金に係る厚生年金基金水準掛金額の三百二十三分の二百二十三に相当する金額をいう。

七 同上

イ 企業年金連合会に対して厚生年金保険法第六十条第一項（中途脱退者に係る措置）の規定により老齢年金給付の支給に関する義務の移転がされた同項に規定する中途脱退者の当該移転に係る老齢年金給付の額（企業年金連合会が同法第六十条の二第三項（中途脱退者に係る措置）の規定により当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、加算された当該老齢年金給付の額）を、当該中途脱退者の厚生年金基金令第二十二条（基準標準給与額）に規定する基準標準給与額（以下この号において「基準標準給与額」という。）に当該中途脱退者の同令第二十条（老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であつた期間）に規定する老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であつた期間（以下こ

加算して支給するものとされている場合にあつては、加算された当該老齢年金給付の額を、当該中途脱退者の平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令第二十二条（基準標準給与額）に規定する基準標準給与額（イからニまでにおいて「基準標準給与額」という。）に当該中途脱退者の同項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令第二十条（老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であつた期間）に規定する老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であつた期間（イからニまでにおいて「加入員期間」という。）の月数を乗じて得た額（当該中途脱退者の加入員期間のうち平成十五年四月一日前の加入員期間がある場合には、当該中途脱退者の基準標準給与額に同日以後の加入員期間の月数を乗じて得た額と同日前の加入員期間の各月の報酬標準給与（同項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令第十六条第一号（給与の範囲）に規定する報酬標準給与をいう。イからニまでにおいて同じ。）の総額に一・三を乗じて得た額との合計額）で除して得た率（当該中途脱退者が平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による認可を受けた存続厚生年金基金の加入員であつた場合には、当該率に千分の五・四八一を加算した率）

ロ 存続連合会が平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険

の号において「加入員期間」という。）の月数を乗じて得た額（当該中途脱退者の加入員期間のうち平成十五年四月一日前の加入員期間がある場合には、当該中途脱退者の基準標準給与額に同日以後の加入員期間の月数を乗じて得た額と同日前の加入員期間の各月の報酬標準給与（同令第十六条第一号（給与の範囲）に規定する報酬標準給与をいう。以下この号において同じ。）の総額に一・三を乗じて得た額との合計額）で除して得た率（当該中途脱退者が厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による認可を受けた厚生年金基金の加入員であつた場合には、当該率に千分の五・四八一を加算した率）

ロ 企業年金連合会が厚生年金保険法第六十一条第二項（解散基金加入員に係る措置）の規定により同法第四百四十九条第一項（連合会

法第六十一条第二項（解散基金加入員に係る措置）の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第二項（存続連合会に係る改正前厚生年金保険法の効力等）の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第四百九条第一項（連合会）に規定する解散基金加入員に支給する老齢年金給付の額（当該解散基金加入員が平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による認可を受けた存続厚生年金基金の加入員であつた場合にあつては当該認可を受けなかつたものとした場合に当該解散基金加入員に支給することとなる老齢年金給付の額とし、平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第四項第一号イ（存続連合会の業務）に規定する事業により当該老齢年金給付の額を付加する場合又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第六十一条第五項の規定により当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては付加され又は加算された当該老齢年金給付の額とする。）を当該解散基金加入員の基準標準給与額に当該解散基金加入員の加入員期間の月数を乗じて得た額（当該解散基金加入員の加入員期間のうち平成十五年四月一日前の加入員期間がある場合には、当該解散基金加入員の基準標準給与額に同日以後の加入員期間の月数を乗じて得た額と同日前の加入員期間の各月の報酬標準給与の総額に一・三を乗じて得た額との合計額）で除して得た

（に規定する解散基金加入員に支給する老齢年金給付の額（当該解散基金加入員が同法附則第三十二条第一項の規定による認可を受けた厚生年金基金の加入員であつた場合にあつては当該認可を受けなかつたものとした場合に当該解散基金加入員に支給することとなる老齢年金給付の額とし、同法第一百五十九条第四項第一号（連合会の業務）に規定する事業により当該老齢年金給付の額を付加する場合又は同法第六十一条第五項の規定により当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては付加され又は加算された当該老齢年金給付の額とする。）を当該解散基金加入員の基準標準給与額に当該解散基金加入員の加入員期間の月数を乗じて得た額（当該解散基金加入員の加入員期間のうち平成十五年四月一日前の加入員期間がある場合には、当該解散基金加入員の基準標準給与額に同日以後の加入員期間の月数を乗じて得た額と同日前の加入員期間の各月の報酬標準給与の総額に一・三を乗じて得た額との合計額）で除して得た率

率

ハ 存続連合会に対して平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十二条第二項（基金中途脱退者に係る措置）の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金脱退一時金相当額が移換された基金中途脱退者（同号に規定する基金中途脱退者をいい、平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第一項（解散存続厚生年金基金の残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付）に規定する解散基金加入員（二において「解散存続厚生年金基金加入員」という。）である者を除く。）のその移換に係る存続連合会老齢給付金の額を当該基金中途脱退者の基準標準給与額に当該基金中途脱退者の加入員期間の月数を乗じて得た額（当該基金中途脱退者の加入員期間のうち平成十五年四月一日前の加入員期間がある場合には、当該基金中途脱退者の基準標準給与額に同日以後の加入員期間の月数を乗じて得た額と同日前の加入員期間の各月の報酬標準給与の総額に一・三を乗じて得た額との合計額[。]ハにおいて「基準標準給与総額」という。）で除して得た率（二において「基金中途脱退者給付率」という。）にその移換をした存続厚生年金基金が当該基金中途脱退者に支給する老齢年金給付の額を基準標準給与総額で除して得た率（当該基金中途脱退者が平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による認可を受けた存続厚生年金基金の加入員であつた場合には、千分の五・四八一）を加算した率

二 存続連合会が平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十三条第三項（解散基金加入員等に係る措置）の規定により解散存続厚生年金基金加入員に支給する存続連合会老齢給付金の額（平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第四項第一号イに規定する事業により当該存続連合会老齢給付金の額を付加する場合にあつては、付加された当該存続連合会老齢給付金の額）を当該解散存続厚生年金基金加入員の基準標準給与額に当該解散存続厚生年金基金加入員の加入期間の月数を乗じて得た額（当該解散存続厚生年金基金加入員の加入期間のうち平成十五年四月一日前の加入員期間がある場合には、当該解散存続厚生年金基金加入員の基準標準給与額に同日以後の加入員期間の月数を乗じて得た額と同日前の加入員期間の各月の報酬標準給与の総額に一・三を乗じて得た額との合計額）で除して得た率に千分の五・四八一（当該解散存続厚生年金基金加入員がハに規定する基金中途脱退者であつた場合には、千分の五・四八一に当該解散存続厚生年金基金加入員に係る基金中途脱退者給付率を加算した率）を加算した率

ホ 存続連合会に対して旧厚生年金保険法第六十条第一項の規定により老齢年金給付の支給に関する義務の移転がされた同項に規定する中途脱退者（ホにおいて「旧中途脱退者」という。）の当該移転に係る老齢年金給付の額（存続連合会が旧厚生年金保険法第六十条の二第三項の規定により当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、加算された当該老齢年金給付の額）を、当該旧中途脱退者の廃止前厚生年金基金令第二十二条に

規定する基準標準給与額（ホ及びへにおいて「旧基準標準給与額」という。）に当該旧中途脱退者の廃止前厚生年金基金令第二十条に規定する老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であつた期間（ホ及びへにおいて「旧加入員期間」という。）の月数を乗じて得た額（当該旧中途脱退者の旧加入員期間のうち平成十五年四月一日前の旧加入員期間がある場合には、当該旧中途脱退者の旧基準標準給与額に同日以後の旧加入員期間の月数を乗じて得た額と同日前の旧加入員期間の各月の旧報酬標準給与（廃止前厚生年金基金令第十条第一号に規定する報酬標準給与をいう。へにおいて同じ。）の総額に一・三を乗じて得た額との合計額）で除して得た率（当該旧中途脱退者が旧厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による認可を受けた平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であつた場合には、当該率に千分の五・四八一を加算した率）

へ 存続連合会が旧厚生年金保険法第六十一条第二項の規定により旧厚生年金保険法第四百九条第一項に規定する解散基金加入員（へにおいて「旧解散基金加入員」という。）に支給する老齢年金給付の額（当該旧解散基金加入員が旧厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による認可を受けた平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金の加入員であつた場合にあつては当該認可を受けなかつたものとした場合に当該旧解散基金加入員に支給することとなる老齢年金給付の額とし、旧厚生年金保険法第五百五十九条第四項第一号（連合会の業務）に規定する事業に

より当該老齢年金給付の額を付加する場合又は旧厚生年金保険法第百六十一条第五項の規定により当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては付加され又は加算された当該老齢年金給付の額とする。)を当該旧解散基金加入員の旧基準標準準給与額に当該旧解散基金加入員の旧加入員期間の月数を乗じて得た額(当該旧解散基金加入員の旧加入員期間のうち平成十五年四月一日前の旧加入員期間がある場合には、当該旧解散基金加入員の旧基準標準準給与額に同日以後の旧加入員期間の月数を乗じて得た額と同日前の旧加入員期間の各月の旧報酬標準給与の総額に一・三を乗じて得た額との合計額)で除して得た率

八 厚生年金基金水準給付率 前号に規定する中途脱退者、解散基金加入員、基金中途脱退者、解散存続厚生年金基金加入員、旧中途脱退者及び旧解散基金加入員の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める率をいう。

イ 六十歳に達したとき以後に支給される老齢厚生年金の給付を受ける者 千分の十七・七〇

ロ 六十一歳に達したとき以後に支給される老齢厚生年金の給付を受ける者 千分の十八・八九

ハ 六十二歳に達したとき以後に支給される老齢厚生年金の給付を受ける者 千分の二十・二〇

ニ 六十三歳に達したとき以後に支給される老齢厚生年金の給付を受ける者 千分の二十一・六四

ホ 六十四歳に達したとき以後に支給される老齢厚生年金の給付を受

八 厚生年金基金水準給付率 前号に規定する中途脱退者及び解散基金加入員の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める率をいう。

イ 同上

ロ 同上

ハ 同上

ニ 同上

ホ 同上

ける者 千分の二十三・二二

へ 六十五歳に達したとき以後に支給される老齢厚生年金の給付を受ける者 千分の二十四・九八

九 課税中途脱退者等 第七号に規定する中途脱退者、解散基金加入員、基金中途脱退者、解散存続厚生年金基金加入員、旧中途脱退者又は旧解散基金加入員のうち引継給付率が厚生年金基金水準給付率を超える者をいう。

十 厚生年金基金契約 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百三十六条の三第一項（年金給付等積立金の運用）（平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百六十四条第三項（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定により年金給付等積立金（平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百三十条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）に規定する年金給付等積立金をいう。次条第二項及び第百五十六条の四第一項第五号イにおいて同じ。）を運用するために締結された平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる方法による運用に係る契約又は同条第二項において準用する平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生

へ 同上

九 課税中途脱退者等 第七号に規定する中途脱退者又は解散基金加入員のうち引継給付率が厚生年金基金水準給付率を超える者をいう。

年金保険法第三十条の二第二項に規定する信託の契約をいう。

十一 課税厚生年金基金契約 厚生年金基金契約で、次の契約に該当するものをいう。

イ 第五十六条の四第一項各号に掲げる業務を行う内国法人が存続厚生年金基金と締結した契約で、当該存続厚生年金基金に係る通常掛金補正額が厚生年金基金水準掛金額を超えるもの

ロ イに規定する内国法人が存続連合会と締結した契約で、課税中途脱退者等があるもの

十二 確定給付年金資産管理運用契約 法第八十四条第三項（確定給付年金資産管理運用契約等の意義）に規定する確定給付年金資産管理運用契約をいう。

十三 確定給付年金基金資産運用契約 法第八十四条第三項に規定する確定給付年金基金資産運用契約をいう。

十四 確定給付企業年金規約 確定給付企業年金法第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約をいう。

十五 加入者 確定給付企業年金法第二条第四項（定義）に規定する加入者（同項に規定する加入者であつた者を含む。）をいう。

十六 承継年金給付等積立金等 平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十二条第二項（移換に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第六十五条の二第二項（連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換）の規定によ

十 課税厚生年金基金契約 法第八十四条第三項（厚生年金基金契約等の意義）に規定する厚生年金基金契約で、次の契約に該当するものをいう。

イ 法第八十四条第二項第一号から第三号まで、第五号又は第七号に掲げる内国法人が厚生年金基金と締結した契約で、当該厚生年金基金に係る通常掛金補正額が厚生年金基金水準掛金額を超えるもの

ロ イに規定する内国法人が企業年金連合会と締結した契約で、課税中途脱退者等があるもの

十一 確定給付年金資産管理運用契約 法第八十四条第三項に規定する確定給付年金資産管理運用契約をいう。

十二 同上

十三 同上

十四 同上

十五 承継年金給付等積立金等 厚生年金保険法第六十五条の二第二項（連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換）の規定により企業年金連合会から移換された同法第六十五条第五項（連合会から基金への権利義務の移転及び年金給付等積立金の移換）に規

り存続連合会から移換された同条第一項に規定する年金給付等積立金、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この号において「旧効力確定給付企業年金法」という。）第一百十条の二第三項（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）の規定により存続厚生年金基金から権利義務が承継された同条第四項に規定する移換する積立金、旧効力確定給付企業年金法第一百一十一条第二項（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）若しくは第一百十二条第四項（厚生年金基金から基金への移行）の規定により存続厚生年金基金から権利義務が承継された平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第三百十条の二第二項に規定する年金給付等積立金、旧効力確定給付企業年金法第一百五十五条の三第二項（厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）の規定により存続厚生年金基金から移換された同条第一項に規定する脱退一時金相当額、平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十五条第一項（解散存続厚生年金基金の残余財産の確定給付企業年金への交付）の規定により存続厚生年金基金から交付された同項に規定する残余財産、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五十五条第二項（存続連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金等の移換）の規定により存続連合会から移換された同条第一項に規定する年金給付等積立金等若しくは平成二十五年厚生年金等改正法附則第七十五条第一項（解散存続

定する年金給付等積立金、確定給付企業年金法第一百十条の二第三項（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）の規定により厚生年金基金から権利義務が承継された同条第四項に規定する移換する積立金、同法第一百一十一条第二項（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）若しくは第一百十二条第四項（厚生年金基金から基金への移行）の規定により厚生年金基金から権利義務が承継された厚生年金保険法第三百十条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）に規定する年金給付等積立金又は確定給付企業年金法第一百五十五条の三第二項（厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）の規定により厚生年金基金から移換された同条第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。

連合会の残余財産の連合会への交付)の規定により存続連合会から交付された同項に規定する残余財産又はこれらに類する資産で財務省令で定めるものをいう。

十七 加入者負担掛金割合 所得税法施行令第八十二条の三第一項(確定給付企業年金の額から控除する金額)に規定する割合をいう。

十八 確定拠出年金資産管理契約 法第八十四条第三項に規定する確定拠出年金資産管理契約をいう。

十九 勤労者財産形成給付契約 法第八十四条第三項に規定する勤労者財産形成給付契約をいう。

二十 勤労者財産形成基金給付契約 法第八十四条第三項に規定する勤労者財産形成基金給付契約をいう。

一 (確定給付企業年金等に類する退職年金契約及び退職年金業務等の範囲)

第一百五十六条の三 法第八十四条第一項(退職年金等積立金額の計算)に規定する政令で定める契約は、厚生年金基金契約とする。

2 法第八十四条第一項に規定する退職年金に関する業務で政令で定めるものは、厚生年金基金契約に係る信託、生命保険、生命共済、預貯金の受入れ又は年金給付等積立金の運用等(有価証券の売買その他の方法による年金給付等積立金の運用及び当該運用に係る年金給付等積立金の管理の受託をいう。)の業務とする。

(厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算)

十六 同上

十七 同上

十八 同上

十九 同上

第一百五十六条の四 法第八十四条第二項（退職年金等積立金額の計算）に

規定する政令で定めるところにより計算した金額は、厚生年金基金契約に係る次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 信託の業務 当該業務を行う内国法人が当該事業年度開始の時ににおいて締結しているそれぞれの課税厚生年金基金契約に係る信託財産について、その時までに到来した最終の財産計算時（信託法第三十七条第二項（帳簿等の作成等、報告及び保存の義務）又は第二百二十二条第四項（帳簿等の作成等、報告及び保存の義務等の特例）の時期をいう。以下この条、次条及び第六十四条（個人型年金の実施に係る退職年金等積立金額の計算）において同じ。）におけるイ及びロに掲げる金額の合計額からハ又はニに定める金額を控除した金額に、調整割合を乗じて計算した金額の合計額

イ 当該契約に係る信託財産（当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合には、課税中途脱退者等に係る信託財産に限る。ロにおいて「課税信託財産」という。）に属する有価証券につき、法第六十一条の三第一項第二号（売買目的外有価証券の原価法により評価した金額）に規定する原価法により評価した金額（償還期限及び償還金額の定めのある有価証券にあつては、同項の規定を適用する前の帳簿価額）

ロ 当該契約に係る課税信託財産に属する金銭の額並びに金銭及び有価証券以外の資産の取得のために要した金額の合計額

ハ 当該契約が存続厚生年金基金と締結された課税厚生年金基金契約

- である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- (1) 当該契約が(2)に規定する契約以外の契約である場合 当該契約に係るイ及びロに掲げる金額の合計額に当該契約に係る通常掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額の占める割合を乗じて計算した金額
- (2) 当該契約が過去勤務掛金額の払込みを受ける存続厚生年金基金に係る契約であつて、かつ、当該契約に係る過去勤務掛金補正額が過去勤務掛金厚生年金基金水準額以下のものである場合 当該契約に係るイ及びロに掲げる金額の合計額に当該契約に係る総合掛金補正額（通常掛金補正額と調整過去勤務掛金補正額との合計額をいう。以下この項において同じ。）のうち厚生年金基金水準掛金額と調整過去勤務掛金補正額との合計額を乗じて計算した金額
- 二 当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合 当該契約に係る各課税中途脱退者等のイ及びロに掲げる金額の合計額に厚生年金基金水準給付率を乗じて、これを当該課税中途脱退者等の引継給付率で除して計算した金額の合計額
- 二 生命保険の業務 当該業務を行う内国法人が当該事業年度開始の時に掲げる金額からロ又はハに定める金額を控除した金額の合計額
- イ 当該契約に係る保険業法第百十六条第一項（責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち保険料積立金（当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である

場合には、課税中途脱退者等に係る保険料積立金に限る。)に相当する金額

ロ 当該契約が存続厚生年金基金と締結された課税厚生年金基金契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 当該契約が(2)に規定する契約以外の契約である場合 当該契約に係るイに掲げる金額に当該契約に係る通常掛金補正額のうちに厚生年金基金水準掛金額の占める割合を乗じて計算した金額

(2) 当該契約が過去勤務掛金額の払込みを受ける存続厚生年金基金に係る契約であつて、かつ、当該契約に係る過去勤務掛金補正額が過去勤務掛金厚生年金基金水準額以下のものである場合 当該契約に係るイに掲げる金額に当該契約に係る総合掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額と調整過去勤務掛金補正額との合計額の占める割合を乗じて計算した金額

ハ 当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合 当該契約に係る各課税中途脱退者等のイに掲げる金額に厚生年金基金水準給付率を乗じて、これを当該課税中途脱退者等の引継給付率で除して計算した金額の合計額

三 生命共済の業務 当該業務を行う内国法人が当該事業年度開始の時に掲げる金額からロ又はハに定める金額を控除した金額の合計額

イ 当該契約に係る農業協同組合法第十一条の十三(共済事業に係る責任準備金)に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金(当該契約が存続連合会と締結された課税厚

生年基金金契約である場合には、課税中途脱退者等に係る共済掛金積立金に限る。)に相当する金額

ロ 当該契約が存続厚生年金基金と締結された課税厚生年金基金契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 当該契約が(2)に規定する契約以外の契約である場合 当該契約に係るイに掲げる金額に当該契約に係る通常掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額の占める割合を乗じて計算した金額

(2) 当該契約が過去勤務掛金額の払込みを受ける存続厚生年金基金に係る契約であつて、かつ、当該契約に係る過去勤務掛金補正額が過去勤務掛金厚生年金基金水準額以下のものである場合 当該契約に係るイに掲げる金額に当該契約に係る総合掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額と調整過去勤務掛金補正額との合計額の占める割合を乗じて計算した金額

ハ 当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合 当該契約に係る各課税中途脱退者等のイに掲げる金額に厚生年金基金水準給付率を乗じて、これを当該課税中途脱退者等の引継給付率で除して計算した金額の合計額

四 預貯金の受入れの業務 当該業務を行う内国法人が当該事業年度開始の時ににおいて締結しているそれぞれの課税厚生年金基金契約について、イに掲げる金額からロ又はハに定める金額を控除した金額の合計額

イ 当該契約に係る預貯金の額 (当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合には、課税中途脱退者等に係る預

貯金の額に限る。)に相当する金額

ロ 当該契約が存続厚生年金基金と締結された課税厚生年金基金契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 当該契約が(2)に規定する契約以外の契約である場合 当該契約に係るイに掲げる金額に当該契約に係る通常掛金補正額のうちに厚生年金基金水準掛金額の占める割合を乗じて計算した金額

(2) 当該契約が過去勤務掛金額の払込みを受ける存続厚生年金基金に係る契約であつて、かつ、当該契約に係る過去勤務掛金補正額が過去勤務掛金厚生年金基金水準額以下のものである場合 当該契約に係るイに掲げる金額に当該契約に係る総合掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額と調整過去勤務掛金補正額との合計額の占める割合を乗じて計算した金額

ハ 当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合 当該契約に係る各課税中途脱退者等のイに掲げる金額に厚生年金基金水準給付率を乗じて、これを当該課税中途脱退者等の引継給付率で除して計算した金額の合計額

五 前条第二項に規定する年金給付等積立金の運用等の業務 当該業務を行う内国法人が当該事業年度開始の時において締結しているそれぞれの課税厚生年金基金契約について、イに掲げる金額からロ又はハに定める金額を控除した金額の合計額

イ 当該契約に係る年金給付等積立金に属する金銭の額及び金銭以外の資産の取得のために要した金額(当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合には、課税中途脱退者等に係

る年金給付等積立金に属する金銭の額及び金銭以外の資産の取得のために要した金額に限る。）

ロ 当該契約が存続厚生年金基金と締結された課税厚生年金基金契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 当該契約が(2)に規定する契約以外の契約である場合 当該契約に係るイに掲げる金額に当該契約に係る通常掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額の占める割合を乗じて計算した金額

(2) 当該契約が過去勤務掛金額の払込みを受ける存続厚生年金基金に係る契約であつて、かつ、当該契約に係る過去勤務掛金補正額が過去勤務掛金厚生年金基金水準額以下のものである場合 当該契約に係るイに掲げる金額に当該契約に係る総合掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額と調整過去勤務掛金補正額との合計額の占める割合を乗じて計算した金額

ハ 当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合 当該契約に係る各課税中途脱退者等のイに掲げる金額に厚生年金基金水準給付率を乗じて、これを当該課税中途脱退者等の引継給付率で除して計算した金額の合計額

2 前項第一号に規定する調整割合とは、百分の七に当該事業年度開始の時までに到来した同号に規定する信託財産に係る最終の財産計算時の属する日の翌日から当該事業年度開始の時の属する日の前日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した割合に百分の百を加えた割合をいう。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたとき

は、これを切り捨てる。

4 第一項に規定する調整過去勤務掛金補正額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 当該契約に係る過去勤務掛金額の全部が一時に払い込む過去勤務掛金額（次号において「過去勤務一時払掛金額」という。）とされている場合 過去勤務掛金補正額に相当する金額

二 当該契約に係る過去勤務掛金額が過去勤務一時払掛金額と過去勤務分割払掛金額（財務省令で定めるところにより一定の払込予定期間にわたつて分割して払い込む過去勤務掛金額をいう。以下この号において同じ。）とされている場合又は当該契約に係る過去勤務掛金額の全部が過去勤務分割払掛金額とされている場合 第百五十六条の二第五号イ（用語の意義）に掲げる金額の合計額を当該過去勤務分割払掛金額の払込予定期間にわたつて平準的に払い込むこととした場合に年当たりで払い込まれるべき金額として財務省令で定めるところにより計算した金額に相当する金額

5 法第八十四条の二第一項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）の規定の適用を受ける同項に規定する内国法人につき、同項第二号に掲げる金額の基礎となる同号に規定する退職年金等積立金額の計算をする場合における第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項に規定する分割又は譲渡の時」とする。

6 法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）の規定の適用を受ける同項に規定する合併法人等につき、同項第二号に

掲げる金額の計算の基礎となる同号に規定する退職年金等積立金額の計算をする場合における第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

(信託に係る退職年金等積立金額の計算)

第百五十七条

(信託に係る退職年金等積立金額の計算)

第百五十七条 法第八十四条第二項第一号イ(退職年金等積立金額の計算)

に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時において締結しているそれぞれの課税厚生年金基金契約に係る信託財産について、その時までに来来した最終の財産計算時(信託法第三十七条第二項(帳簿等の作成等、報告及び保存の義務)又は第二百二十二条第四項(帳簿等の作成等、報告及び保存の義務等の特例)の時期をいう。以下この条及び第百六十四条(個人型年金の実施に係る退職年金等積立金額の計算)において同じ。)における第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号又は第四号に定める金額を控除した金額に、調整割合を乗じて計算した金額とする。

一 当該契約に係る信託財産(当該契約が企業年金連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合は、課税中途脱退者等に係る信託財産に限る。次号において「課税信託財産」という。)に属する有価証券につき、法第六十一条の三第一項第二号(売買目的外有価証券の原価法により評価した金額)に規定する原価法(以下この条において「原価法」という。)により評価した金額(償還期限及び償還金額の定めのある有価証券にあつては、同項の規定を適用する前の帳簿価額。

以下この条において同じ。）

二 当該契約に係る課税信託財産に属する金銭の額並びに金銭及び有価証券以外の資産の取得のために要した金額の合計額

三 当該契約が厚生年金基金と締結された課税厚生年金基金契約である場合
イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額

イ 当該契約がロに規定する契約以外の契約である場合
当該契約に係る前二号に掲げる金額の合計額に当該契約に係る通常掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額の占める割合を乗じて計算した金額

ロ 当該契約が過去勤務掛金額の払込みを受ける厚生年金基金に係る契約であつて、かつ、当該契約に係る過去勤務掛金補正額が過去勤務掛金厚生年金基金水準額以下のものである場合
当該契約に係る前二号に掲げる金額の合計額に当該契約に係る総合掛金補正額（通常掛金補正額と調整過去勤務掛金補正額との合計額をいう。以下この章において同じ。）のうちに厚生年金基金水準掛金額と調整過去勤務掛金補正額との合計額の占める割合を乗じて計算した金額

四 当該契約が企業年金連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合
当該契約に係る各課税中途脱退者等の第一号及び第二号に掲げる金額の合計額に厚生年金基金水準給付率を乗じて、これを当該課税中途脱退者等の引継給付率で除して計算した金額の合計額

2 前項第三号ロに規定する調整過去勤務掛金補正額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

法第八十四条第二項第一号イ（退職年金等積立金額の計算）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に於いて締結しているそれぞれの確定給付年金資産管理運用契約に係る信託財産について、その時までに来た最終の財産計算時における第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、調整割合を乗じて計算した金額とする。

一 当該契約に係る信託財産に属する有価証券につき、法第六十一条の三第一項第二号（売買目的外有価証券の原価法により評価した金額）に規定する原価法（以下この条において「原価法」という。）により評価した金額（償還期限及び償還金額の定めのある有価証券にあつては、同項の規定を適用する前の帳簿価額。以下この条において同じ。

一 当該契約に係る過去勤務掛金額の全部が一時に払い込む過去勤務掛金額（次号において「過去勤務一時払掛金額」という。）とされている場合、過去勤務掛金補正額に相当する金額

二 当該契約に係る過去勤務掛金額が過去勤務一時払掛金額と過去勤務分割払掛金額（財務省令で定めるところにより一定の払込予定期間にわたつて分割して払い込む過去勤務掛金額をいう。以下この号において同じ。）とされている場合又は当該契約に係る過去勤務掛金額の全部が過去勤務分割払掛金額とされている場合、前条第五号イに掲げる金額の合計額を当該過去勤務分割払掛金額の払込予定期間にわたつて平準的に払い込むこととした場合に年当たりで払い込まれるべき金額として財務省令で定めるところにより計算した金額に相当する金額

3 法第八十四条第二項第一号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に於いて締結しているそれぞれの確定給付年金資産管理運用契約に係る信託財産について、その時までに来た最終の財産計算時における第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、調整割合を乗じて計算した金額とする。

一 当該契約に係る信託財産に属する有価証券につき、原価法により評価した金額

1

二 当該契約に係る信託財産に属する金銭の額並びに金銭及び有価証券以外の資産の取得のために要した金額の合計額

三 当該契約に係る信託財産からの収益の分配でその計算期間（確定給付年金資産管理運用契約に係る信託の計算期間をいう。）が当該財産計算時において終了するものの額

四 当該契約に係る確定給付企業年金規約に基づいて拠出された掛金の総額のうち当該財産計算時における当該規約に係る加入者がその時点で負担した部分の金額（承継年金給付等積立金等のうち当該加入者が負担した部分に相当する金額を除く。）から、当該規約に基づき年金の支給を受けている各加入者のその時までを支給を受けた当該年金の額に当該各加入者に係る加入者負担掛金割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額

2| 法第八十四条第二項第一号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に

締結しているそれぞれの確定給付年金基金資産運用契約に係る信託財産について、その時までに到来した最終の財産計算時における第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、調整割合を乗じて計算した金額とする。

一 当該契約に係る信託財産に属する有価証券につき、原価法により評価した金額

二 当該契約に係る信託財産に属する金銭の額並びに金銭及び有価証券以外の資産の取得のために要した金額の合計額

二 同上

三 同上

四 同上

4| 法第八十四条第二項第一号ハに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に

締結しているそれぞれの確定給付年金基金資産運用契約に係る信託財産について、その時までに到来した最終の財産計算時における第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、調整割合を乗じて計算した金額とする。

一 同上

二 同上

三 当該契約に係る信託財産からの収益の分配でその計算期間（確定給付年金基金資産運用契約に係る信託の計算期間をいう。）が当該財産計算時において終了するものの額

四 当該契約に係る確定給付企業年金規約に基づいて拠出された掛金の総額のうち当該財産計算時における当該規約に係る加入者がその時点で負担した部分の金額（承継年金給付等積立金等のうち当該加入者が負担した部分に相当する金額を除く。）から、当該規約に基づき年金の支給を受けている各加入者のその時まで支給を受けた当該年金の額に当該各加入者に係る加入者負担掛金割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額

3 法第八十四条第二項第一号ハに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時において締結しているそれぞれの確定拠出年金資産管理契約に係る信託財産について、その時まで到来した最終の財産計算時における第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額を控除した金額に、調整割合を乗じて計算した金額とする。

一 当該契約に係る信託財産に属する有価証券につき、原価法により評価した金額

二 当該契約に係る信託財産に属する金銭の額並びに金銭及び有価証券以外の資産の取得のために要した金額の合計額

三 当該契約に係る信託財産からの収益の分配でその計算期間（確定拠出年金資産管理契約に係る信託の計算期間をいう。）が当該財産計算時において終了するものの額

三 同上

四 同上

5 法第八十四条第二項第一号ニに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時において締結しているそれぞれの確定拠出年金資産管理契約に係る信託財産について、その時まで到来した最終の財産計算時における第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額を控除した金額に、調整割合を乗じて計算した金額とする。

一 同上

二 同上

三 同上

- 4 法第八十四条第二項第一号二に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時ににおいて締結しているそれぞれの勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る信託財産について、その時までに来た最終の財産計算時における第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額を控除した金額に、調整割合を乗じて計算した金額とする。
- 一 当該契約に係る信託財産に属する有価証券につき、原価法により評価した金額
- 二 当該契約に係る信託財産に属する金銭の額並びに金銭及び有価証券以外の資産の取得のために要した金額の合計額
- 三 当該契約に係る信託財産からの収益の分配でその計算期間（勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る信託の計算期間をいう。）が当該財産計算時において終了するものの額
- 5 前各項に規定する調整割合とは、百分の七に当該事業年度開始の時までに到来したこれらの規定に規定する信託財産に係る最終の財産計算時の属する日の翌日から当該事業年度開始の時の属する日の前日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した割合に百分の百を加えた割合をいう。
- 6 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 7 前条第五項に規定する場合における第一項から第五項までの規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）」
- 6 法第八十四条第二項第一号ホに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時ににおいて締結しているそれぞれの勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る信託財産について、その時までに来た最終の財産計算時における第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額を控除した金額に、調整割合を乗じて計算した金額とする。
- 一 同上
- 二 同上
- 三 同上
- 7 第一項及び第三項から前項までに規定する調整割合とは、百分の七に当該事業年度開始の時までに到来したこれらの規定に規定する信託財産に係る最終の財産計算時の属する日の翌日から当該事業年度開始の時の属する日の前日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した割合に百分の百を加えた割合をいう。
- 8 同上
- 9 法第八十四条の二第一項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）の規定の適用を受ける同項に規定する内国法人につき、同項第二号に掲げる金額の基礎となる同号に規定する退職年金等積立金額の計算をす

に規定する分割又は譲渡の時」とする。

8 前条第六項に規定する場合における第一項から第五項までの規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

（生命保険に係る退職年金等積立金額の計算）

第百五十八条

る場合における第一項及び第三項から第七項までの規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項に規定する分割又は譲渡の時」とする。

10 法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）の規定の適用を受ける同項に規定する合併法人等につき、同項第二号に掲げる金額の計算の基礎となる同号に規定する退職年金等積立金額の計算をする場合における第一項及び第三項から第七項までの規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

（生命保険に係る退職年金等積立金額の計算）

第百五十八条

法第八十四条第二項第二号イ（退職年金等積立金額の計算

）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時において締結しているそれぞれの課税厚生年金基金契約について、第一号に掲げる金額から第二号又は第三号に定める金額を控除した金額とする。

一 当該契約に係る保険料積立金（当該契約が企業年金連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合には、課税中途脱退者等に係る保険料積立金に限る。）に相当する金額

二 当該契約が厚生年金基金と締結された課税厚生年金基金契約である場合 イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額

イ 当該契約がロに規定する契約以外の契約である場合 当該契約に

係る前号に掲げる金額に当該契約に係る通常掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額の占める割合を乗じて計算した金額

ロ 当該契約が過去勤務掛金額の払込みを受ける厚生年金基金に係る契約であつて、かつ、当該契約に係る過去勤務掛金補正額が過去勤務掛金厚生年金基金水準額以下のものである場合 当該契約に係る前号に掲げる金額に当該契約に係る総合掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額と前条第二項に規定する調整過去勤務掛金補正額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額

三 当該契約が企業年金連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合 当該契約に係る各課税中途脱退者等の第一号に掲げる金額に厚生年金基金水準給付率を乗じて、これを当該課税中途脱退者等の引継給付率で除して計算した金額の合計額

2 法第八十四条第二項第二号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に締結しているそれぞれの確定給付年金資産運用契約又は確定給付年金基金資産運用契約について、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 同上

二 同上

法第八十四条第二項第二号イ（退職年金等積立金額の計算

）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に締結しているそれぞれの確定給付年金資産管理運用契約又は確定給付年金基金資産運用契約について、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該契約に係る保険業法第一百六条第一項（責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち保険料積立金に相当する金額

二 当該契約に係る確定給付企業年金規約に基づいて拠出された掛金の総額のうち当該事業年度開始の時に係る当該規約に係る加入者がその時までを負担した部分の金額（承継年金給付等積立金等のうち当該

加入者が負担した部分に相当する金額を除く。)から、当該規約に基づき年金の支給を受けている各加入者のその時まで支給を受けた当該年金の額に当該各加入者に係る加入者負担掛金割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額

2 | 法第八十四条第二項第二号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時ににおいて締結しているそれぞれの確定拠出年金資産管理契約について、当該契約に係る保険業法第百十六条第一項に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち保険料積立金に相当する金額とする。

3 | 法第八十四条第二項第二号ハに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時ににおいて締結しているそれぞれの勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約について、これらの契約に係る保険業法第百十六条第一項に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち保険料積立金に相当する金額とする。

4 | 第五十六條の四第五項(退職年金業務等の引継ぎをした場合の退職年金等積立金額の計算)に規定する場合における前三項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項(退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例)に規定する分割又は譲渡の時」とする。

5 | 第五十六條の四第六項(退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算)に規定する場合における第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」

3 | 法第八十四条第二項第二号ハに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時ににおいて締結しているそれぞれの確定拠出年金資産管理契約について、当該契約に係る保険業法第百十六条第一項に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち保険料積立金に相当する金額とする。

4 | 法第八十四条第二項第二号ニに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時ににおいて締結しているそれぞれの勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約について、これらの契約に係る保険業法第百十六条第一項に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち保険料積立金に相当する金額とする。

5 | 前条第九項に規定する場合における前各項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項(退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例)に規定する分割又は譲渡の時」とする。

6 | 前条第十項に規定する場合における第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項(退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例)

とあるのは、「法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

（生命共済に係る退職年金等積立金額の計算）

第百五十九条

に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

（生命共済に係る退職年金等積立金額の計算）

第百五十九条

法第八十四条第二項第三号イ（退職年金等積立金額の計算

）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時において締結しているそれぞれの課税厚生年金基金契約について、第一号に掲げる金額から第二号又は第三号に定める金額を控除した金額とする。

一 当該契約に係る共済掛金積立金（当該契約が企業年金連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合には、課税中途脱退者等に係る共済掛金積立金に限る。）に相当する金額

二 当該契約が厚生年金基金と締結された課税厚生年金基金契約である場合
イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額

イ 当該契約がロに規定する契約以外の契約である場合
当該契約に係る前号に掲げる金額に当該契約に係る通常掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額の占める割合を乗じて計算した金額

ロ 当該契約が過去勤務掛金額の払込みを受ける厚生年金基金に係る契約であつて、かつ、当該契約に係る過去勤務掛金補正額が過去勤務掛金厚生年金基金水準額以下のものである場合
当該契約に係る前号に掲げる金額に当該契約に係る総合掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額と第百五十七条第二項（調整過去勤務掛金補正額

の定義)に規定する調整過去勤務掛金補正額との合計額の占める割合を乗じて計算した金額

三 当該契約が企業年金連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合 当該契約に係る各課税中途脱退者等の第一号に掲げる金額に厚生年金基金水準給付率を乗じて、これを当該課税中途脱退者等の引継給付率で除して計算した金額の合計額

2 法第八十四条第二項第三号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に締結しているそれぞれの確定給付年金資産管理運用契約又は確定給付年金基金資産運用契約について、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 同上

二 同上

3 法第八十四条第二項第三号ハに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に

法第八十四条第二項第三号イ(退職年金等積立金額の計算)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に締結しているそれぞれの確定給付年金資産管理運用契約又は確定給付年金基金資産運用契約について、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該契約に係る農業協同組合法第十一条の十三(共済事業に係る責任準備金)に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金に相当する金額

二 当該契約に係る確定給付企業年金規約に基づいて拠出された掛金の総額のうち当該事業年度開始の時に係る当該規約に係る加入者がその時までに負担した部分の金額(承継年金給付等積立金等のうち当該加入者が負担した部分に相当する金額を除く。)から、当該規約に基づき年金の支給を受けている各加入者のその時までに支給を受けた当該年金の額に当該各加入者に係る加入者負担掛金割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額

2 法第八十四条第二項第三号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に

締結しているそれぞれの確定拠出年金資産管理契約について、当該契約に係る農業協同組合法第十一条の十三に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金に相当する金額とする。

3 法第八十四条第二項第三号ハに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時において締結しているそれぞれの勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約について、これらの契約に係る農業協同組合法第十一条の十三に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金に相当する金額とする。

4 第一百五十六条の四第五項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における前三項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）に規定する分割又は譲渡の時」とする。

5 第一百五十六条の四第六項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

（損害保険に係る退職年金等積立金額の計算）

第六十条 法第八十四条第二項第四号イ（退職年金等積立金額の計算）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内

締結しているそれぞれの確定拠出年金資産管理契約について、当該契約に係る農業協同組合法第十一条の十三に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金に相当する金額とする。

4 法第八十四条第二項第三号ニに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時において締結しているそれぞれの勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約について、これらの契約に係る農業協同組合法第十一条の十三に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金に相当する金額とする。

5 第一百五十七条第九項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における前各項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）に規定する分割又は譲渡の時」とする。

6 第一百五十七条第十項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

（損害保険に係る退職年金等積立金額の計算）

第六十条 同上

国法人が当該事業年度開始の時に締結しているそれぞれの確定拠出年金資産管理契約について、当該契約に係る保険業法第百十六条第一項（責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち払戻積立金に相当する金額とする。

2 法第八十四条第二項第四号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に締結しているそれぞれの勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約について、これらの契約に係る保険業法第百十六条第一項に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち払戻積立金に相当する金額とする。

3 第百五十六条の四第五項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）に規定する分割又は譲渡の時」とする。

4 第百五十六条の四第六項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

（預貯金の受入れに係る退職年金等積立金額の計算）

第百六十一条

2 同上

3 第百五十七条第九項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）に規定する分割又は譲渡の時」とする。

4 第百五十七条第十項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

（預貯金の受入れに係る退職年金等積立金額の計算）

第百六十一条 法第八十四条第二項第五号イ（退職年金等積立金額の計算

）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時において締結しているそれぞれの課税厚生年金基金契約について、第一号に掲げる金額から第二号又は第三号に定める金額を控除した金額とする。

一 当該契約に係る預貯金の額（当該契約が企業年金連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合には、課税中途脱退者等に係る預貯金の額に限る。）に相当する金額

二 当該契約が厚生年金基金と締結された課税厚生年金基金契約である場合
イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額

イ 当該契約がロに規定する契約以外の契約である場合 当該契約に係る前号に掲げる金額に当該契約に係る通常掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額の占める割合を乗じて計算した金額

ロ 当該契約が過去勤務掛金額の払込みを受ける厚生年金基金に係る契約であつて、かつ、当該契約に係る過去勤務掛金補正額が過去勤務掛金厚生年金基金水準額以下のものである場合 当該契約に係る前号に掲げる金額に当該契約に係る総合掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額と第五十七条第二項（調整過去勤務掛金補正額の定義）に規定する調整過去勤務掛金補正額との合計額の占める割合を乗じて計算した金額

三 当該契約が企業年金連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合 当該契約に係る各課税中途脱退者等の第一号に掲げる金額に厚生年金基金水準給付率を乗じて、これを当該課税中途脱退者等の引

継給付率で除して計算した金額の合計額

法第八十四条第二項第五号イ（退職年金等積立金額の計算）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該契約に係る預貯金の額に相当する金額

二 当該契約に係る確定給付企業年金規約に基づいて拠出された掛金の総額のうち当該事業年度開始の時に掲げる当該規約に係る加入者がその時までを負担した部分の金額（承継年金給付等積立金等のうち当該加入者が負担した部分に相当する金額を除く。）から、当該規約に基づき年金の支給を受けている各加入者のその時までを支給を受けた当該年金の額に当該各加入者に係る加入者負担掛金割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額

2| 法第八十四条第二項第五号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に掲げる金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

3| 第五十六條の四第五項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）に規定する分割又は譲渡の時」とする。

2| 法第八十四条第二項第五号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 同上
二 同上

3| 法第八十四条第二項第五号ハに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に掲げる金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

4| 第五十七條第九項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における前三項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）に規定する分割又は譲渡の時」とする。

4 第百五十六条の四第六項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

（有価証券の購入等に係る退職年金等積立金額の計算）

第百六十二条 法第八十四条第二項第六号（退職年金等積立金額の計算）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時において締結しているそれぞれの勤労者財産形成基金給付契約に係る有価証券の取得のために要した金額とする。

2 第百五十六条の四第五項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）に規定する分割又は譲渡の時」とする。

3 第百五十六条の四第六項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

5 第百五十七条第十項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

（有価証券の購入等に係る退職年金等積立金額の計算）

第百六十二条 同上

2 第百五十七条第九項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）に規定する分割又は譲渡の時」とする。

3 第百五十七条第十項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

(有価証券の売買等に係る退職年金等積立金額の計算等)

第六十三条 法第八十四条第二項第七号(退職年金等積立金額の計算)

に規定する政令で定める業務は、厚生年金基金契約に係る第五十六条の三第二項(確定給付企業年金等に類する退職年金契約及び退職年金業務等の範囲)に規定する年金給付等積立金の運用等の業務とする。

(有価証券の売買等に係る退職年金等積立金額の計算)

第六十三条 法第八十四条第二項第七号イ(退職年金等積立金額の計算)

に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時にあって締結しているそれぞれの課税厚生年金基金契約について、第一号に掲げる金額から第二号又は第三号に定める金額を控除した金額とする。

一 当該契約に係る法第八十四条第一項に規定する年金給付等積立金に属する金銭の額(以下この号において「金銭の額」という。)及び金銭以外の資産の取得のために要した金額(当該契約が企業年金連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合には、課税中途脱退者等に係る金銭の額及び金銭以外の資産の取得のために要した金額に限る。)

二 当該契約が厚生年金基金と締結された課税厚生年金基金契約である場合 イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額

イ 当該契約がロに規定する契約以外の契約である場合 当該契約に係る前号に掲げる金額に当該契約に係る通常掛金補正額のうちに厚生年金基金水準掛金額の占める割合を乗じて計算した金額

ロ 当該契約が過去勤務掛金額の払込みを受ける厚生年金基金に係る契約であつて、かつ、当該契約に係る過去勤務掛金補正額が過去勤務掛金厚生年金基金水準額以下のものである場合 当該契約に係る前号に掲げる金額に当該契約に係る総合掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額と第五十七条第二項(調整過去勤務掛金補正額

の定義)に規定する調整過去勤務掛金補正額との合計額の占める割合を乗じて計算した金額

三 当該契約が企業年金連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合 当該契約に係る各課税中途脱退者等の第一号に掲げる金額に厚生年金基金水準給付率を乗じて、これを当該課税中途脱退者等の引継給付率で除して計算した金額の合計額

2 法第八十四条第二項第七号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に締結しているそれぞれの確定給付年金基金資産運用契約について、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 同上
二 同上

3 第一百五十七条第九項(退職年金業務等の引継ぎをした場合の退職年金等積立金額の計算)に規定する場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項(退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例)に規定

2 法第八十四条第二項第七号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時に締結しているそれぞれの確定給付年金基金資産運用契約について、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該契約に係る法第八十四条第一項に規定する確定給付年金積立金に属する金銭の額及び金銭以外の資産の取得のために要した金額

二 当該契約に係る確定給付企業年金規約に基づいて拠出された掛金の総額のうち当該事業年度開始の時ににおける当該規約に係る加入者がその時までに負担した部分の金額(承継年金給付等積立金等のうち当該加入者が負担した部分に相当する金額を除く。)から、当該規約に基づき年金の支給を受けている各加入者のその時までに支給を受けた当該年金の額に当該各加入者に係る加入者負担掛金割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額

3 第一百五十六条の四第五項(退職年金業務等の引継ぎをした場合の退職年金等積立金額の計算)に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項(退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例)に規定する分

割又は譲渡の時」とする。

4 第百五十六条の四第六項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における第二項の規定の適用については、同項中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

（個人型年金の実施に係る退職年金等積立金額の計算）

第百六十四条 法第八十四条第二項第八号（退職年金等積立金額の計算）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する連合会の当該事業年度開始の時における次に掲げる金額の合計額とする。

一 確定拠出年金法第六十一条第三号（事務の委託）に規定する積立金（以下この条において「積立金」という。）の運用を同法第二十三条第一項第一号（運用の方法の選定及び提示）に掲げる運用の方法によつている場合における当該運用に係る預金及び貯金の額に相当する金額

二 積立金の運用を確定拠出年金法第二十三条第一項第二号に掲げる運用の方法によつている場合の当該事業年度開始の時までに到来した最終の財産計算時におけるイ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した金額に、第百五十七条第五項（信託に係る退職年金等積立金額の計算）に規定する調整割合を乗じて計算した金額

イ 当該運用に係る信託財産に属する有価証券につき、法第六十一条

する分割又は譲渡の時」とする。

4 第百五十七条第十項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

（個人型年金の実施に係る退職年金等積立金額の計算）

第百六十四条 同上

一同上

二 積立金の運用を確定拠出年金法第二十三条第一項第二号に掲げる運用の方法によつている場合の当該事業年度開始の時までに到来した最終の財産計算時におけるイ及びロに掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控除した金額に、第百五十七条第七項（信託に係る退職年金等積立金額の計算）に規定する調整割合を乗じて計算した金額

イ 同上

の三第一項第二号（売買目的外有価証券の原価法により評価した金額）に規定する原価法により評価した金額（償還期限及び償還金額の定めのある有価証券にあつては、同項の規定を適用する前の帳簿価額）

ロ 当該運用に係る信託財産に属する金銭の額並びに金銭及び有価証券以外の資産の取得のために要した金額の合計額

ハ 当該運用に係る信託財産からの収益の分配でその計算期間（当該運用に係る信託の計算期間をいう。）が当該財産計算時において終了するものの額

三 積立金の運用を確定拠出年金法第二十三条第一項第三号又は第六号に掲げる運用の方法によつている場合における当該運用に係る金銭の額及び金銭以外の資産の取得のために要した金額の合計額

四 積立金の運用を確定拠出年金法第二十三条第一項第四号に掲げる運用の方法によつている場合における次に掲げる金額の合計額

イ 当該運用に係る生命保険の保険業法第百十六条第一項（責任準備金）（同法第百九十九条（業務等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する責任準備金として積み立てられている金額（保険料積立金に相当する金額に限る。）

ロ 当該運用に係る生命共済の農業協同組合法第十一条の十三（共済事業に係る責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額（共済掛金積立金に相当する金額に限る。）

五 積立金の運用を確定拠出年金法第二十三条第一項第五号に掲げる運

ロ 同上

ハ 同上

三 同上

四 同上

イ 同上

ロ 同上

五 同上

用の方法によつてゐる場合における当該運用に係る損害保険の保険業法第百十六條第一項に規定する責任準備金として積み立てられてゐる金額（払戻積立金に相当する金額に限る。）

（外国法人の退職年金等積立金額の計算）

第百九十二條 外国法人の法第百四十五條の三（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金等積立金の額につき、同條の規定により法第八十四條第二項第二号（退職年金等積立金の額の計算）の規定に準じて計算する場合には、同号イ中「第百十六條第一項」とあるのは、「第百九十九條（業務等に関する規定の準用）において準用される同法第百十六條第一項」と読み替へるものとする。

2 外国法人の法第百四十五條の三に規定する退職年金等積立金の額につき、同條の規定により前編第二章（内国法人の退職年金等積立金に対する法人税）の規定に準じて計算する場合には、第百五十六條の四第一項第二号イ（厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算）、第百五十八條第一項第一号、第二項及び第三項（生命保険に係る退職年金等積立金額の計算）並びに第百六十條第一項及び第二項（損害保険に係る退職年金等積立金額の計算）中「第百十六條第一項」とあるのは、「第百九十九條（業務等に関する規定の準用）において準用される同法第百十六條第一項」と読み替へるものとする。

附則

（生命保険に係る退職年金等積立金額の計算の特例）

（外国法人の退職年金等積立金額の計算）
第百九十二條 同上

2 外国法人の法第百四十五條の三に規定する退職年金等積立金の額につき、同條の規定により前編第二章（内国法人の退職年金等積立金に対する法人税）の規定に準じて計算する場合には、第百五十八條第二項第一号、第三項及び第四項並びに第百六十條第一項及び第二項中「第百十六條第一項」とあるのは、「第百九十九條（業務等に関する規定の準用）において準用される同法第百十六條第一項」と読み替へるものとする。

附則

（生命保険に係る退職年金等積立金額の計算の特例）

第十四条 法附則第二十条第二項第二号（退職年金等積立金に対する法人

税の特例）に掲げる法人が第百五十六条の二第十号（用語の意義）に規定する厚生年金基金契約（次条第一項において「厚生年金基金契約」という。）に係る第百五十六条の四第一項第二号（厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算）に掲げる業務を行う場合には、法附則第二十条第二項第二号イに掲げる金額には、第百五十六条の四第一項第二号に定める金額を含むものとする。

2 法附則第二十条第二項第二号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる法人が当該事業年度開始の時に締結しているそれぞれの適格退職年金契約について、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該契約に係る保険業法第百十六条第一項（責任準備金）（同法第百九十九条（業務等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち保険料積立金に相当する金額

二 当該契約に基づいて払い込まれた保険料の総額のうち当該事業年度開始の時にける当該契約に係る保険金受取人がその時までを負担した部分の金額から、当該契約に基づき退職年金の支給を受けている各保険金受取人のその時まで支給を受けた当該退職年金の額に当該各保険金受取人に係る所得税法施行令第八十二条の二第二項第四号（公的年金等とされる年金）に規定する割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額

第十四条

法附則第二十条第二項第二号ロ（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる法人が当該事業年度開始の時に締結しているそれぞれの適格退職年金契約について、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一同上

二同上

3| 前条第四項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）に規定する分割又は譲渡の時」とする。

4| 前条第五項に規定する場合における第二項の規定の適用については、同項中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

（生命共済に係る退職年金等積立金額の計算の特例）

第十五条 法附則第二十条第二項第三号（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に掲げる内国法人が厚生年金基金契約に係る第百五十六条の四第一項第三号（厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算）に掲げる業務を行う場合には、法附則第二十条第二項第三号イに掲げる金額には、第百五十六条の四第一項第三号に定める金額を含むものとする。

2| 法附則第二十条第二項第三号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時において締結しているそれぞれの適格退職年金契約について、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該契約に係る農業協同組合法第十一条の十三（共済事業に係る責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち

2| 同上

3| 前条第五項に規定する場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

（生命共済に係る退職年金等積立金額の計算の特例）

第十五条

法附則第二十条第二項第三号ロ（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる内国法人が当該事業年度開始の時において締結しているそれぞれの適格退職年金契約について、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 同上

ち共済掛金積立金に相当する金額

二 当該契約に基づいて払い込まれた掛金の総額のうち当該事業年度開始の時ににおける当該契約に係る共済金受取人がその時までを負担した部分の金額から、当該契約に基づき退職年金の支給を受けている各共済金受取人のその時までに支給を受けた当該退職年金の額に当該各共済金受取人に係る所得税法施行令第八十二条の二第二項第四号（公的年金等とされる年金）に規定する割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額

3| 附則第十三条第四項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）に規定する分割又は譲渡の時」とする。

4| 附則第十三条第五項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における第二項の規定の適用については、同項中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

二 同上

2| 同上

3| 附則第十三条第五項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

◎ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第二百六十号） 抄
 （第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（利子を対価とする貸付金等）</p> <p>第十条 法別表第一第三号に規定する利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付けは、利子を対価とする金銭の貸付け（利子を対価とする国債等の取得及び前条第四項に規定する特別引出権の保有に伴うものを含む。）とする。</p> <p>2 法別表第一第三号に規定する政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。</p> <p>一 法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、同法附則第二十条第一項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）<u>第一百五十六条の三第一項（確定給付企業年金等に類する退職年金契約及び退職年金業務等の範囲）</u>に規定する厚生年金基金契約で、生命保険又は損害保険に係るもの</p> <p>二 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）<u>第三条（管理運用法人の目的）</u>に規定する年金積立金の運用のために締</p>	<p>（利子を対価とする貸付金等）</p> <p>第十条 同上</p> <p>2 同上</p> <p>一 法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、<u>確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約又は同法附則第二十条第一項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）</u>に規定する適格退職年金契約で、生命保険又は損害保険に係るもの</p> <p>二 同上</p>

結される同法第二十一条第一項第四号（積立金の管理及び運用）（同法第二十四条第二項（区分経理）において準用する場合を含む。）に規定する生命保険に係る契約（同法附則第八条（承継資金運用業務）の規定による資金の運用のために締結される同法附則第十三条第一項（管理運用業務に関する規定の準用等）の規定により読み替えて適用される同号（同法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する生命保険に係る契約を含む。）

三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三十六条（準用規定）において準用する同法第十九条（資金の運用）に規定する余裕金の運用のために締結される国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第九条の三第一項第六号（連合会の積立金等の運用）に規定する生命保険に係る契約

四 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第二十条（資金の運用）（同法第三十八条（準用規定）及び第三十八条の九（準用規定）において準用する場合を含む。）に規定する余裕金の運用のために締結される地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第十六条第一項第六号（資金の運用）（同令第二十条（準用規定）及び第二十一条の四（準用規定）において準用する場合を含む。）に規定する生命保険に係る契約

五 前各号に掲げる契約に類する契約として財務省令で定めるもの
3 法別表第一第三号に掲げる資産の貸付け又は役務の提供に類するものとして同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 預金又は貯金の預入（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三

三 同上

四 同上

五 同上

3 同上

一 同上

百二十一号) 第一条第一号(有価証券となる証券又は証書)に規定する譲渡性預金証書に係るものを含む。)

二 収益の分配金を対価とする法第十四条第一項ただし書に規定する信託

三 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十四条第三号又は第四号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる給付補てん金を対価とする掛金の払込み

四 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第一条(定義)に規定する無尽に係る契約に基づく掛金の払込み

五 利息を対価とする抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項(証券の交付)に規定する抵当証券(これに類する外国の証券を含む。)の取得

六 償還差益(国債等又は金融商品取引法第二条第一項第十五号(定義)に掲げる約束手形(これの性質を有する同項第十七号に掲げる証券又は証券を含む。以下この号及び次号において「約束手形」という。))の償還金額(買入消却が行われる場合には、その買入金額)がその取得価額(当該国債等又は約束手形につき償還(買入消却を含む。))の時にいて所得税法第四十八条(有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)の規定により評価した金額又は法人税法第六十一条の二第一項第二号(有価証券の譲渡原価の額)に規定する原価の額に係る算出の方法により計算した金額をいう。)を超える場合におけるその差益(当該国債等又は約束手形が法人税法施行令第三百三十九条の二第一項(償還有価証券の調整差益又は調整差損の益金又は損金算入

二 同上

三 同上

四 同上

五 同上

六 償還差益(国債等又は金融商品取引法第二条第一項第十五号(定義)に掲げる約束手形(これの性質を有する同項第十七号に掲げる証券又は証券を含む。以下この号及び次号において「約束手形」という。))の償還金額(買入消却が行われる場合には、その買入金額)がその取得価額(当該国債等又は約束手形につき償還(買入消却を含む。))の時にいて所得税法第四十八条(有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)の規定により評価した金額又は法人税法第六十一条の二第一項第二号(有価証券の譲渡原価の額)に規定する原価の額に係る算出の方法により計算した金額をいう。)を超える場合におけるその差益(当該国債等又は約束手形が法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第三百三十九条の二第一項(償還有価証券の調整差益又

- （）に規定する償還有価証券に該当する場合には、同項に規定する調整差益を含む。）をいう。第四十八条第四項において同じ。）を対価とする国債等又は約束手形の取得
- 七 手形（約束手形を除く。）の割引
- 八 前各号に掲げるもののほか、金銭債権の譲受けその他の承継（包括承継を除く。）
- 九 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義）に規定する割賦販売、同条第二項に規定するローン提携販売、同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る手数料で当該割賦販売、ローン提携販売、包括信用購入あつせん又は個別信用購入あつせんに係る契約においてその額が明示されているものを対価とする役務の提供
- 十 資産の譲渡等の対価の額又は当該対価の額に係る金銭債権の額を二ヶ月以上の期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領する場合におけるその受領する賦払金のうち利子又は保証料の額に相当する額で当該賦払に係る契約において明示されている部分を対価とする役務の提供（前号に掲げる役務の提供を除く。）
- 十一 法別表第一第二号に規定する有価証券（ゴルフ場利用株式会社等を除くものとし、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。）又は登録国債の貸付け
- 十二 物上保証（その所有する資産に他の者の債務を担保するために質権又は抵当権を設定することをいう。）としての役務の提供

は調整差損の益金又は損金算入）に規定する償還有価証券に該当する場合には、同項に規定する調整差益を含む。）をいう。第四十八条第四項において同じ。）を対価とする国債等又は約束手形の取得

- 七 同上
- 八 同上
- 九 同上
- 十 同上
- 十一 同上
- 十二 同上

十三 保険料に類する共済掛金その他の保険料に類するものを対価とする役務の提供（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第十号（事業）の事業を行う農業協同組合連合会の法人税法第八十四条第一項に規定する確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、同法附則第二十条第一項に規定する適格退職年金契約又は法人税法施行令第一百五十六条の三第一項に規定する厚生年金基金契約に該当する生命共済の契約その他財務省令で定める契約に係る掛金を対価とする役務の提供のうち、当該役務の提供に係る事務に要する費用の額として区分して支払われる金額に係る部分を除く。）

十四 信託財産に属する資産の貸付けに係る契約で当該貸付けの終了の時に当該資産を当該貸付けに係る賃借人に未償却残額（当該資産につきその使用を開始した時から当該貸付けの終了の時までの期間を基礎として当該資産につき採用している償却の方法により償却を行ったものとした場合に計算される当該貸付けの終了の時における価額をいう。）により譲渡する特約が付されているものに係る役務の提供のうち利子又は保険料の額に相当する額を対価とする部分（当該貸付けに係る契約において当該利子又は保険料の額として明示されているものに限る。）

十五 所得税法第六十七条の二第三項（リース取引に係る所得の金額の計算）又は法人税法第六十四条の二第三項（リース取引に係る所得の金額の計算）に規定するリース取引でその契約に係る賃貸料のうち利子又は保険料の額に相当する部分（当該契約において明示されている

十三 保険料に類する共済掛金その他の保険料に類するものを対価とする役務の提供（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条第一項第十号（事業）の事業を行う農業協同組合連合会の法人税法第八十四条第一項に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約又は同法附則第二十条第一項に規定する適格退職年金契約に該当する生命共済の契約その他財務省令で定める契約に係る掛金を対価とする役務の提供のうち、当該役務の提供に係る事務に要する費用の額として区分して支払われる金額に係る部分を除く。）

十四 同上

十五 同上

ものに限る。)を対価とする役務の提供

◎ 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号） 抄
 （第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第七十二条の十五第一項第二号の政令で定める掛金等）</p> <p>第二十条の二の四 法第七十二条の十五第一項第二号に規定する掛金で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 法人が各事業年度において確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第三項に規定する企業型年金規約に基づいて同法第二条第八項に規定する企業型年金加入者のために支出する同法第三条第三項第七号に規定する事業主掛金（同法第五十四条第一項の規定により移換する確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第二十二條第一項第三号に掲げる資産を含む。）</p> <p>四・五 略</p> <p>（削る）</p>	<p>（法第七十二条の十五第一項第二号の政令で定める掛金等）</p> <p>第二十条の二の四 法第七十二条の十五第一項第二号に規定する掛金で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 法人が各事業年度において確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第三項に規定する企業型年金規約に基づいて同法第二条第八項に規定する企業型年金加入者のために支出する同法第三条第三項第七号に規定する事業主掛金（同法第五十四条第一項の規定により移換する確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第二十二條第一項第五号に掲げる資産を含む。）</p> <p>四・五 略</p> <p>六 法人が各事業年度において厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）の規定により厚生年金基金の事業主として負担する掛金及び同法第四百十條第二項の規定により負担する徴収金（当該厚生年金基金が設立されなかつたとした場合に厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第十七条に規定する標準給与の基準を用いて計算</p>

六 法人が各事業年度において法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約に基づいて受益者等（法人税法施行令附則第十六条第一項第二号に規定する受益者等をいう。以下この号において同じ。）のために支出する掛金及び保険料（受益者等が負担した掛金及び保険料並びに同令附則第十六条第一項第三号に規定する要件に反してその役員について支出した掛金及び保険料を除く。）

2 略

（法第七十三条の四第一項第四号の三の政令で定める者等）

第三十六条の九 法第七十三条の四第一項第四号の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 老人福祉法附則第六条の二の規定により社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会

二 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会（前号に掲げるものを除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連

した当該厚生年金基金の加入員に係る厚生年金保険の保険料として払い込むべきこととなる金額の合計額から当該標準給与の基準を用いて計算した当該厚生年金基金の加入員に係る厚生年金保険の保険料として払い込むべきこととなる金額の合計額を控除した額の二分の一に相当する部分を除く。）

七 法人が各事業年度において法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約に基づいて受益者等（法人税法施行令附則第十六条第一項第二号に規定する受益者等をいう。以下本号において同じ。）のために支出する掛金及び保険料（受益者等が負担した掛金及び保険料並びに同令附則第十六条第一項第三号に規定する要件に反してその役員について支出した掛金及び保険料を除く。）

2 略

（法第七十三条の四第一項第四号の三の政令で定める者等）

第三十六条の九 法第七十三条の四第一項第四号の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 老人福祉法附則第六条の二の規定により社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会

二 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会（前号に掲げるものを除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、企業年金基金、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金

合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）、商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び医療法人

三 前二号に掲げる者以外の者で老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターの設置について同法第十五条第二項の規定により届け出たもの

2 法第七十三条の四第一項第四号の三に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 社会福祉法人が経営する老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームの用に供する不動産

二 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの用に供する不動産

三 社会福祉法人並びに前項第一号及び第二号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センターの用に供する不動産

四 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターの用に供する不動産

（法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者等）

基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）、商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び医療法人

三 前二号に掲げる者以外の者で老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターの設置について同法第十五条第二項の規定により届け出たもの

2 法第七十三条の四第一項第四号の三に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 社会福祉法人が経営する老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームの用に供する不動産

二 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの用に供する不動産

三 社会福祉法人並びに前項第一号及び第二号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センターの用に供する不動産

四 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターの用に供する不動産

（法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者等）

第三十六条の十 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

二 健康保険組合、健康保険組合連合会、企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）、商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団

三 医療法人

四 前三号に掲げる者以外の者で総務省令で定めるもの

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号及び第七号に掲げる事業並びに同条第三項第一号、第三号、第八号、第十一号及び第十三号に掲げる事業の用に供する不動産

二 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）で、道路交通法施行令（昭和三十一年政令第二百七十号）第八条第二項の規定による国家公安委員会

第三十六条の十 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

二 健康保険組合、健康保険組合連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、企業年金基金、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）、商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団

三 医療法人

四 前三号に掲げる者以外の者で総務省令で定めるもの

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号及び第七号に掲げる事業並びに同条第三項第一号、第三号、第八号、第十一号及び第十三号に掲げる事業の用に供する不動産

二 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）で、道路交通法施行令（昭和三十一年政令第二百七十号）第八条第二項の規定による国家公安委員会

の指定を受けたものが実施する社会福祉法第二条第三項第五号に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業の用に供する不動産

三 社会福祉法人並びに前項第一号及び第四号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第九号に掲げる事業の用に供する不動産

四 社会福祉法人並びに前項第一号及び第三号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号の二に掲げる福祉ホームを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者福祉センター、補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業並びに同項第十号に掲げる事業の用に供する不動産

五 社会福祉法人及び前項第一号から第三号までに掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業の用に供する不動産

六 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害

の指定を受けたものが実施する社会福祉法第二条第三項第五号に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業の用に供する不動産

三 社会福祉法人並びに前項第一号及び第四号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第九号に掲げる事業の用に供する不動産

四 社会福祉法人並びに前項第一号及び第三号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号の二に掲げる福祉ホームを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者福祉センター、補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業並びに同項第十号に掲げる事業の用に供する不動産

五 社会福祉法人及び前項第一号から第三号までに掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業の用に供する不動産

六 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害

者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号及び第十二号に掲げる事業の用に供する不動産

(特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等)

第四十八条の九の十二 法第三百二十一条の七の二第一項に規定する国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国民年金法による老齢基礎年金(同法附則第九条の三第一項による老齢年金を含む。次条第一号において同じ。)

二 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。

以下この項及び次項において「昭和六十年国民年金等改正法」という

。第一条の規定による改正前の国民年金法(次条において「旧国民年金法」という。)による老齢年金及び通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(次条において「旧厚生年金保険法」という。)による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五百号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」とい

者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号及び第十二号に掲げる事業の用に供する不動産

(特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等)

第四十八条の九の十二 法第三百二十一条の七の二第一項に規定する国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 国民年金法による老齢基礎年金(同法附則第九条の三第一項による老齢年金を含む。次条第一号において同じ。)

二 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。

以下この項及び次項において「昭和六十年国民年金等改正法」という

。第一条の規定による改正前の国民年金法(次条において「旧国民年金法」という。)による老齢年金及び通算老齢年金

三 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法(次条において「旧厚生年金保険法」という。)による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

四 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五百号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」とい

う。)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)(次条において「旧国共済法等」という。)による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五百十三号)(次条において「旧地共済法等」という。)による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

六 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(次条において「旧私学共済法」という。)による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

2 法第三百二十一条の七の二第一項に規定する前項に定める年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。次条において「旧船員保険法」という。)による老齢年金及び通算老齢年金

二 移行農林年金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制

う。)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)(次条において「旧国共済法等」という。)による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五百十三号)(次条において「旧地共済法等」という。)による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

六 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(次条において「旧私学共済法」という。)による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

2 法第三百二十一条の七の二第一項に規定する前項に定める年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。次条において「旧船員保険法」という。)による老齢年金及び通算老齢年金

二 移行農林年金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制

度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。次条において同じ。）のうち、退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

3 法第三百二十一条の七の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該年度の初日の属する年の一月一日以後引き続き当該市町村の区域内に住所を有する者でない者

二 当該年度分の老齢等年金給付の年額が十八万円未満である者その他の当該市町村の行う介護保険の介護保険法第百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者でない者

三 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

四 前三号に掲げるもののほか、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると市町村長が認める者

（法第三百四十八条第二項第十号の三の政令で定める者等）

第四十九条の十三 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 老人福祉法附則第六条の二の規定により社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会

二 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会（前号に掲げるものを除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同

度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。次条において同じ。）のうち、退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

3 法第三百二十一条の七の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該年度の初日の属する年の一月一日以後引き続き当該市町村の区域内に住所を有する者でない者

二 当該年度分の老齢等年金給付の年額が十八万円未満である者その他の当該市町村の行う介護保険の介護保険法第百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者でない者

三 特別徴収の方法によつて徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

四 前三号に掲げるもののほか、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると市町村長が認める者

（法第三百四十八条第二項第十号の三の政令で定める者等）

第四十九条の十三 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 老人福祉法附則第六条の二の規定により社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会

二 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会（前号に掲げるものを除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同

組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金連合会、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）、商工組合連合会（組合員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び医療法人

三 前二号に掲げる者以外の者で老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターの設置について同法第十五条第二項の規定による届出をしたもの

2 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 社会福祉法人が経営する老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームの用に供する固定資産

二 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの用に供する固定資産

三 社会福祉法人並びに前項第一号及び第二号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センターの用に供する固定資産

四 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十

組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、企業年金基金、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）、商工組合連合会（組合員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び医療法人

三 前二号に掲げる者以外の者で老人福祉法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターの設置について同法第十五条第二項の規定による届出をしたもの

2 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 社会福祉法人が経営する老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームの用に供する固定資産

二 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの用に供する固定資産

三 社会福祉法人並びに前項第一号及び第二号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム及び同法第二十条の七に規定する老人福祉センターの用に供する固定資産

四 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が経営する老人福祉法第二十

条の七の二に規定する老人介護支援センターの用に供する固定資産

(法第三百四十八条第二項第十号の六の政令で定める者等)

第四十九条の十五 法第三百四十八条第二項第十号の六に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

二 健康保険組合、健康保険組合連合会、企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）、商工組合連合会（組合員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団

三 医療法人

四 前三号に掲げる者以外の者で児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による委託を受けたもの

五 第一号から第三号までに掲げる者以外の者で児童福祉法第三十三条の六第一項の規定による委託を受けたもの

六 前各号に掲げる者以外の者で総務省令で定めるもの

2 法第三百四十八条第二項第十号の六に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

条の七の二に規定する老人介護支援センターの用に供する固定資産

(法第三百四十八条第二項第十号の六の政令で定める者等)

第四十九条の十五 法第三百四十八条第二項第十号の六に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 公益社団法人又は公益財団法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

二 健康保険組合、健康保険組合連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、企業年金基金、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）、商工組合連合会（組合員に出資をさせないものに限る。）、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団

三 医療法人

四 前三号に掲げる者以外の者で児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による委託を受けたもの

五 第一号から第三号までに掲げる者以外の者で児童福祉法第三十三条の六第一項の規定による委託を受けたもの

六 前各号に掲げる者以外の者で総務省令で定めるもの

2 法第三百四十八条第二項第十号の六に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号及び第七号に掲げる事業並びに同条第三項第一号、第三号、第八号、第十一号及び第十三号に掲げる事業の用に供する固定資産

二 社会福祉法人並びに前項第一号及び第六号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第五号に掲げる介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

三 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）で、道路交通法施行令第八条第二項の規定による国家公安委員会の指定を受けたものが実施する社会福祉法第二条第三項第五号に掲げる盲導犬訓練施設を經營する事業の用に供する固定資産

四 社会福祉法人並びに前項第一号及び第三号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号の二に掲げる福祉ホームを經營する事業並びに同項第五号に掲げる身体障害者福祉センター、補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を經營する事業の用に供する固定資産

五 社会福祉法人並びに前項第一号及び第六号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第九号に掲げる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

六 社会福祉法人並びに前項第一号及び第三号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業の用に供する固定資産で総

一 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号及び第七号に掲げる事業並びに同条第三項第一号、第三号、第八号、第十一号及び第十三号に掲げる事業の用に供する固定資産

二 社会福祉法人並びに前項第一号及び第六号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第五号に掲げる介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

三 社会福祉法人及び前項第一号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）で、道路交通法施行令第八条第二項の規定による国家公安委員会の指定を受けたものが実施する社会福祉法第二条第三項第五号に掲げる盲導犬訓練施設を經營する事業の用に供する固定資産

四 社会福祉法人並びに前項第一号及び第三号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号の二に掲げる福祉ホームを經營する事業並びに同項第五号に掲げる身体障害者福祉センター、補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を經營する事業の用に供する固定資産

五 社会福祉法人並びに前項第一号及び第六号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第九号に掲げる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

六 社会福祉法人並びに前項第一号及び第三号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業の用に供する固定資産で総

務省令で定めるもの

七 社会福祉法人及び前項第一号から第三号までに掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業の用に供する固定資産

八 社会福祉法人及び前項第一号から第四号までに掲げる者（同項第一号から第三号までに掲げる者にあつては、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による委託を受けたものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

九 社会福祉法人並びに前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる者（同項第一号から第三号までに掲げる者にあつては、児童福祉法第三十三条の六第一項の規定による委託を受けたものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる児童自立生活援助事業の用に供する固定資産

十 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者（同項第六号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる一般相談支援事業及び特定相談支援事業、同項第五号に掲げる身

務省令で定めるもの

七 社会福祉法人及び前項第一号から第三号までに掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業の用に供する固定資産

八 社会福祉法人及び前項第一号から第四号までに掲げる者（同項第一号から第三号までに掲げる者にあつては、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による委託を受けたものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

九 社会福祉法人並びに前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる者（同項第一号から第三号までに掲げる者にあつては、児童福祉法第三十三条の六第一項の規定による委託を受けたものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる児童自立生活援助事業の用に供する固定資産

十 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者（同項第六号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる一般相談支援事業及び特定相談支援事業、同項第五号に掲げる身

体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号に掲げる知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの並びに同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業及び手話通訳事業並びに同項第十二号に掲げる事業の用に供する固定資産

体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号に掲げる知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの並びに同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業及び手話通訳事業並びに同項第十二号に掲げる事業の用に供する固定資産

◎ 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第九十号） 抄
 （第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（審査請求又は再審査請求の方式）</p> <p>第二条 文書で被保険者の資格、国民年金基金の加入員の資格若しくは国民年金基金連合会の会員の資格（以下「被保険者の資格等」という。） 、標準報酬若しくは標準給与（以下「標準報酬等」という。）又は保険 給付（国民年金の給付並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給 付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第 三十七号）による保険給付遅延特別加算金（同法第二条（同法附則第二 条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する保険給 付遅延特別加算金をいう。）及び給付遅延特別加算金（同法第三条（同 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する給付遅延特別 加算金をいう。）を含む。以下同じ。） たる給付（以下「保険給付等」という。） 請求をするときは、審査請求書又は再審査請求書に次の各号に掲げる事 項を記載し、審査請求人若しくは再審査請求人（審査請求人又は再審査 請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければ ならない。</p>	<p>（審査請求又は再審査請求の方式）</p> <p>第二条 文書で被保険者の資格、国民年金基金の加入員の資格若しくは国民年金基金連合会の会員の資格（以下「被保険者の資格等」という。） 、標準報酬若しくは標準給与（以下「標準報酬等」という。）又は保険 給付（国民年金の給付並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給 付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第 三十七号）による保険給付遅延特別加算金（同法第二条（同法附則第二 条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する保険給 付遅延特別加算金をいう。）及び給付遅延特別加算金（同法第三条（同 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する給付遅延特別 加算金をいう。）を含む。以下同じ。） たる給付（以下「保険給付等」という。） 請求をするときは、審査請求書又は再審査請求書に次の各号に掲げる事 項を記載し、審査請求人若しくは再審査請求人（審査請求人又は再審査 請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければ ならない。</p>

一 被保険者若しくは被保険者であつた者、石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）第十六条第一項に規定する坑内員（以下「坑内員」という。）若しくは坑内員であつた者若しくは同法第十八条第一項に規定する坑外員（以下「坑外員」という。）若しくは坑外員であつた者、国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金（以下「障害基礎年金」という。）の受給権者若しくは受給権者であつた者、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金（以下「遺族基礎年金」という。）の受給権者若しくは受給権者であつた者又は同法第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢福祉年金（以下「老齢福祉年金」という。）の受給権者若しくは受給権者であつた者（確認又は裁定を受けようとする者を含むものとし、以下単に「被保険者等」という。）の氏名、住所、生年月日並びに被保険者証、日雇特例被保険者手帳若しくは日雇特例被保険者に関する台帳、坑内員若しくは坑内員であつた者若しくは坑外員若しくは坑外員であつた者に関する原簿若しくは国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者に関する原簿の記号及び番号又は基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。）（障害基礎年金、遺族基礎年金又は老齢福祉年金に関して審査請求又は再審査請求をする場合においては、国民年金証書の記号及び番号）

一 被保険者若しくは被保険者であつた者、厚生年金基金の加入員若しくは加入員であつた者、石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）第十六条第一項に規定する坑内員（以下「坑内員」という。）若しくは坑内員であつた者若しくは同法第十八条第一項に規定する坑外員（以下「坑外員」という。）若しくは坑外員であつた者、国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金（以下「障害基礎年金」という。）の受給権者若しくは受給権者であつた者、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金（以下「遺族基礎年金」という。）の受給権者若しくは受給権者であつた者又は同法第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢福祉年金（以下「老齢福祉年金」という。）の受給権者若しくは受給権者であつた者（確認又は裁定を受けようとする者を含むものとし、以下単に「被保険者等」という。）の氏名、住所、生年月日並びに被保険者証、日雇特例被保険者手帳若しくは日雇特例被保険者に関する台帳、厚生年金基金の加入員若しくは加入員であつた者に関する原簿、坑内員若しくは坑内員であつた者若しくは坑外員若しくは坑外員であつた者に関する原簿若しくは国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者に関する原簿の記号及び番号又は基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。）（障害基礎年金、遺族基礎年金又は老齢福祉年金に関して審査請求又は再審査請求をする場合においては、国民年金証書の記号及び番号）

一の二・二 (略)

三 原処分をした保険者（石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金及び国民年金基金連合会、日本年金機構、財務大臣（その委任を受けた者を含む。）並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により健康保険又は船員保険の事務を行う厚生労働大臣を含む。以下同じ。）が全国健康保険協会、健康保険組合、石炭鉱業年金基金、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会又は日本年金機構（以下「健康保険組合等」という。）である場合においては、その健康保険組合等の名称及び所在地、その他の場合においては、原処分をした保険者の機関

四〇十 (略)

2・3 (略)

一の二・二 (略)

三 原処分をした保険者（厚生年金基金及び企業年金連合会（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）の規定により処分を行った場合に限る。以下この号において同じ。））、石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金及び国民年金基金連合会、日本年金機構、財務大臣（その委任を受けた者を含む。）並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により健康保険又は船員保険の事務を行う厚生労働大臣を含む。以下同じ。）が全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金若しくは企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会又は日本年金機構（以下「健康保険組合等」という。）である場合においては、その健康保険組合等の名称及び所在地、その他の場合においては、原処分をした保険者の機関

四〇十 (略)

2・3 (略)

◎ 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）抄
 （第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 六十二（略）</p> <p>六十三 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）に規定する企業年金連合会（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第三十九条の規定により企業年金連合会（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）により設立されたものをいう。以下この号において「旧企業年金連合会」という。）となつた旧厚生年金基金連合会及び旧企業年金連合会を含む。）</p> <p>六十四 六五十八（略）</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 六十二（略）</p> <p>六十三 企業年金連合会（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第三十九条の規定により企業年金連合会となつた旧厚生年金基金連合会を含む。）</p> <p>六十四 六五十八（略）</p>

◎ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号） 抄
 （第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（厚生年金基金の加入員であつた配偶者に支給される遺族共済年金） 第十一条の八の十二 法第八十九条第一項第二号に規定する退職共済年金等のうち老齢厚生年金の受給権を有する六十五歳に達している配偶者の厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第四十三条第一項第十一号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金（第十一条の八の十七において「厚生年金基金」という。）の加入員であつたものに対する法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、同号口中「退職共済年金等の額」とあるのは、「退職共済年金等の額（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であつた期間を有する老齢厚生年金の受給権者にあつては、同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないも</p>	<p>（厚生年金基金の加入員であつた配偶者に支給される遺族共済年金） 第十一条の八の十二 法第八十九条第一項第二号に規定する退職共済年金等のうち老齢厚生年金の受給権を有する六十五歳に達している配偶者の厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつたものに対する同号口の規定の適用については、同号口中「退職共済年金等の額」とあるのは、「退職共済年金等の額（厚生年金基金の加入員であつた期間を有する老齢厚生年金の受給権者にあつては、厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして算定した老齢厚生年金の額とする。）」とする。</p>

のとして算定した老齢厚生年金の額とする。」とする。

(厚生年金基金の加入員であつた配偶者以外の遺族に支給される遺族共済年金)

第十一条の八の十七 六十五歳に達している配偶者以外の者であつて法第八十九条第一項第二号に規定する退職共済年金のうち老齢厚生年金の受給権を有する者の厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつたものに支給する遺族共済年金については、法第九十一条の二中「退職共済年金等の額」とあるのは、「退職共済年金等の額(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であつた期間を有する老齢厚生年金の受給権者にあつては、同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして算定した老齢厚生年金の額とする。）」とする。

(継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲)

第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等(以下「公庫等」という。)に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 〇十 (略)

(厚生年金基金の加入員であつた配偶者以外の遺族に支給される遺族共済年金)

第十一条の八の十七 六十五歳に達している配偶者以外の者であつて法第八十九条第一項第二号に規定する退職共済年金のうち老齢厚生年金の受給権を有する者の厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつたものに支給する遺族共済年金については、法第九十一条の二中「退職共済年金等の額」とあるのは、「退職共済年金等の額(厚生年金基金の加入員であつた期間を有する老齢厚生年金の受給権者にあつては、厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして算定した老齢厚生年金の額とする。）」とする。

(継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲)

第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等(以下「公庫等」という。)に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 〇十 (略)

十一 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）に規定する企業年金連合会（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第三十九条の規定により企業年金連合会（平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法により設立されたものをいう。以下この号において「旧企業年金連合会」という。）となった旧厚生年金基金連合会及び旧企業年金連合会を含む。）。

十二く百二十八（略）

2
（略）

十一 企業年金連合会（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第三十九条の規定により企業年金連合会となつた旧厚生年金基金連合会を含む。）

十二く百二十八（略）

2
（略）

◎ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和二十七年政令第三百五十二号） 抄
 （第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（厚生年金基金の加入員であつた配偶者に支給される遺族共済年金） 第二十六条の十二 法第九十九条の二第一項第二号に規定する退職共済年金のうち老齢厚生年金の受給権を有する六十五歳に達している配偶者の厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金（第二十六条の十七において「厚生年金基金」という。）の加入員であつたものに対する同項第二号の規定の適用については、同号口中「退職共済年金等の額」とあるのは、「退職共済年金等の額（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であつた期間を有する老齢厚生年金の受給権者にあつては、同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして算定した老齢厚生年金の額とする。）とする。</p>	<p>（厚生年金基金の加入員であつた配偶者に支給される遺族共済年金） 第二十六条の十二 法第九十九条の二第一項第二号に規定する退職共済年金のうち老齢厚生年金の受給権を有する六十五歳に達している配偶者の厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつたものに対する同号口の規定の適用については、同号口中「退職共済年金等の額」とあるのは、「退職共済年金等の額（厚生年金基金の加入員であつた期間を有する老齢厚生年金の受給権者にあつては、厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして算定した老齢厚生年金の額とする。）とする。</p>

(厚生年金基金の加入員であつた配偶者以外の遺族に支給される遺族共済年金)

第二十六条の十七 六十五歳に達している配偶者以外の者であつて法第十九条の二第二項第二号に規定する退職共済年金のうち老齢厚生年金の受給権を有する者の厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつたものに支給する遺族共済年金については、法第九十九条の四の二第一項中「退職共済年金等の額」とあるのは、「退職共済年金等の額(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であつた期間を有する老齢厚生年金の受給権者にあつては、同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして算定した老齢厚生年金の額とする。）」とする。

(厚生年金基金の加入員であつた配偶者以外の遺族に支給される遺族共済年金)

第二十六条の十七 六十五歳に達している配偶者以外の者であつて法第十九条の二第二項第二号に規定する退職共済年金のうち老齢厚生年金の受給権を有する者の厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつたものに支給する遺族共済年金については、法第九十九条の四の二第一項中「退職共済年金等の額」とあるのは、「退職共済年金等の額(厚生年金基金の加入員であつた期間を有する老齢厚生年金の受給権者にあつては、厚生年金保険法第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして算定した老齢厚生年金の額とする。）」とする。

◎ 国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の公法人を定める政令（昭和二十七年政令第三百九十三号）抄

（第二十三條關係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、沖繩振興開發金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、企業年金連合会、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本司法支援センター、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本年金機構、農業共済組合及び農業共済組合連合会とする。</p>	<p>国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七條第一項の政令で定める公法人は、沖繩振興開發金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、企業年金連合会、危険物保安技術協会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、<u>広域臨海環境整備センター</u>、<u>厚生年金基金</u>、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金連合会、<u>国民年金基金連合会</u>、<u>国家公務員共済組合</u>、<u>国家公務員共済組合連合会</u>、<u>自動車安全運転センター</u>、<u>社会保険診療報酬支払基金</u>、<u>消防団員等公務災害補償等共済基金</u>、<u>水害予防組合</u>、<u>水害予防組合連合</u>、<u>石炭鉱業年金基金</u>、<u>全国健康保険協会</u>、<u>全国市町村職員共済組合連合会</u>、<u>地方競馬全国協会</u>、<u>地方公務員共済組合</u>、<u>地方公務員共済組合連合会</u>、<u>地方公務員災害補償基金</u>、<u>地方住宅供給公社</u>、<u>地方道路公社</u>、<u>土地改良区</u>、<u>土地改良区連合</u>、<u>土地区画整理組合</u>、<u>日本司法支援センター</u>、<u>日本消防検定協会</u>、<u>日本私立学校振興・共済事業団</u>、<u>日本赤十字社</u>、<u>日本中央競馬会</u>、<u>日本電気計器検定所</u>、<u>日本年金機構</u>、<u>農業共済組合及び農業共済組合連合会</u>とする。</p>

◎ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）抄
 （第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲）</p> <p>第二条の十 法第三条第三号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げる権利とする。</p> <p>一 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち、その信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下イにおいて「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下イにおいて「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十条の二第二項並びに第百三十六條の三第一項第一号、第四号二及び第五号へ並びに同条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十条の二第二項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりな</p>	<p>（法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲）</p> <p>第二条の十 法第三条第三号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げる権利とする。</p> <p>一 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち、その信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十条の二第一項及び第二項（同法第百三十六條の三第二項（同法第百六十四條第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第百三十六條の三第一項第一号、第四号二及び第五号へ（同法第百六十四條第三項において準用する場合を含む。）並びに第百五十九條の二第一項及び第二項に規定する信託の受益権</p>

おその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百五十九条の二第一項及び第二項、改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百二十六条の三第一項第一号、第四号二及び第五号へ並びに改正前厚生年金保険法第百六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第二項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十条の二第二項に規定する信託の受益権

ロゝニ (略)

ホ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約（同条第一項第一号に掲げる信託の契約に限る。）、同法第六十六条第一項（同法第九十一条の二十四において準用する場合を含む。）の規定により締結する同法第六十五条第一項第一号に掲げる信託の契約及び同法第六十六条第二項（同法第九十一条の二十四において準用する場合を含む。）に規定する信託の契約に係る信託の受益権

へゝル (略)

二ゝ五 (略)

2・3 (略)

ロゝニ (略)

ホ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約（同条第一項第一号に掲げる信託の契約に限る。）、同法第六十六条第一項（同法第九十一条の七において準用する場合を含む。）の規定により締結する同法第六十五条第一項第一号に掲げる信託の契約及び同法第六十六条第二項（同法第九十一条の七において準用する場合を含む。）に規定する信託の契約に係る信託の受益権

へゝル (略)

二ゝ五 (略)

2・3 (略)

◎ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号） 抄
 （第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別障害者手当の支給を制限する場合の所得の範囲）</p> <p>第十一条 法第二十六条の五において準用する法第二十条及び第二十二條第二項第一号に規定する所得は、地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得及び次に掲げる給付であるその他の所得とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 厚生年金保険法に基づく年金たる給付（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百十條第三項の規定に基づき平成二十五年厚生年金等改正法附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金が加入員又は加入員であつた者の障害に關し支給する年金たる給付及び平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十條第三項第二号の規定に基づき平成二十五年厚生年金等改正法附則第三條第十三号に規定</p>	<p>（特別障害者手当の支給を制限する場合の所得の範囲）</p> <p>第十一条 法第二十六条の五において準用する法第二十条及び第二十二條第二項第一号に規定する所得は、地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得及び次に掲げる給付であるその他の所得とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 厚生年金保険法に基づく年金たる給付（同法第三百十條第三項の規定に基づき厚生年金基金が加入員又は加入員であつた者の障害に關し支給する年金たる給付及び同法第百五十九條第二項の規定に基づき企業年金連合会が障害を支給理由として行う年金たる給付を除き、同法附則第二十八條に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。）</p>

する存続連合会が障害を支給理由として行う年金たる給付を除き、厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。）

三〇十八（略）

三〇十八（略）

◎ 行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号） 抄
 （第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人）</p> <p>第一条 行政手続法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の政令で定める法人は、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、漁船保険中央会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、原子力損害賠償支援機構、広域臨海環境整備センター、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、全国農業会議所、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地家屋調査士会、</p>	<p>（申請に対する処分及び不利益処分に関する規定の適用が除外される法人）</p> <p>第一条 行政手続法（以下「法」という。）第四条第二項第二号の政令で定める法人は、<u>企業年金連合会</u>、危険物保安技術協会、行政書士会、漁業共済組合連合会、漁船保険中央会、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、原子力損害賠償支援機構、広域臨海環境整備センター、<u>厚生年金基金</u>、港務局、小型船舶検査機構、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市街地再開発組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険労務士会、住宅街区整備組合、商工会連合会、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、全国農業会議所、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、中央職業能力開発協会、中央労働災害防止協会、中小企業団体中央会、土地開発公社、土地改良区、土地</p>

土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、都道府県農業会議、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業協同組合中央会、農水産業協同組合貯金保険機構、防災街区整備事業組合、水先人会、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。

改良区連合、土地家屋調査士会、土地区画整理組合、都道府県職業能力開発協会、都道府県農業会議、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法書士会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本赤十字社、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本水先人会連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、農業協同組合中央会、農水産業協同組合貯金保険機構、防災街区整備事業組合、水先人会、預金保険機構及び労働災害防止協会とする。

◎ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号） 抄
 （第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係） 第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四</p>	<p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係） 第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年</p>

十六年法律第九十二号)、船舶油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)、犯罪による収益の移転防止に関する法律、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)、相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)、中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)、漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)、公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)、貿易保険法施行令、関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令(昭和三十年政令第三百十六号)、租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)、割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令(昭和四十一年政令第六十四号)、印紙税法施行令(昭和四十二年政令第八号)、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令(昭和四十四年政令第九十五号)、船舶油濁損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十二年政令第九十九号)、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十三年政令第二十五号)、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、信託業法施行令、資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令

法律第二十三号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、船舶油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)、犯罪による収益の移転防止に関する法律、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)、相続税法施行令(昭和二十五年政令第七十一号)、中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)、漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)、公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)、貿易保険法施行令、関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号)、自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令(昭和三十年政令第三百十六号)、租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)、割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令(昭和四十一年政令第六十四号)、印紙税法施行令(昭和四十二年政令第八号)、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令(昭和四十四年政令第九十五号)、船舶油濁損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十二年政令第九十九号)、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和五十三年政令第二十五号)、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、信託業法施行令

第十九号)及び株式会社国際協力銀行法施行令(平成二十三年政令第二百二十一号)とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第一百二十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、所得税法第一百七十四条第八号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十七号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の三第十号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、法人税法施行令第八十四条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号(金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。)及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二條第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、信託業法施行令第十条、資金決済に関する法律施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二項並びに株式会社国際協力銀行法施行令第一条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並び

、資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号)及び株式会社国際協力銀行法施行令(平成二十三年政令第二百二十一号)とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第一百二十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、所得税法第一百七十四条第八号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十七号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の三第十号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、法人税法施行令第八十四条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号(金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。)及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二條第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、信託業法施行令第十条、資金決済に関する法律施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二項並びに株式会社国際協力銀行法施行令第一条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項

に第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第五項第一号及び第六項第四号、第三百六十一条第十号並びに第二百二十五条第一項第四号、法人税法第三百三十八条第九号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十一条の十八第七項及び第九十三条、相続税法施行令第一条の二第一項第一号、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第三十条第一号、第七十六条第二項第一号、第八十三条第三項第一号、第二百九条第一項、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第一号及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第七十七条第一項第三号、第八百八十三条並びに附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七條並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第九条第一項第十七号、第七十六条第六項第四号、第七十七条第二項第一号、第三百六十一条第十号及び第二百二十五条第一項第五号、法人税法第三百三十八条第九号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三

、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第三百三十条第五項及び第三百三十九条第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第五項第一号及び第六項第四号、第三百六十一条第十号並びに第二百二十五条第一項第四号、法人税法第三百三十八条第九号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、相続税法施行令第一条の二第一項第一号、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第三十条第一号、第七十六条第二項第一号、第八十三条第三項第一号、第二百九条第一項、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第一号及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第七十七条第一項第三号、第八百八十三条並びに附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七條並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第九条第一項第十七号、第七十六条第六項第四号、第七十七条第二項第一号、第三百六十一条第十号及び第二百二十五条第一項

、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、相続税法施行令第一条の二第二項第一号、貿易保険法施行令第二十五条、所得税法施行令第三十条第一号、第八十四条第二項、第二百九十八条第六項第二号、第三百二十条第二項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第八十三条、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

第五号、法人税法第三百三十八条第九号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、相続税法施行令第一条の二第二項第一号、貿易保険法施行令第二十五条、所得税法施行令第三十条第一号、第八十四条第二項、第二百九十八条第六項第二号、第三百二十条第二項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第八十三条、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

◎ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号） 抄

（第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（遺族厚生年金等の受給権を有する者の退職特例年金給付の額）</p> <p>第十七条の二 退職特例年金給付の受給権を有する六十五歳に達している配偶者（第十七条の四第一項の規定が適用される者を除く。）が厚生年金保険法による遺族厚生年金又は年金たる給付であつて財務省令で定めるものの受給権を有する場合（これらの年金たる給付と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける場合を除く。）における退職特例年金給付の額については、平成八年改正法附則第三十三条第二項及び第五項並びに国家公務員共済組合法第九十一条の二の規定は適用せず、当該額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、平成八年改正法附則第三十三条第五項に規定する職域相当額（以下「職域相当額」という。）があるときは当該職域相当額を、改正後国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額（以下「退職共済年金の加給年金額」という。）があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ加算した額とする。</p> <p>一 当該退職特例年金給付の受給権を有する者の厚生年金保険法による</p>	<p>（遺族厚生年金等の受給権を有する者の退職特例年金給付の額）</p> <p>第十七条の二 退職特例年金給付の受給権を有する六十五歳に達している配偶者（第十七条の四第一項の規定が適用される者を除く。）が厚生年金保険法による遺族厚生年金又は年金たる給付であつて財務省令で定めるものの受給権を有する場合（これらの年金たる給付と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける場合を除く。）における退職特例年金給付の額については、平成八年改正法附則第三十三条第二項及び第五項並びに国家公務員共済組合法第九十一条の二の規定は適用せず、当該額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、平成八年改正法附則第三十三条第五項に規定する職域相当額（以下「職域相当額」という。）があるときは当該職域相当額を、改正後国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額（以下「退職共済年金の加給年金額」という。）があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ加算した額とする。</p> <p>一 当該退職特例年金給付の受給権を有する者の厚生年金保険法による</p>

老齢厚生年金の額（当該老齢厚生年金の額の算定の基礎となる厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であった期間であるときは、平成二十五年厚生年金等改正法附則第八十六條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四條の二第一項の規定の適用がないものとして算定した老齢厚生年金の額）その他退職を給付事由とする年金たる給付であつて財務省令で定める額の合計額から財務省令で定める額を控除して得た額（以下この条から第十七條の四までにおいて「老齢厚生年金等合計額」という。）及び退職特例年金給付の受給権を有する者の平成八年改正法附則第三十三條第二項の規定を適用するとしたならば求められることとなる額（職域相当額があるときは当該職域相当額を、退職共済年金の加給年金額があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ控除して得た額とし、以下この条及び第十七條の四において「仮定退職特例年金給付額」という。）の合算額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額及び厚生年金保険法第六十條第一項第一号の規定その他死亡を給付事由とする年金たる給付に係る規定であつて財務省令で定めるものの例により計算した額の合計額（以下この条から第十七條の四までにおいて「遺族給付額」という。）の三分の二に相当する額の合算

老齢厚生年金の額（当該老齢厚生年金の額の算定の基礎となる厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であった期間であるときは、同法第四十四條の二第一項の規定の適用がないものとして算定した老齢厚生年金の額）その他退職を給付事由とする年金たる給付であつて財務省令で定める額の合計額から財務省令で定める額を控除して得た額（以下この条から第十七條の四までにおいて「老齢厚生年金等合計額」という。）及び退職特例年金給付の受給権を有する者の平成八年改正法附則第三十三條第二項の規定を適用するとしたならば求められることとなる額（職域相当額があるときは当該職域相当額を、退職共済年金の加給年金額があるときは当該退職共済年金の加給年金額を、それぞれ控除して得た額とし、以下この条及び第十七條の四において「仮定退職特例年金給付額」という。）の合算額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額及び厚生年金保険法第六十條第一項第一号の規定その他死亡を給付事由とする年金たる給付に係る規定であつて財務省令で定めるものの例により計算した額の合計額（以下この条から第十七條の四までにおいて「遺族給付額」という。）の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

額以上であるとき 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 仮定退職特例年金給付額に相当する額

ロ 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 老齢厚生年金等合計額に仮定退職特例年金給付額を加えて得た額から遺族給付額を控除して得た額に相当する額

(2) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき 老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額に仮定退職特例年金給付額を加えて得た額から遺族給付額の三分の二に相当する額を控除して得た額に相当する額

二 当該退職特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額及び仮定退職特例年金給付額の合算額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 仮定退職特例年金給付額に相当する額

ロ 老齢厚生年金等合計額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 老齢厚生年金等合計額に仮定退職特例年金給付額を加えて得た額から遺族給付額を控除して得た額に相当する額

(2) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき 老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額に仮定退職特例年金給付額を加えて得た額から遺族給付額の三分の二に相当する額を控除して得た額に相当する額

二 当該退職特例年金給付の受給権を有する者の老齢厚生年金等合計額及び仮定退職特例年金給付額の合算額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 遺族給付額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、

仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 零

ロ 遺族給付額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、

仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき

老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額に仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額を加えて得た額から遺族給付額の三分の一に相当する額を控除して得た額に相当する額

(2) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき

仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額

2 (略)

(基金の申請の手続)

第十八条 平成八年改正法附則第四十七条第一項の規定による指定を受けようとする平成二十五年厚生年金等改正法附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金又は平成八年改正法附則第五十二条第六項の規定により読み替えられた平成八年改正法附則第四十七条第一項の規定による指定を受けようとする企業年金基金（以下「基金」と総称する。）は、

イ 遺族給付額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、

仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき 零

ロ 遺族給付額が、老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額、

仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき 次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額以上であるとき

老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額に仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額を加えて得た額から遺族給付額の三分の一に相当する額を控除して得た額に相当する額

(2) 遺族給付額が老齢厚生年金等合計額の二分の一に相当する額及び遺族給付額の三分の二に相当する額の合算額に満たないとき

仮定退職特例年金給付額の二分の一に相当する額

2 (略)

(基金の申請の手続)

第十八条 平成八年改正法附則第四十七条第一項の規定による指定を受けようとする厚生年金基金又は平成八年改正法附則第五十二条第六項の規定により読み替えられた平成八年改正法附則第四十七条第一項の規定による指定を受けようとする企業年金基金（以下「基金」と総称する。）は、財務省令で定めるところにより、名称、住所及び事務所の所在地そ

財務省令で定めるところにより、名称、住所及び事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

(指定基金が特例業務として支給する年金たる長期給付を支給しないこととする)の認可の申請の手続)

第二十二條 平成八年改正法附則第四十九條第二項の規定による認可を受けようとする指定基金は、次に掲げる事項を明らかにして、財務大臣に申請しなければならない。

一 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十條に規定する業務(平成八年改正法附則第五十五條第二項に規定する障害等年金給付の支給を行う業務を含む。)として支給する年金たる給付のうち、特例業務として支給する旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とする年金たる長期給付に相当するものの内容

二・三 (略)

他の財務省令で定める事項を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

(指定基金が特例業務として支給する年金たる長期給付を支給しないこととする)の認可の申請の手続)

第二十二條 平成八年改正法附則第四十九條第二項の規定による認可を受けようとする指定基金は、次に掲げる事項を明らかにして、財務大臣に申請しなければならない。

一 厚生年金保険法第三百三十條に規定する業務(平成八年改正法附則第五十五條第二項に規定する障害等年金給付の支給を行う業務を含む。)として支給する年金たる給付のうち、特例業務として支給する旧適用法人施行日前期間を計算の基礎とする年金たる長期給付に相当するものの内容

二・三 (略)

◎ 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）抄
 （第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（厚生年金勘定における積立金からの補足） （削る）</p> <p>第五十八条 法第百十六条第二項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の厚生年金勘定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十条第二項において準用する同条第一項第一号に規定する超過額に相当する金額（同条第二項第二号及び第六号に係るものに限る。）を控除して不足する場合とし、法第百十六条第二項の規定により同勘定の積立金から補足する金額は、当該不足する額に相当する金額とする。</p>	<p>（厚生年金勘定における積立金とする時期等）</p> <p>第五十八条 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十四条第五項に規定する有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長の指定する者が当該有価証券を受けた日に、年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。</p> <p>2 法第百十六条第三項に規定する政令で定める場合は、年金特別会計の厚生年金勘定の毎会計年度の収納済歳入額から支出済歳出額、歳出の翌年度への繰越額及び法第百二十条第二項において準用する同条第一項第一号に規定する超過額に相当する金額（同条第二項第二号及び第六号に係るものに限る。）を控除して不足する場合とし、法第百十六条第三項の規定により同勘定の積立金から補足する金額は、当該不足する額に相当する金額とする。</p>

附則

(年金特別会計の厚生年金勘定における積立金からの補足の特例)

第十一条 法附則第二十四条第二項の規定により法第二百二十条第一項を準用する場合における第五十八条の規定の適用については、同条中「及び法」とあるのは、「法」と、「限る。」とあるのは「限る。」及び法附則第二十四条第二項において準用する法第二百二十条第一項第一号に規定する超過額」とする。

(年金特別会計における私立学校教職員共済法附則第十七項の負担金の支出)

第十二条 (略)

(年金特別会計の厚生年金勘定における積立金とする時期に関する経過措置)

第十二条の二 当分の間、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。)

附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第一百四十五条第五項に規定する有価証券の価額として算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人

附則

(年金特別会計の厚生年金勘定における積立金からの補足の特例)

第十一条 法附則第二十三条第二項及び第二十四条第二項の規定により法第二百二十条第一項を準用する場合における第五十八条第二項の規定の適用については、同条中「及び法」とあるのは「法」と、「限る。」とあるのは「限る。」並びに法附則第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する法第二百二十条第一項第一号に規定する超過額」とする。

(年金特別会計における私立学校教職員共済法附則第十七項の負担金の支出)

第十二条 (略)

の理事長の指定する者が当該有価証券を受けた日に、年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

◎ 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号） 抄
 （第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（輸出入取引法施行令等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二十条 旧郵便貯金は、第三十条、第三十九条、第四十条、第四十六条、第五十六条、第七十二条及び第七十三条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 削除</p> <p>七～十三 （略）</p>	<p>附則</p> <p>（輸出入取引法施行令等の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二十条 旧郵便貯金は、第三十条、第三十九条、第四十条、第四十六条、第五十六条、第七十二条及び第七十三条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 厚生年金基金令第四十条</p> <p>七～十三 （略）</p>

◎ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号） 抄
 （第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例） 第七十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する年金たる給付（第三十六条第二項第一号に掲げる年金たる給付を除く。）であつて法の規定により支給するものについては、厚生年金保険法第四十六条第六項（同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の受給権者の配偶者が同時に老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給を受けることができるとき（当該受給権者の老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。</p> <p>4（略）</p>	<p>（老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例） 第七十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する年金たる給付（第三十六条第二項第一号に掲げる年金たる給付を除く。）であつて法の規定により支給するものについては、厚生年金保険法第四十六条第七項（同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。ただし、老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の受給権者の配偶者が同時に老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給を受けることができるとき（当該受給権者の老齢厚生年金の加給又は障害厚生年金の配偶者加給の額が当該配偶者の老齢給付の配偶者加給又は障害給付の配偶者加給の額より低いとき、その他厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。</p> <p>4（略）</p>

◎ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号） 抄
 （第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 削除</p> <p>（社会保険審査官及び社会保険審査会法等の規定の適用）</p> <p>第二条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「法」という。）第十一条の規定により厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく処分とみなされた同条に規定する処分について、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第百二十六号）の規定を適用する場合には、同法第十九条中「第九十一条」とあるのは「第九十一条（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。第三十二条第五項において「特例法」という。）第十一条の規定により適用する場</p>	<p>（企業年金連合会による標準給与の改定又は決定）</p> <p>第一条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により企業年金連合会が行う標準給与の改定又は決定は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定により厚生年金基金が行う標準給与の改定又は決定の例による。</p> <p>（社会保険審査官及び社会保険審査会法等の規定の適用）</p> <p>第二条 法第十一条第一項の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた同項に規定する処分について、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第百二十六号）の規定を適用する場合には、同法第十九条中「場合」とあるのは「場合及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。第三十二条第五項において「特例法」という。）第十一条第一項の規定により適用する場合」と、同法第三十二条第五項中「する場合」とあるのは「する場合、特例法第二条第八項の規定によりその例による</p>

合を含む。）」と、同法第三十二条第五項中「する場合」とあるのは「する場合、特例法第二条第八項の規定によりその例によることとされる場合」とする。

(削る)

こととされる場合」とする。

2 | 法第十一条第二項の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた同項に規定する処分について、社会保険審査官及び社会保険審査会の規定を適用する場合には、同法第十九条中「第百六十九条」とあるのは、「第百六十九条（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号）第十一条第二項の規定により適用する場合を含む。）」とする。

3 | 法第十一条第四項の規定により、社会保険審査官又は社会保険審査会が同条第三項の審査請求の事件を取り扱う場合においては、社会保険審査官及び社会保険審査会法第三条第二号中「の規定」とあるのは「及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号）第三十二条第五項において「特例法」という。（の規定）」と、同法第三十二条第五項中「する場合」とあるのは「する場合、特例法第八条第八項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる厚生年金保険法第四百四十一条第一項において準用する場合」と、社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第九十号）第二条第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号）の規定」とする。

(削る)

◎ 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号） 抄
 （第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外となる前払式支払手段）</p> <p>第四条 法第四条第一号に規定する政令で定めるものは、第一号から第三号までに掲げる証票その他の物（以下この条において「証票等」という。）又は第四号に掲げる番号、記号その他の符号とする。</p> <p>一 乗車券、乗船券及び航空券</p> <p>二 次に掲げる施設又は場所に係る入場券（通常入場券と併せて発行される遊園地その他これに類する施設の利用券を含む。）</p> <p>イ 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を不特定かつ多数の者に見せ、又は聴かせる場所</p> <p>ロ 競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場</p> <p>ハ 美術館、遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設又は場所であつてこれらに類するもの</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、特定の施設又は場所の利用に際し発行される食券その他の証票等で、当該施設又は場所の利用者が通常使用するものとされているもの</p> <p>四 前三号に掲げる証票等と同等の機能を有する番号、記号その他の符</p>	<p>（適用除外となる前払式支払手段）</p> <p>第四条 法第四条第一号に規定する政令で定めるものは、第一号から第三号までに掲げる証票その他の物（以下この条において「証票等」という。）又は第四号に掲げる番号、記号その他の符号とする。</p> <p>一 乗車券、乗船券及び航空券</p> <p>二 次に掲げる施設又は場所に係る入場券（通常入場券と併せて発行される遊園地その他これに類する施設の利用券を含む。）</p> <p>イ 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を不特定かつ多数の者に見せ、又は聴かせる場所</p> <p>ロ 競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場</p> <p>ハ 美術館、遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設又は場所であつてこれらに類するもの</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、特定の施設又は場所の利用に際し発行される食券その他の証票等で、当該施設又は場所の利用者が通常使用するものとされているもの</p> <p>四 前三号に掲げる証票等と同等の機能を有する番号、記号その他の符</p>

号（その発行する者又は当該発行する者が指定する者による利用者に対する物品の給付又は役務の提供が、発行する者又は当該発行する者が指定する者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて行われる場合に利用されるものを除く。）

2 法第四条第二号に規定する政令で定める一定の期間は、六月とする。

3 法第四条第四号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 自動車検査独立行政法人
- 二 日本中央競馬会及び日本放送協会
- 三 港務局及び地方道路公社

4 法第四条第五号に規定する政令で定める前払式支払手段は、次に掲げる前払式支払手段とする。

- 一 専ら発行者の従業員（当該従業員と同一の世帯に属する者を含む。以下この号において同じ。）に対して発行される第三者型前払式支払手段（法第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。）であつて、専ら当該従業員が使用することとされているもの

二 次に掲げる者が発行する保健施設、福祉施設又は福祉事業に係る前払式支払手段

イ 健康保険組合又は健康保険組合連合会

ロ 国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共

済事業団

号（その発行する者又は当該発行する者が指定する者による利用者に対する物品の給付又は役務の提供が、発行する者又は当該発行する者が指定する者の使用に係る電子計算機と利用者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて行われる場合に利用されるものを除く。）

2 法第四条第二号に規定する政令で定める一定の期間は、六月とする。

3 法第四条第四号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 自動車検査独立行政法人
- 二 日本中央競馬会及び日本放送協会
- 三 港務局及び地方道路公社

4 法第四条第五号に規定する政令で定める前払式支払手段は、次に掲げる前払式支払手段とする。

- 一 専ら発行者の従業員（当該従業員と同一の世帯に属する者を含む。以下この号において同じ。）に対して発行される第三者型前払式支払手段（法第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段をいう。）であつて、専ら当該従業員が使用することとされているもの

二 次に掲げる者が発行する保健施設、福祉施設又は福祉事業に係る前払式支払手段

イ 健康保険組合又は健康保険組合連合会

ロ 国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共

済事業団

ハ 企業年金基金又は企業年金連合会

(削る)

- 二 イからハまでに掲げる者に類するものとして内閣府令で定める者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校を設置する者(国及び地方公共団体を除く。)が専らその学生、生徒若しくは児童又は職員(以下この号において「学生等」という。)に対して発行する前払式支払手段(専ら当該学生等が使用することとされているものに限る。)その他これに準ずるものとして内閣府令で定める前払式支払手段

- 四 前三号に掲げる前払式支払手段のほか、一定の職域内に勤務する従業員又は当該従業員であった者(これらの者と同一の世帯に属する者を含む。以下この号において「従業員等」という。)の福利厚生のため(以下この号において「福利厚生施設」という。)に係る事業を営むものが専ら当該従業員等に対して発行する前払式支払手段(当該従業員等の福利厚生施設においてのみ使用することとされているものに限る。)その他これに類するものとして内閣府令で定める前払式支払手段

5 法第四条第六号に規定する政令で定める前払式支払手段は、次に掲げる前払式支払手段とする。

- 一 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)第二条第六項に規定する前払式特定取引に係る商品の引渡し若しくは役務の提供又は同法第十一条に規定する前払式割賦販売に係る商品の引渡しにおいて使用することとされている前払式支払手段

ハ 厚生年金基金又は企業年金連合会

二 企業年金基金

- ホ イからニまでに掲げる者に類するものとして内閣府令で定める者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校を設置する者(国及び地方公共団体を除く。)が専らその学生、生徒若しくは児童又は職員(以下この号において「学生等」という。)に対して発行する前払式支払手段(専ら当該学生等が使用することとされているものに限る。)その他これに準ずるものとして内閣府令で定める前払式支払手段

- 四 前三号に掲げる前払式支払手段のほか、一定の職域内に勤務する従業員又は当該従業員であった者(これらの者と同一の世帯に属する者を含む。以下この号において「従業員等」という。)の福利厚生のため(以下この号において「福利厚生施設」という。)に係る事業を営むものが専ら当該従業員等に対して発行する前払式支払手段(当該従業員等の福利厚生施設においてのみ使用することとされているものに限る。)その他これに類するものとして内閣府令で定める前払式支払手段

5 法第四条第六号に規定する政令で定める前払式支払手段は、次に掲げる前払式支払手段とする。

- 一 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)第二条第六項に規定する前払式特定取引に係る商品の引渡し若しくは役務の提供又は同法第十一条に規定する前払式割賦販売に係る商品の引渡しにおいて使用することとされている前払式支払手段

二 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二条第三項に規定する旅行業務に関する取引において発行される前払式支払手段

二 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二条第三項に規定する旅行業務に関する取引において発行される前払式支払手段

◎ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）
 （第三十四条関係）

抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（年金局の所掌事務）</p> <p>第十四条 年金局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 国民年金基金、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の事業に関すること。</p> <p>四〇十三（略）</p> <p>（年金課の所掌事務）</p> <p>第二百二十六条 年金課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 政府が管掌する国民年金事業と国民年金基金（国民年金基金連合会（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定により業務を行う場合に限る。）を含む。以下同じ。）に関する制度の調整に関すること。</p>	<p>（年金局の所掌事務）</p> <p>第十四条 年金局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金、国民年金基金連合会及び石炭鉱業年金基金の事業に関すること。</p> <p>四〇十三（略）</p> <p>（年金課の所掌事務）</p> <p>第二百二十六条 年金課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 政府が管掌する厚生年金保険事業と厚生年金基金（企業年金連合会（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定により業務を行う場合に限る。）を含む。以下同じ。）に関する制度及び政府が管掌する国民年金事業と国民年金基金（国民年金基金連合会（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定により業務を行う場合に限る。）を含む。以下同じ。）に関する制度の調整に関すること。</p>

(企業年金国民年金基金課の所掌事務)

第二百二十八条 企業年金国民年金基金課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 確定給付企業年金(企業年金連合会を含む。次号において同じ。)及び確定拠出年金並びに石炭鉱業年金基金並びに国民年金基金に関する制度の企画及び立案に関すること。

二 確定給付企業年金及び石炭鉱業年金基金並びに国民年金基金に関する制度の数理に関すること。

三 石炭鉱業年金基金及び国民年金基金に対する監督及び助成に関すること。

(削る。)

四 確定給付企業年金事業(企業年金連合会の事業を含む。)及び確定拠出年金事業に関する監督に関すること。

附則

第六条 (略)

2 (略)

3 年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)附則第十六条第一項に規定する旧給付(附則第八条第一項において単に「旧給付」という。)の支給が行われる間、独立行政法人農業者年金基金

(企業年金国民年金基金課の所掌事務)

第二百二十八条 企業年金国民年金基金課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚生年金基金及び石炭鉱業年金基金(以下この条において「企業年金」という。)並びに国民年金基金に関する制度の企画及び立案に関すること。

二 企業年金及び国民年金基金並びに確定給付企業年金に関する制度の数理に関すること。

三 企業年金及び国民年金基金に対する監督及び助成に関すること。

四 確定給付企業年金及び確定拠出年金に関する制度の企画及び立案に関すること。

五 確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業に関する監督に関すること。

附則

第六条 (略)

2 (略)

3 年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)附則第十六条第一項に規定する旧給付(次条において単に「旧給付」という。)の支給が行われる間、独立行政法人農業者年金基金の事業に関する

の事業に関する事務をつかさどる。

4 (略)

5 | 年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、当分の間、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（次条第一項及び附則第八条第二項において「存続厚生年金基金」という。）の事業に関する事務をつかさどる。

6 | 年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、平成二十五年改正法附則第七十条第一項又は第七十一条第一項の規定により平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）が解散するまでの間、存続連合会の事業に関する事務をつかさどる。

第七条 | 年金局年金課は、第二百二十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、政府が管掌する厚生年金保険事業と存続厚生年金基金に関する制度の調整に関する事務をつかさどる。

2 | 年金局年金課は、第二百二十六条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、附則第六条第六項に規定する期間、政府が管掌する厚生年金保険事業と存続連合会（平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）及び平成二十五年改正法の規定により業務を行う場合に限る。）に関する制度の調整に関する事務をつかさどる。

る事務をつかさどる。

4 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>第八條 (略)</p> <p>2 年金局企業年金国民年金基金課は、第二百二十八条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 存続厚生年金基金に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>二 存続厚生年金基金に関する制度の数理に関すること。</p> <p>三 存続厚生年金基金に対する監督及び助成に関すること。</p> <p>3 年金局企業年金国民年金基金課は、第二百二十八条各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、附則第六条第六項に規定する期間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 存続連合会に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>二 存続連合会に関する制度の数理に関すること。</p> <p>三 存続連合会に対する監督及び助成に関すること。</p> <p>第九條 (略)</p> <p>第十條 (略)</p> <p>第十一條 (略)</p>	<p>第七條 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第八條 (略)</p> <p>第九條 (略)</p> <p>第十條 (略)</p>
---	---